

第 9 3 号議案

長崎市手数料条例

長崎市手数料条例（平成 1 2 年長崎市条例第 6 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 8 条第 1 項の規定に基づき、同法第 2 2 7 条の規定により本市が徴収する手数料について、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（手数料）

第 2 条 手数料（次項に規定するものを除く。）は、別表第 1 から別表第 3 までのとおりとする。

2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 1 2 年政令第 1 6 号）に定める事務の手数料は、別表第 4 のとおりとする。

（徴収時期）

第 3 条 手数料は、請求若しくは申請、交付又は閲覧の際徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（郵便又は信書便による送付）

第 4 条 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により謄本、抄本、証明書その他の書類の交付を請求する者は、第 2 条に規定する手数料のほか、送付に要する費用を負担しなければならない。

（返還）

第 5 条 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由がある

と認めるときは、この限りでない。

（免除）

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による扶助を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付を受けている者から請求があったとき。
- (2) 官公署から職務上の必要により請求があったとき。
- (3) 官公署から印鑑に関する証明の提出を求められている者より、当該証明の請求があったとき（当該官公署から公共事業の実施に必要なものとして、印鑑に関する証明手数料の免除の依頼があるものに限る。）。
- (4) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 97 条の 2 第 1 項に規定する書面として納税証明書の請求があったとき。
- (5) 天災、感染症その他特別の事情があると認める者から請求があったとき。

（委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる請求又は申請に係る手数料について適用し、同日前にされた請求又は

申請に係る手数料については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条関係）

1 諸証明手数料

区分	単位	金額
(1) 税その他の公課に関する証明手数料 ア 窓口又は郵送で交付するもの	1 件	400円（1通をもって2件以上の証明の請求があったときは、1件を増すごとに200円を加えた金額）
イ 多機能端末機で交付するもの	1 件	200円
(2) 営業又は職業に関する証明手数料	1 件	400円
(3) 固定資産税に関する受理証明手数料	1 件	400円
(4) 土地、建物その他の物件に関する証明手数料又は写しの交付手数料	1 件	400円（1通をもって2件以上の証明の請求があったときは、1件を増すごとに200円を加えた金額）
(5) 戸籍、本籍、住所又は居住に関する証明手数料	1 件	400円
(6) 身元又は身分に関する証明手数料	1 件	400円
(7) 資格又は経歴に関する証明手数料	1 件	400円
(8) 埋葬、火葬又は改葬に関する証明手数料	1 件	400円
(9) 原爆死没者名簿登載証明手数料	1 件	400円
(10) 福祉事業に関する証明手数料	1 件	400円
(11) 長崎市立高等看護学院に関する証明手数料	1 件	400円
(12) 保健所における申請若しくは届出の受理又は許可に関する証明手数料	1 件	400円
(13) 食品衛生監視票交付手数料	1 件	400円
(14) 飲食店等営業届出に関する受理証明手数料	1 件	400円
(15) 管理医療機器販売業届出に関する受理証明手数料	1 件	400円
(16) 旅館業等営業届出に関する受理証明手数料	1 件	400円
(17) 国民健康保険の資格に関する証明手数料	1 件	400円
(18) 国民健康保険保険給付費の返還に関する証明手数料	1 件	400円
(19) 保育所の入所等に関する証明手数料	1 件	400円
(20) 市道に関する証明手数料	1 件	400円
(21) 市営住宅に関する証明手数料	1 件	400円
(22) 建築確認台帳記載事項証明手数料	1 件	400円

(23) 被相続人居住用家屋確認書又は低未利用土地確認書交付手数料	1 件	400円
(24) 生活保護受給証明書等交付手数料	1 件	400円
(25) 道路、水路、市有地等の境界等に関する確認証明手数料	1 件	400円
(26) 防火管理資格講習修了証明手数料	1 件	400円
(27) 防火対象物点検報告特例認定通知証明手数料	1 件	400円
(28) 防災管理点検報告特例認定通知証明手数料	1 件	400円
(29) 救急搬送証明手数料	1 件	400円
(30) 農地又は採草放牧地に関する証明手数料	1 件	400円
(31) 非農地証明手数料	1 件	750円
(32) 農業従事者証明手数料	1 件	400円

備考

- 1 「多機能端末機」とは、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。
- 2 税その他の公課に関する証明手数料の件数は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 市税に関する証明は、1 納税義務者について 1 税目及び 1 年度ごとに 1 件とする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、市長が 1 件とすることが適当でないと認める場合は、この限りでない。
 - (3) 使用料その他の税外収入に関する証明は、1 種目及び 1 年ごとに 1 件とする。
- 3 土地、建物その他の物件に関する証明手数料又は写しの交付手数料の件数は、土地に係るものは 1 筆を、建物に係るものは 1 棟を、その他の物件に係るものは 1 種類を、納税義務者に係るものは 1 納税義務者を 1 件とする。ただし、単に土地、建物その他の物件を有

しない旨の証明は、1 件とする。

別表第 2（第 2 条関係）

1 長崎市火災予防条例（昭和 3 7 年長崎市条例第 6 号）関係

区分	単位	金額	根拠条例
(1) 危険物タンク検査手数料 ア 水張検査 イ 水圧検査 (ア) 容量 6 0 0 リットル以下のもの (イ) 容量 6 0 0 リットルを超えるもの	1 件 1 件 1 件	6, 000 円 6, 000 円 11, 000 円	長崎市火災 予防条例第 5 5 条
(2) 指定可燃物タンク検査手数料 ア 水張検査 (ア) 容量 1 万リットル以下のもの (イ) 容量 1 万リットルを超え 1 0 0 万リットル以下のもの (ウ) 容量 1 0 0 万リットルを超え 2 0 0 万リットル以下のもの (エ) 容量 2 0 0 万リットルを超えるもの イ 水圧検査 (ア) 容量 6 0 0 リットル以下のもの (イ) 容量 6 0 0 リットルを超え 1 万 リットル以下のもの (ウ) 容量 1 万リットルを超え 2 万リ ットル以下のもの (エ) 容量 2 万リットルを超えるもの	 1 件 1 件 1 件 1 件 1 件 1 件 1 件 1 件	 6, 000 円 11, 000 円 15, 000 円 15, 0 0 0 円 に 1 0 0 万リ ットル又は 1 0 0 万リット ルに満たない 端数を増すご とに 4, 4 0 0 円を加えた金 額 6, 000 円 11, 000 円 15, 000 円 15, 0 0 0 円 に 1 万リット ル又は 1 万リ ットルに満た ない端数を増 すごとに 4, 4 0 0 円を加え た金額	

2 長崎市印鑑条例（平成6年長崎市条例第4号）関係

区分	単位	金額	根拠条例
(1) 印鑑登録証の交付手数料	1 件	400円	長崎市印鑑 条例第7条 第1項
(2) 印鑑に関する証明手数料			長崎市印鑑 条例第13 条第1項
ア 窓口又は郵送で交付するもの	1 件	400円	
イ 多機能端末機で交付するもの	1 件	200円	

備考 「多機能端末機」とは、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。

3 長崎市認可地縁団体印鑑条例（平成 1 1 年長崎市条例第 3 3 号）関係

区分	単位	金額	根拠条例
(1) 認可地縁団体の印鑑に関する証明手数料	1 件	400円	長崎市認可地縁団体印鑑条例第 10 条第 1 項

別表第 3 （第 2 条関係）

1 水難救護法（明治 3 2 年法律第 9 5 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 海難報告書の認証手数料	1 件	300円	水難救護法 第 1 0 条第 2 項

2 地方自治法関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 認可地縁団体の告示事項に関する証明手数料	1 件	400円	地方自治法 第 2 6 0 条 の 2 第 1 2 項

3 食品衛生法（昭和22年法律第233号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 飲食店営業許可申請手数料 ア イ又はウ以外の営業 (ア) 新規 (イ) 更新 イ 自動車、仮設等による営業 ウ 臨時の営業	1 件 1 件 1 件 1 件	16,000円 12,000円 7,200円 2,000円	食品衛生法 第55条第 1項及び食 品衛生法施 行令（昭和 28年政令 第229号 ）第35条
(2) 調理の機能を有する自動販売機によ り食品を調理し、調理された食品を販 売する営業許可申請手数料	1 件	7,200円	
(3) 食肉販売業許可申請手数料 ア 新規 イ 更新	1 件 1 件	9,600円 7,200円	
(4) 魚介類販売業許可申請手数料 ア イ以外の営業 (ア) 新規 (イ) 更新 イ 自動車による営業	1 件 1 件 1 件	9,600円 7,200円 7,200円	
(5) 魚介類競り売り営業許可申請手数料 ア 新規 イ 更新	1 件 1 件	21,000円 15,800円	
(6) 集乳業許可申請手数料 ア 新規 イ 更新	1 件 1 件	9,600円 7,200円	
(7) 乳処理業許可申請手数料 ア 新規 イ 更新	1 件 1 件	21,000円 15,800円	
(8) 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 ア 新規 イ 更新	1 件 1 件	21,000円 15,800円	
(9) 食肉処理業許可申請手数料 ア 新規 イ 更新	1 件 1 件	21,000円 15,800円	
(10) 食品の放射線照射業許可申請手数料 ア 新規 イ 更新	1 件 1 件	21,000円 15,800円	
(11) 菓子製造業許可申請手数料 ア 新規 イ 更新	1 件 1 件	14,000円 10,500円	
(12) アイスcream類製造業許可申請手 数料 ア 新規	1 件	14,000円	

イ 更新	1 件	10,500円
(13) 乳製品製造業許可申請手数料		
ア 新規	1 件	21,000円
イ 更新	1 件	15,800円
(14) 清涼飲料水製造業許可申請手数料		
ア 新規	1 件	21,000円
イ 更新	1 件	15,800円
(15) 食肉製品製造業許可申請手数料		
ア 新規	1 件	21,000円
イ 更新	1 件	15,800円
(16) 水産製品製造業許可申請手数料		
ア 新規	1 件	16,000円
イ 更新	1 件	12,000円
(17) 氷雪製造業許可申請手数料		
ア 新規	1 件	21,000円
イ 更新	1 件	15,800円
(18) 液卵製造業許可申請手数料		
ア 新規	1 件	14,000円
イ 更新	1 件	10,500円
(19) 食用油脂製造業許可申請手数料		
ア 新規	1 件	21,000円
イ 更新	1 件	15,800円
(20) みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料		
ア 新規	1 件	16,000円
イ 更新	1 件	12,000円
(21) 酒類製造業許可申請手数料		
ア 新規	1 件	16,000円
イ 更新	1 件	12,000円
(22) 豆腐製造業許可申請手数料		
ア 新規	1 件	14,000円
イ 更新	1 件	10,500円
(23) 納豆製造業許可申請手数料		
ア 新規	1 件	14,000円
イ 更新	1 件	10,500円
(24) 麺類製造業許可申請手数料		
ア 新規	1 件	14,000円
イ 更新	1 件	10,500円
(25) そうざい製造業許可申請手数料		
ア 新規	1 件	21,000円
イ 更新	1 件	15,800円
(26) 複合型そうざい製造業許可申請手数料		
ア 新規	1 件	21,000円
イ 更新	1 件	15,800円

(27) 冷凍食品製造業許可申請手数料		
ア 新規	1 件	21,000円
イ 更新	1 件	15,800円
(28) 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料		
ア 新規	1 件	21,000円
イ 更新	1 件	15,800円
(29) 漬物製造業許可申請手数料		
ア 新規	1 件	14,000円
イ 更新	1 件	10,500円
(30) 密封包装食品製造業許可申請手数料		
ア 新規	1 件	21,000円
イ 更新	1 件	15,800円
(31) 食品の小分け業許可申請手数料		
ア 新規	1 件	14,000円
イ 更新	1 件	10,500円
(32) 添加物製造業許可申請手数料		
ア 新規	1 件	21,000円
イ 更新	1 件	15,800円

4 理容師法（昭和 2 2 年法律第 2 3 4 号）及び美容師法（昭和 3 2 年法律第 1 6 3 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 理容所又は美容所の検査手数料	1 件	16,000円	理容師法第 1 1 条の 2 又は美容師 法第 1 2 条

5 温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 温泉利用許可申請手数料	1 件	35,000円	温泉法第 15 条第 1 項
(2) 温泉利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1 件	7,400円	温泉法第 16 条第 1 項 又は第 17 条第 1 項

6 興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 興行場営業許可申請手数料			興行場法第 2 条第 1 項
ア 常設の営業	1 件	20,000円	
イ 臨時又は仮設の営業	1 件	6,000円	

7 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 旅館業許可申請手数料	1 件	22,000円	旅館業法第 3 条第 1 項
(2) 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1 件	7,400円	旅館業法第 3 条の 2 第 1 項、第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項

8 公衆浴場法（昭和 2 3 年法律第 1 3 9 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 浴場業許可申請手数料	1 件	22,000円	公衆浴場法 第 2 条第 1 項

9 化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 化製場設置許可申請手数料	1 件	25,000円	化製場等に関する法律 第 3 条第 1 項
(2) 死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料	1 件	15,000円	
(3) 動物の飼養又は収容の許可申請手数料	1 件	7,000円（ 1 個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該申請件数に 7,000 円を乗じて得た金額）	化製場等に関する法律 第 9 条第 1 項

1 0 医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 病院開設許可申請手数料	1 件	41,000円	医療法第 7 条第 1 項
(2) 診療所開設許可申請手数料	1 件	18,000円	
(3) 助産所開設許可申請手数料	1 件	11,000円	
(4) 病院検査手数料 ア イ以外の場合 イ 構造設備の軽微な変更等で申請者が自ら検査する場合	1 件 1 件	43,000円 22,000円	医療法第 2 7 条
(5) 診療所検査手数料 ア イ以外の場合 イ 構造設備の軽微な変更等で申請者が自ら検査する場合	1 件 1 件	22,000円 11,000円	
(6) 助産所検査手数料 ア イ以外の場合 イ 構造設備の軽微な変更等で申請者が自ら検査する場合	1 件 1 件	16,000円 8,000円	

1 1 死体解剖保存法（昭和 2 4 年法律第 2 0 4 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 死体保存許可申請手数料	1 件	3,400円	死体解剖保存法第 1 9 条第 1 項

1 2 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 建築物に関する確認申請等手数料 ア 建築物を建築する場合（イ及びウに掲げる場合並びにエ及びオに掲げる移転する場合を除く。）は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			建築基準法第 6 条第 1 項又は第 1 8 条第 3 項（同法第 8 7 条第 1 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）
(ア) 3 0 平方メートル以内のもの	1 件	8, 000 円	
(イ) 3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以内のもの	1 件	18, 000 円	
(ウ) 1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以内のもの	1 件	31, 000 円	
(エ) 2 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以内のもの	1 件	42, 000 円	
(オ) 5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件	66, 000 円	
(カ) 1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件	97, 000 円	
(キ) 2, 0 0 0 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	1 件	231, 000 円	
(ク) 1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内のもの	1 件	335, 000 円	
(ケ) 5 万平方メートルを超えるもの	1 件	561, 000 円	
イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 2 8 年国土交通省令第 5 号）第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 項の規定が適用される建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下この項において「建築物省エネ法」という。）第 1 1 条第 1 項又は第 2 項（これらの規定を建築物省エネ法第 1 4 条第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物及び建築基準法第 6 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる建築物を除く。）を建築する場合（ウに掲げる場合を除く。）は、当該建築に係る床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
(ア) 一戸建て住宅で 2 0 0 平方メー	1 件	アの規定によ	

トル未満のもの		る金額に 11,000 円を加算した金額	
(イ) 一戸建て住宅で 200 平方メートル以上のもの	1 件	アの規定による金額に 12,000 円を加算した金額	
(ロ) 共同住宅等で 300 平方メートル未満のもの	1 件	アの規定による金額に 21,000 円を加算した金額	
(ハ) 共同住宅等で 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	アの規定による金額に 33,000 円を加算した金額	
(ニ) 共同住宅等で 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	アの規定による金額に 53,000 円を加算した金額	
(ホ) 共同住宅等で 5,000 平方メートル以上のもの	1 件	アの規定による金額に 69,000 円を加算した金額	
ウ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）は、当該計画の変更に係る部分の床面積に 2 分の 1 を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、アに掲げる区分	1 件	アに掲げる区分による金額	
エ 建築物を移転（建築基準法第 86 条の 7 第 4 項の政令で定める範囲の移転に限る。）し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（オに掲げる場合を除く。）は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に 2 分の 1 を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分	1 件	アに掲げる区分による金額	
オ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当	1 件	アに掲げる区分による金額	

該計画の変更に係る部分の床面積に 2分の1を乗じて得た面積の合計に 応じ、アに掲げる区分			
(2) 建築物に関する完了検査申請等手数料			建築基準法 第7条第1 項又は第1 8条第21 項
ア 建築物を建築した場合（イに掲げ る場合及びウに掲げる移転した場合 を除く。）は、当該建築に係る部分 の床面積の合計に応じ、次に掲げる 区分			
(ア) 30平方メートル以内のもの	1件	20,000円	
(イ) 30平方メートルを超え100 平方メートル以内のもの	1件	26,000円	
(ウ) 100平方メートルを超え20 0平方メートル以内のもの	1件	38,000円	
(エ) 200平方メートルを超え50 0平方メートル以内のもの	1件	43,000円	
(オ) 500平方メートルを超え1,0 00平方メートル以内のもの	1件	59,000円	
(カ) 1,000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のもの	1件	80,000円	
(キ) 2,000平方メートルを超え1 万平方メートル以内のもの	1件	193,000円	
(ク) 1万平方メートルを超え5万平 方メートル以内のもの	1件	282,000円	
(ケ) 5万平方メートルを超えるもの	1件	493,000円	
イ 建築物省エネ法第10条第1項の 規定が適用される建築物（建築基準 法施行規則（昭和25年建設省令第 40号）第4条第4号ハに該当する 場合（特定建築行為（建築物省エネ 法第11条第1項に規定する特定建 築行為をいう。）に係る住宅が建築 物エネルギー消費性能基準に適合す る住宅と同等以上のエネルギー消費 性能を有するものである旨の建設住 宅性能評価に限る。）及び建築基準 法第6条の4第1項第3号に掲げる 建築物を除く。次号において同じ。 ）を建築した場合は、当該建築に係 る部分の床面積の合計に応じ、次に 掲げる区分			
(ア) 30平方メートル以内のもの	1件	アの規定によ る金額に4,0 00円を加算	

(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件	した金額 アの規定による金額に4,000円を加算した金額
(ロ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件	した金額 アの規定による金額に4,000円を加算した金額
(ハ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件	した金額 アの規定による金額に6,000円を加算した金額
(ニ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	した金額 アの規定による金額に10,000円を加算した金額
(ホ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件	した金額 アの規定による金額に14,000円を加算した金額
(ヘ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件	した金額 アの規定による金額に34,000円を加算した金額
(ト) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	1件	した金額 アの規定による金額に49,000円を加算した金額
(ケ) 5万平方メートルを超えるもの	1件	した金額 アの規定による金額に86,000円を加算した金額
ウ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分	1件	アに掲げる区分による金額
(3) 中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料 ア 建築物（当該建築物が建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物である場合に限る。ウにおいて同じ。）を建築した場合（移転し		

た場合を除く。)は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
(ア) 30平方メートル以内のもの	1件	16,000円
(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件	23,000円
(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件	35,000円
(エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件	40,000円
(オ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	55,000円
(カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件	76,000円
(キ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件	182,000円
(ク) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	1件	268,000円
(ケ) 5万平方メートルを超えるもの	1件	474,000円
イ 建築物省エネ法第10条第1項の規定が適用される建築物を建築した場合は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
(ア) 30平方メートル以内のもの	1件	アの規定による金額に4,000円を加算した金額
(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件	アの規定による金額に4,000円を加算した金額
(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件	アの規定による金額に4,000円を加算した金額
(エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件	アの規定による金額に6,000円を加算した金額
(オ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	アの規定による金額に10,000円を加算した金額
(カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件	アの規定による金額に14,

(キ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの (ク) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの (ケ) 5万平方メートルを超えるもの ウ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分	1件 1件 1件 1件	000円を加算した金額 アの規定による金額に34,000円を加算した金額 アの規定による金額に49,000円を加算した金額 アの規定による金額に86,000円を加算した金額 アに掲げる区分による金額	
(4) 建築物に関する中間検査申請等手数料 ア 中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (ア) 30平方メートル以内のもの (イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの (ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの (エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの (オ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの (カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの (キ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの (ク) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの (ケ) 5万平方メートルを超えるもの	1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件	15,000円 20,000円 32,000円 38,000円 52,000円 70,000円 159,000円 239,000円 430,000円	建築基準法第7条の3第1項又は第18条第29項
(5) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件	120,000円	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は

			第18条第38項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）
(6) 道路位置指定申請手数料	1 件	60,000円	建築基準法第42条第1項第5号
(7) 道路位置指定変更申請手数料	1 件	60,000円	
(8) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1 件	26,430円	建築基準法第43条第2項第1号
(9) 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	1 件	32,800円	建築基準法第43条第2項第2号
(10) 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	1 件	32,800円	建築基準法第44条第1項第2号
(11) 道路内における建築認定申請手数料	1 件	26,430円	建築基準法第44条第1項第3号
(12) 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	1 件	157,660円	建築基準法第44条第1項第4号
(13) 壁面線外における建築許可申請手数料	1 件	157,660円	建築基準法第47条ただし書
(14) 用途地域における建築等許可申請手数料	1 件	177,060円	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、

			第7項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）
(15) 用途地域における建築等許可を受けた建築物に関する増築等許可申請手数料	1 件	116,690円	建築基準法第48条第16項第1号
(16) 用途地域における日常生活に必要な建築物に関する建築許可申請手数料	1 件	136,990円	建築基準法第48条第16項第2号
(17) 特殊建築物等敷地許可申請手数料	1 件	157,660円	建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）
(18) 建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	1 件	26,420円	建築基準法第52条第6項第3号
(19) 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	1 件	157,660円	建築基準法第52条第10項、第11項又は

			第 1 4 項
(20) 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1 件	33,260円	建築基準法第 5 3 条第 4 項、第 5 項又は第 6 項第 3 号
(21) 建築物の敷地面積の許可申請手数料	1 件	157,660円	建築基準法第 5 3 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号（同法第 5 7 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。）
(22) 建築物の高さの特例認定申請手数料	1 件	26,420円	建築基準法第 5 5 条第 2 項
(23) 建築物の高さの許可申請手数料	1 件	157,660円	建築基準法第 5 5 条第 3 項又は第 4 項各号
(24) 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	1 件	157,660円	建築基準法第 5 6 条の 2 第 1 項ただし書
(25) 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件	26,430円	建築基準法第 5 7 条第 1 項
(26) 高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	1 件	157,660円	建築基準法第 5 8 条第 2 項
(27) 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1 件	157,660円	建築基準法第 5 9 条第 1 項第 3 号
(28) 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1 件	157,660円	建築基準法第 5 9 条第 4 項
(29) 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1 件	157,660円	建築基準法第 5 9 条の 2 第 1 項
(30) 再開発等促進区内等における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件	26,430円	建築基準法第 6 8 条の 3 第 1 項、

			第2項又は第3項
(31) 再開発等促進区内等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件	157,660円	建築基準法第68条の3第4項
(32) 地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	26,430円	建築基準法第68条の4第1項
(33) 地区計画又は沿道地区計画の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件	157,660円	建築基準法第68条の5の3第2項
(34) 地区計画等の区域内における建築物の容積率、各部分の高さ又は建蔽率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	26,430円	建築基準法第68条の5の5第1項若しくは第2項又は第68条の5の6
(35) 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	1件	157,660円	建築基準法第68条の7第5項
(36) 1年以内の仮設興行場等建築許可申請手数料	1件	116,890円	建築基準法第85条第6項
(37) 1年を超える仮設興行場等建築許可申請手数料	1件	157,080円	建築基準法第85条第7項
(38) 一団地内の建築物の特例認定申請手数料 ア 建築物の数が1又は2である場合 イ 建築物の数が3以上である場合	1件 1件	65,010円 65,010円 に2を超える建築物の数に24,180円を乗じて得た金額を加算した金額	建築基準法第86条第1項
(39) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料 ア 建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合 イ 建築物の数が2以上である場合	1件 1件	65,010円 65,010円	建築基準法第86条第2項

		に 1 を超える建築物の数に 24,180 円を乗じて得た金額を加算した金額	
(40) 一団地内の建築物の容積率、各部分の 高さ又は高さの特例許可申請手数料 ア 建築物の数が 1 又は 2 である場合 イ 建築物の数が 3 以上である場合	1 件 1 件	202,870 円 202,870 円に 2 を超える建築物の数に 24,180 円を乗じて得た金額を加算した金額	建築基準法第 86 条第 3 項
(41) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率、各部分の高さ 又は高さの特例許可申請手数料 ア 建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が 1 である場合 イ 建築物の数が 2 以上である場合	1 件 1 件	202,870 円 202,870 円に 1 を超える建築物の数に 24,180 円を乗じて得た金額を加算した金額	建築基準法第 86 条第 4 項
(42) 一敷地内認定建築物以外の建築物の 建築認定申請手数料 ア 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が 1 である場合 イ 建築物の数が 2 以上である場合	1 件 1 件	65,010 円 65,010 円に 1 を超える建築物の数に 24,180 円を乗じて得た金額を加算した金額	建築基準法第 86 条の 2 第 1 項
(43) 一敷地内認定建築物以外の建築物の 容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料 ア 建築物（一敷地内認定建築物を除	1 件	202,870 円	建築基準法第 86 条の 2 第 2 項

く。以下この号において同じ。) の 数が1である場合 イ 建築物の数が2以上である場合	1 件	202,870 円に1を超え る建築物の数 に24,180 円を乗じて得 た金額を加算 した金額	
(44) 一敷地内許可建築物以外の建築物の 容積率、各部分の高さ又は高さの特例 許可申請手数料 ア 建築物（一敷地内許可建築物を除 く。以下この号において同じ。）の 数が1である場合 イ 建築物の数が2以上である場合	1 件 1 件	202,870円 202,870 円に1を超え る建築物の数 に24,180 円を乗じて得 た金額を加算 した金額	建築基準法 第86条の 2第3項
(45) 一団地内の建築物の認定又は許可の 取消し申請手数料	1 件	6,340円に 現に存する建 築物の数に1 1,970円を 乗じて得た金 額を加算した 金額	建築基準法 第86条の 5第1項
(46) 一団地の住宅施設に関する都市計画 に基づく建築物の容積率、建蔽率、外 壁の後退距離又は高さに関する制限の 適用除外に係る認定申請手数料	1 件	26,840円	建築基準法 第86条の 6第2項
(47) 既存の一の建築物に関する増築等を 含む2以上の工事の全体計画認定申請 手数料	1 件	26,840円	建築基準法 第86条の 8第1項
(48) 既存の一の建築物に関する増築等を 含む2以上の工事の全体計画変更認定 申請手数料	1 件	26,840円	建築基準法 第86条の 8第3項
(49) 既存の一の建築物に関する用途の変 更に伴う2以上の工事の全体計画認定 申請手数料	1 件	26,430円	建築基準法 第87条の 2第1項
(50) 既存の一の建築物に関する用途の変 更に伴う2以上の工事の全体計画変更 認定申請手数料	1 件	26,430円	建築基準法 第87条の 2第2項に

			において準用する同法第86条の8第3項
(51) 既存建築物の用途を一時的に興行場等に変更する場合の許可申請手数料	1 件	116,890円	建築基準法第87条の3第6項
(52) 既存建築物の用途を一時的に特別興行場等に変更する場合の許可申請手数料	1 件	156,980円	建築基準法第87条の3第7項
(53) 建築設備に関する確認申請等手数料 ア 建築設備を設置する場合（イに掲げる場合を除く。） (ア) 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） (イ) 小荷物専用昇降機 イ 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 (ア) 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） (イ) 小荷物専用昇降機	1 件 1 件 1 件 1 件	13,000円 6,000円 9,000円 4,000円	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項若しくは第18条第3項又は同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第6条第1項若しくは第18条第3項
(54) 建築設備に関する完了検査申請等手数料 ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）を設置した場合 イ 小荷物専用昇降機を設置した場合	1 件 1 件	17,000円 11,000円	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項若しくは第18条第21項又は同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第7条第1項若しくは第18条

			第 2 1 項
(55) 工作物に関する確認申請等手数料 ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。） イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	1 件 1 件	13,000円 9,000円	建築基準法 第 8 8 条第 1 項若しく は第 2 項に おいて準用 する同法第 6 条第 1 項 又は第 1 8 条第 3 項
(56) 工作物に関する完了検査申請等手数料	1 件	12,000円	建築基準法 第 8 8 条第 1 項若しく は第 2 項に おいて準用 する同法第 7 条第 1 項 又は第 1 8 条第 2 1 項
(57) 既存建築物の大規模修繕等に係る敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1 件	26,430円	建築基準法 施行令（昭 和 2 5 年政 令第 3 3 8 号）第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項
(58) 既存建築物の大規模修繕等に係る道路内における建築認定申請手数料	1 件	26,430円	建築基準法 施行令第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項

1 3 クリーニング業法（昭和 2 5 年法律第 2 0 7 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) クリーニング所検査手数料	1 件	16,000円	クリーニング業法第 5 条の 2

1 4 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 固定資産課税台帳記載事項証明手数料	1 件	4 0 0 円（1 通をもって 2 件以上の証明の請求があったときは、1 件を増すごとに 2 0 0 円を加えた金額）	地方税法第 3 8 2 条の 3

備考 固定資産課税台帳記載事項証明手数料の件数は、土地に係るものは 1 筆を、家屋に係るものは 1 棟を、償却資産に係るものは 1 種類を 1 件とする。

1 5 狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 犬の登録手数料	1 頭	3,900円	狂犬病予防法第 4 条第 2 項
(2) 狂犬病予防注射済票交付手数料	1 件	690円	狂犬病予防法第 5 条第 2 項
(3) 抑留した犬の飼養管理手数料	1 頭 1 日	540円	狂犬病予防法第 6 条第 1 項（同法第 1 8 条第 1 項において準用する場合を含む。）
(4) 抑留した犬の返還手数料	1 頭	4,900円	
(5) 狂犬病予防注射手数料	1 件	3,350円	狂犬病予防法第 1 3 条
(6) 犬の鑑札の再交付手数料	1 件	1,840円	狂犬病予防法施行令（昭和 2 8 年政令第 2 3 6 号）第 1 条の 2
(7) 狂犬病予防注射済票再交付手数料	1 件	510円	狂犬病予防法施行令第 3 条

1 6 毒物及び劇物取締法（昭和 2 5 年法律第 3 0 3 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 毒物劇物販売業登録申請手数料	1 件	14,700円	毒物及び劇物取締法第 4 条第 2 項
(2) 毒物劇物販売業登録更新申請手数料	1 件	6,400円	毒物及び劇物取締法第 4 条第 3 項
(3) 毒物劇物販売業登録票の書換え交付手数料	1 件	2,400円	毒物及び劇物取締法施行令（昭和 3 0 年政令第 2 6 1 号）第 3 5 条第 1 項及び第 2 項
(4) 毒物劇物販売業登録票の再交付手数料	1 件	4,000円	毒物及び劇物取締法施行令第 3 6 条第 1 項及び第 2 項

1 7 と畜場法（昭和 2 8 年法律第 1 1 4 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 一般と畜場設置許可申請手数料	1 件	22,000円	と畜場法第 4 条第 2 項
(2) 簡易と畜場設置許可申請手数料	1 件	10,000円	
(3) と畜検査手数料			と畜場法第 1 4 条第 1 項から第 5 項まで
ア 普通と畜の場合			
(ア) 牛又は馬	1 頭	500円	
(イ) 生後 1 年未満の牛又は馬	1 頭	250円	
(ウ) 豚	1 頭	250円	
(エ) 山羊又はめん羊	1 頭	150円	
イ 勤務時間外又は切迫と畜の場合			
(ア) 牛又は馬	1 頭	1,300円	
(イ) 生後 1 年未満の牛又は馬	1 頭	1,000円	
(ウ) 豚	1 頭	650円	
(エ) 山羊又はめん羊	1 頭	400円	

1 8 租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号。以下この項において「租特法」という。）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 優良宅地造成認定申請手数料 ア 造成宅地の面積に応じ、次に掲げる区分			租特法第 2 8 条の 4 第 3 項第 5 号イ若しくは第 6 3 条第 3 項第 5 号イ又は第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 4 号ハ若しくは第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 4 号ハ
(ア) 0. 1 ヘクタール以上 0. 3 ヘクタール未満のもの	1 件	143, 000円	
(イ) 0. 3 ヘクタール以上 0. 6 ヘクタール未満のもの	1 件	209, 000円	
(ウ) 0. 6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のもの	1 件	286, 000円	
(エ) 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満のもの	1 件	429, 000円	
(オ) 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満のもの	1 件	561, 000円	
(カ) 6 ヘクタール以上 1 0 ヘクタール未満のもの	1 件	726, 000円	
(キ) 1 0 ヘクタール以上のもの	1 件	957, 000円	
(2) 優良住宅新築認定申請手数料 ア 新築住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			租特法第 2 8 条の 4 第 3 項第 6 号若しくは第 6 3 条第 3 項第 6 号又は第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 5 号ニ（中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が 1, 0 0 0 平方メートル未満のものを除く。）若しくは第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 5 号ニ（中高層の耐火共同住宅
(ア) 1 0 0 平方メートル以下のもの	1 件	6, 270円	
(イ) 1 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以下のもの	1 件	8, 610円	
(ウ) 5 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以下のもの	1 件	12, 970円	
(エ) 2, 0 0 0 平方メートルを超え 1 万平方メートル以下のもの	1 件	35, 080円	
(オ) 1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以下のもの	1 件	43, 120円	
(カ) 5 万平方メートルを超えるもの	1 件	58, 190円	

			でその用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものを除く。)
(3) 優良宅地造成認定申請手数料	1 件	103,200円	租特法第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イ
(4) 優良住宅新築認定申請手数料 ア 新築住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			租特法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ（中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）若しくは第62条の3第4項第15号ニ（中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）
(ア) 100平方メートル以下のもの	1 件	6,270円	
(イ) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1 件	8,610円	
(ウ) 500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1 件	12,970円	
(エ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1 件	35,080円	
(オ) 1万平方メートルを超えるもの	1 件	43,120円	

(5) 住宅用家屋証明申請手数料	1 件	1,300円	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項
------------------	-----	--------	--

1 9 臨床検査技師等に関する法律（昭和 3 3 年法律第 7 6 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 衛生検査所登録申請手数料	1 件	80,000円	臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 3 第 1 項
(2) 衛生検査所登録証明書書換え交付手数料	1 件	8,200円	
(3) 衛生検査所登録証明書再交付手数料	1 件	8,200円	
(4) 衛生検査所登録変更申請手数料	1 件	61,000円	臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 4 第 1 項

2 0 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号。以下この項において「医薬品医療機器等法」という。）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 薬局開設許可申請手数料	1 件	29,000円	医薬品医療機器等法第 4 条第 1 項
(2) 薬局開設許可更新申請手数料	1 件	11,000円	医薬品医療機器等法第 4 条第 4 項
(3) 薬局製造販売医薬品の製造販売業許可申請手数料	1 件	5,700円	医薬品医療機器等法第 1 2 条第 1 項
(4) 薬局製造販売医薬品の製造販売業許可更新申請手数料	1 件	4,400円	医薬品医療機器等法第 1 2 条第 4 項
(5) 薬局製造販売医薬品の製造業許可申請手数料	1 件	11,000円	医薬品医療機器等法第 1 3 条第 1 項
(6) 薬局製造販売医薬品の製造業許可更新申請手数料	1 件	5,600円	医薬品医療機器等法第 1 3 条第 4 項
(7) 薬局製造販売医薬品の製造販売承認申請手数料	1 品目	90円	医薬品医療機器等法第 1 4 条第 1 項
(8) 薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	1 品目	90円	医薬品医療機器等法第 1 4 条第 1 5 項
(9) 医薬品販売業許可申請手数料	1 件	29,000円	医薬品医療機器等法第 2 4 条第 1 項
(10) 医薬品販売業許可更新申請手数料	1 件	11,000円	医薬品医療機器等法第 2 4 条第 2 項

(11) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可申請手数料	1 件	29,000円	医薬品医療機器等法第39条第1項
(12) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可更新申請手数料	1 件	11,000円	医薬品医療機器等法第39条第6項
(13) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業の営業所外従事許可申請手数料	1 件	3,800円	医薬品医療機器等法第39条の2第2項（非常勤の学校薬剤師又は薬剤師会が開設した薬局等における夜間・休日等の調剤を行う薬剤師を兼ねる場合を除く。）
(14) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業の営業所外従事許可証の書換え交付手数料	1 件	2,000円	
(15) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業の営業所外従事許可証の再交付手数料	1 件	2,900円	
(16) 薬局開設許可証の書換え交付手数料	1 件	2,000円	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「医薬品医療機器等法施行令」という。）第2条の3第1項
(17) 薬局開設許可証の再交付手数料	1 件	2,900円	医薬品医療機器等法施行令第2条の4第1項
(18) 薬局製造販売医薬品の製造販売業許	1 件	2,000円	医薬品医療

可証の書換え交付手数料			機器等法施行令第5条第1項
(19) 薬局製造販売医薬品の製造販売業許可証の再交付手数料	1 件	2,900円	医薬品医療機器等法施行令第6条第1項
(20) 薬局製造販売医薬品の製造業許可証の書換え交付手数料	1 件	2,000円	医薬品医療機器等法施行令第12条第1項
(21) 薬局製造販売医薬品の製造業許可証の再交付手数料	1 件	2,900円	医薬品医療機器等法施行令第13条第1項
(22) 医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付手数料	1 件	2,000円	医薬品医療機器等法施行令第45条第1項
(23) 医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業の許可証の再交付手数料	1 件	2,900円	医薬品医療機器等法施行令第46条第1項

2 1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号。以下この項において「盛土規制法」という。）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工 事の許可申請手数料 ア 盛土又は切土をする土地の面積に 応じ、次に掲げる区分			盛土規制法 第 1 2 条第 1 項又は第 3 0 条第 1 項
(ア) 5 0 0 平方メートル以内のもの	1 件	21,980円	
(イ) 5 0 0 平方メートルを超え1, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件	32,970円	
(ウ) 1, 0 0 0 平方メートルを超え2, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件	45,010円	
(エ) 2, 0 0 0 平方メートルを超え3, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件	62,840円	
(オ) 3, 0 0 0 平方メートルを超え5, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件	72,750円	
(カ) 5, 0 0 0 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	1 件	96,830円	
(キ) 1 万平方メートルを超え 2 万平 方メートル以内のもの	1 件	151,800円	
(ク) 2 万平方メートルを超え 4 万平 方メートル以内のもの	1 件	230,310円	
(ケ) 4 万平方メートルを超え 7 万平 方メートル以内のもの	1 件	356,990円	
(コ) 7 万平方メートルを超え 1 0 万 平方メートル以内のもの	1 件	501,460円	
(サ) 1 0 万平方メートルを超えるも の	1 件	646,450円	
(2) 土石の堆積に関する工事の許可申請 手数料 ア 土石の堆積を行う土地の面積に応 じ、次に掲げる区分			
(ア) 5 0 0 平方メートル以内のもの	1 件	16,750円	
(イ) 5 0 0 平方メートルを超え1, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件	18,840円	
(ウ) 1, 0 0 0 平方メートルを超え2, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件	21,980円	
(エ) 2, 0 0 0 平方メートルを超え3, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件	25,120円	
(オ) 3, 0 0 0 平方メートルを超え5, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件	35,070円	
(カ) 5, 0 0 0 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	1 件	38,210円	

(キ) 1 万平方メートルを超え 2 万平方メートル以内のもの	1 件	45,010円	
(ク) 2 万平方メートルを超え 4 万平方メートル以内のもの	1 件	59,150円	
(ケ) 4 万平方メートルを超え 7 万平方メートル以内のもの	1 件	79,040円	
(コ) 7 万平方メートルを超え 1 0 万平方メートル以内のもの	1 件	115,680円	
(カ) 1 0 万平方メートルを超えるもの	1 件	139,230円	
(3) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料	1 件	次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が、6 4 6, 4 5 0 円を超えるときは、6 4 6, 4 5 0 円とする。 ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土	盛土規制法第 1 6 条第 1 項又は第 3 5 条第 1 項

		又は切土をする土地の面積)に応じ第1号の規定による金額に10分の1を乗じて得た金額 イ 新たな盛土又は切土をする土地の編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ第1号の規定による金額 ウ その他の変更については、10,000円	
(4) 土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料	1 件	次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が、139,230円を超えるときは、139,230円とする。 ア 土石の堆積に関する工事の計画の変更(イのみに該当	

する場合を除く。)については、土石の堆積を行う土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ第2号の規定による金額に10分の1を乗じて得た金額

イ 新たな土石の堆積を行う土地の編入に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ第2号の規定による金額

ウ その他の

		変更については、10,000円	
(5) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料 ア 盛土又は切土をする土地の面積に応じ、次に掲げる区分			盛土規制法第18条第1項又は第37条第1項
(ア) 500平方メートル以内のもの	1件	10,460円	
(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	11,510円	
(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件	12,560円	
(エ) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件	13,610円	
(オ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件	15,180円	
(カ) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件	16,220円	
(キ) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1件	17,790円	
(ク) 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの	1件	18,840円	
(ケ) 4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの	1件	20,930円	
(コ) 7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	1件	26,690円	
(サ) 10万平方メートルを超えるもの	1件	27,210円	
(6) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明書の交付手数料	1件	400円	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条
(7) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明書の交付手数料	1件	5,370円	

2 2 住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号。以下この項において「住基法」という。）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 住民基本台帳の閲覧手数料	1 住民票	400円	住基法第 1 1 条の 2 第 1 項
(2) 住民票の写しの交付手数料 ア 窓口又は郵送で交付するもの イ 多機能端末機で交付するもの	1 件 1 件	400円 200円	住基法第 1 2 条第 1 項、第 1 2 条の 3 第 1 項、第 2 項若しくは第 8 項又は第 1 5 条の 4 第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項
(3) 除票の写しの交付手数料	1 件	400円	
(4) 住民票又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料	1 件	400円	
(5) 他市町村の住民票の写しの交付手数料	1 件	400円	住基法第 1 2 条の 4 第 1 項
(6) 戸籍の附票の写しの交付手数料 ア 窓口又は郵送で交付するもの イ 多機能端末機で交付するもの	1 件 1 件	400円 200円	住基法第 2 0 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項
(7) 戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1 件	400円	
			住基法第 2 1 条の 3 第 1 項、第 3 項又は第 4 項

備考 「多機能端末機」とは、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。

2 3 都市計画法（昭和43年法律第100号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 開発行為許可申請手数料			都市計画法 第29条第 1項
ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合は、当該開発区域の面積に応じ、次に掲げる区分			
（ア） 0.1ヘクタール未満のもの	1件	10,550円	
（イ） 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件	26,390円	
（ロ） 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件	51,600円	
（ハ） 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件	103,200円	
（ニ） 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件	143,000円	
（ホ） 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件	187,000円	
（ヘ） 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件	242,000円	
（コ） 10ヘクタール以上のもの	1件	330,000円	
イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合は、当該開発区域の面積に応じ、次に掲げる区分			
（ア） 0.1ヘクタール未満のもの	1件	15,600円	
（イ） 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件	36,000円	
（ロ） 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件	78,000円	
（ハ） 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件	132,000円	
（ニ） 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件	220,000円	
（ホ） 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件	297,000円	
（ヘ） 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件	374,000円	
（コ） 10ヘクタール以上のもの	1件	528,000円	
ウ その他の場合は、当該開発区域の面積に応じ、次に掲げる区分			

(ア) 0.1ヘクタール未満のもの	1件	103,200円	
(イ) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件	143,000円	
(ウ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件	209,000円	
(エ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件	286,000円	
(オ) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件	429,000円	
(カ) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件	561,000円	
(キ) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件	726,000円	
(ク) 10ヘクタール以上のもの	1件	957,000円	
(2) 開発行為変更許可申請手数料	1件	次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が、957,000円を超えるときは、957,000円とする。 ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ前号の規	都市計画法第35条の2

		定による金額に10分の1を乗じて得た金額 イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号の規定による金額 ウ その他の変更については、10,000円	
(3) 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	1 件	55,200円	都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）
(4) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1 件	31,200円	都市計画法第42条第1項ただし書
(5) 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料			都市計画法第43条
ア 敷地の面積に応じ、次に掲げる区分			
(ア) 0.1ヘクタール未満のもの	1 件	8,440円	
(イ) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタ	1 件	21,600円	

ール未満のもの			
(ウ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件	46,800円	
(エ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件	82,800円	
(オ) 1ヘクタール以上のもの	1件	116,400円	
(6) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料			都市計画法第45条
ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの	1件	2,110円	
イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの	1件	3,250円	
ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のもの	1件	20,400円	
(7) 開発登録簿の写しの交付手数料	1枚	610円	都市計画法第47条第5項
(8) 開発行為又は建築に関する証明書等の交付手数料	1件	5,220円	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条

2 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。

以下この項において「廃棄物処理法」という。）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1 件	16,800円	廃棄物処理法第 7 条第 1 項
(2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料	1 件	26,390円	廃棄物処理法第 7 条第 6 項
(3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	1 件	14,400円	廃棄物処理法第 7 条の 2 第 1 項
(4) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	1 件	24,000円	
(5) 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料			廃棄物処理法第 8 条第 1 項
ア 廃棄物処理法第 8 条第 4 項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1 件	130,000円	
イ ア以外のもの	1 件	110,000円	
(6) 一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料			廃棄物処理法第 9 条第 1 項
ア 廃棄物処理法第 8 条第 4 項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1 件	120,000円	
イ ア以外のもの	1 件	100,000円	
(7) 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料	1 件	33,000円	廃棄物処理法第 9 条の 2 の 4 第 1 項
(8) 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1 件	20,000円	廃棄物処理法第 9 条の 2 の 4 第 2 項
(9) 一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料	1 件	70,000円	廃棄物処理法第 9 条の 5 第 1 項
(10) 一般廃棄物処理施設設置者の法人合併又は分割認可申請手数料	1 件	70,000円	廃棄物処理法第 9 条の 6 第 1 項
(11) 産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料	1 件	33,000円	廃棄物処理法第 1 5 条の 3 の 3 第 1 項
(12) 産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設	1 件	20,000円	廃棄物処理

設設置者認定更新申請手数料			法第 15 条 の 3 の 3 第 2 項
(13) 産業廃棄物処理施設の譲受け又は借 受け許可申請手数料	1 件	70,000円	廃棄物処理 法第 15 条 の 4 におい て準用する 同法第 9 条 の 5 第 1 項
(14) 産業廃棄物処理施設設置者の法人合 併又は分割認可申請手数料	1 件	70,000円	廃棄物処理 法第 15 条 の 4 におい て準用する 同法第 9 条 の 6 第 1 項

2 5 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。

以下この項において「動物愛護法」という。）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料	1 件	18,000円	動物愛護法第26条第1項
(2) 特定動物の飼養又は保管の変更許可申請手数料	1 件	13,200円	動物愛護法第28条第1項
(3) 犬又は猫の引取手数料	1 件	2,720円	動物愛護法第35条第1項

備考 犬又は猫の引取手数料の件数は、1所有者からのその所有する犬又は猫の引取りについて、成犬又は成猫（生後91日以上の子犬又は子猫をいう。）にあっては1頭又は1匹ごとに、子犬又は子猫（生後90日以下の犬又は猫をいう。）にあっては10頭又は10匹までごとに1件とする。

2 6 浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令等
(1) 浄化槽清掃業許可申請手数料	1 件	2,800円	浄化槽法第 3 5 条第 1 項
(2) 浄化槽保守点検業登録手数料	1 件	33,600円	長崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 6 0 年長崎市条例第 1 7 号）第 3 条第 1 項

2 7 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 7 0 号。以下この項において「食鳥検査法」という。）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 食鳥処理事業許可申請手数料	1 件	19,000円	食鳥検査法第 3 条
(2) 食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料	1 件	10,000円	食鳥検査法第 6 条第 1 項
(3) 食鳥検査手数料	1 羽	4円	食鳥検査法第 1 5 条第 1 項から第 3 項まで
(4) 確認規程認定申請手数料	1 件	5,500円	食鳥検査法第 1 6 条第 1 項
(5) 確認規程変更認定申請手数料	1 件	2,300円	食鳥検査法第 1 6 条第 2 項

2 8 計量法（平成4年法律第51号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 計量器定期検査手数料			計量法第19条第1項
ア 非自動はかり			
(ア) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの			
a ひょう量が100キログラム以下のもの	1個	1,710円	
b ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	1個	2,020円	
c ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	1個	2,330円	
d ひょう量が500キログラムを超えるもの	1個	3,030円	
(イ) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	1個	500円	
(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの			
a ひょう量が100キログラム以下のもの	1個	750円	
b ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	1個	1,260円	
c ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	1個	1,790円	
d ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの	1個	2,260円	
e ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	1個	4,300円	
f ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの	1個	6,780円	
g ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの	1個	9,730円	
h ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの	1個	13,050円	
i ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの	1個	16,210円	
j ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの	1個	18,140円	

0 トン以下のもの			
k ひょう量が40 トンを超え50 トン以下のもの	1 個	24,450円	
l ひょう量が50 トンを超えるもの	1 個	40,930円	
(イ) 最小の目量又は表記された感量がひょう量の1 万分の1 未満のものである場合は、(ア)から(ウ)までに掲げる区分	1 個	(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の2 倍に相当する金額	
イ 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	1 個	10円	
(2) 適正計量管理事業所指定検査手数料	1 件	8,040円	計量法第127 条第3 項

備考

- 1 「目量」とは、隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。
- 2 「感量」とは、質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。

2 9 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 指定居宅サービス事業者指定申請手数料	1 件	18,000円	介護保険法第 7 0 条第 1 項
(2) 指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料	1 件	13,000円	介護保険法第 7 0 条の 2 第 1 項
(3) 指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料 ア 指定地域密着型介護老人福祉施設 イ ア以外のもの	1 件 1 件	63,320円 18,000円	介護保険法第 7 8 条の 2 第 1 項
(4) 指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料 ア 指定地域密着型介護老人福祉施設 イ ア以外のもの	1 件 1 件	20,400円 13,000円	介護保険法第 7 8 条の 1 2 において準用する同法第 7 0 条の 2 第 1 項
(5) 指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	1 件	18,000円	介護保険法第 7 9 条第 1 項
(6) 指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	1 件	13,000円	介護保険法第 7 9 条の 2 第 1 項
(7) 指定介護老人福祉施設指定申請手数料	1 件	63,320円	介護保険法第 8 6 条第 1 項
(8) 指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料	1 件	20,400円	介護保険法第 8 6 条の 2 第 1 項
(9) 介護老人保健施設開設許可申請手数料	1 件	63,320円	介護保険法第 9 4 条第 1 項
(10) 介護老人保健施設変更許可申請手数料（構造又は設備の変更を伴うものに限る。）	1 件	39,030円	介護保険法第 9 4 条第 2 項
(11) 介護老人保健施設開設許可更新申請手数料	1 件	20,400円	介護保険法第 9 4 条の 2 第 1 項
(12) 介護医療院開設許可申請手数料	1 件	63,320円	介護保険法第 1 0 7 条第 1 項

(13) 介護医療院変更許可申請手数料（構造又は設備の変更を伴うものに限る。）	1 件	39,030円	介護保険法第107条第2項
(14) 介護医療院開設許可更新申請手数料	1 件	20,400円	介護保険法第108条第1項
(15) 指定介護予防サービス事業者指定申請手数料	1 件	6,500円	介護保険法第115条の2第1項
(16) 指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	1 件	3,900円	介護保険法第115条の11において準用する同法第70条の2第1項
(17) 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	1 件	6,500円	介護保険法第115条の12第1項
(18) 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	1 件	3,900円	介護保険法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項
(19) 指定介護予防支援事業者指定申請手数料	1 件	18,000円	介護保険法第115条の22第1項
(20) 指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料	1 件	13,000円	介護保険法第115条の31において準用する同法第70条の2第1項
(21) 第1号事業に係る指定事業者指定申請手数料			介護保険法第115条の45の5第1項
ア 介護予防相当サービス事業	1 件	6,500円	
イ 第1号訪問基準緩和サービス事業	1 件	5,590円	
ウ 第1号通所基準緩和サービス事業	1 件	5,720円	
(22) 第1号事業に係る指定事業者指定更新申請手数料			介護保険法第115条

ア	介護予防相当サービス事業	1 件	3,900円	の 4 5 の 6 第 1 項
イ	第 1 号訪問基準緩和サービス事業	1 件	2,990円	
ウ	第 1 号通所基準緩和サービス事業	1 件	3,120円	

備考

- 1 「介護予防相当サービス事業」とは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条の規定による改正前の介護保険法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護又は同条第 7 項に規定する介護予防通所介護に相当する事業をいう。
- 2 「第 1 号訪問基準緩和サービス事業」とは、介護保険法第 115 条の 4 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業（介護予防相当サービス事業を除く。）であって、指定事業者が行うこととされているものをいう。
- 3 「第 1 号通所基準緩和サービス事業」とは、介護保険法第 115 条の 4 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（介護予防相当サービス事業を除く。）であって、指定事業者が行うこととされているものをいう。

30 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下この項において「マンション管理適正化法」という。）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) マンション管理計画認定申請手数料 又は認定更新申請手数料 ア マンション管理適正化法第5条の14各号に掲げる基準に適合していることを証する書類として市長が別に定めるものを添付する場合 (ア) 長期修繕計画の数が1であるとき (イ) 長期修繕計画の数が2以上であるとき イ ア以外の場合 (ア) 長期修繕計画の数が1であるとき (イ) 長期修繕計画の数が2以上であるとき	 1件 1件 1件 1件	 3,630円 3,630円に1を超える長期修繕計画の数に1,620円を乗じて得た金額を加算した金額 25,480円 25,480円に1を超える長期修繕計画の数に14,690円を乗じて得た金額を加算した金額	マンション管理適正化法第5条の13第1項又は第5条の16第1項
(2) マンション管理計画変更認定申請手数料 ア 認定管理計画に係る長期修繕計画の数が1である場合	1件	12,750円（長期修繕計画を追加する場合にあっては、12,750円に当該追加する長期修繕計画の数に14,690円を乗じて得た金額を加算し	マンション管理適正化法第5条の17第1項

イ 認定管理計画に係る長期修繕計画 の数が2以上である場合	1 件	た金額) 12,750円 に1を超える 長期修繕計画 の수에7,39 0円を乗じて 得た金額を加 算した金額(長 期修繕計画を 追加する場合 にあっては、 当該金額に当 該追加する長 期修繕計画の 수에14,69 0円を乗じて 得た金額を加 算した金額)	
----------------------------------	-----	--	--

備考

- 1 「長期修繕計画」とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。
- 2 「認定管理計画」とは、マンション管理適正化法第5条の14の認定を受けた管理計画をいう。

3 1 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 1 3 年法律第 2 6 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) サービス付き高齢者向け住宅の登録 申請手数料又は登録更新申請手数料 ア 住宅の戸数に応じ、次に掲げる区 分			高齢者の居 住の安定確 保に関する 法律第 5 条 第 1 項又は 第 2 項
(ア) 1 0 戸以下のもの	1 件	30,170円	
(イ) 1 0 戸を超え 2 0 戸以下のもの	1 件	34,190円	
(ウ) 2 0 戸を超え 3 0 戸以下のもの	1 件	38,210円	
(エ) 3 0 戸を超え 4 0 戸以下のもの	1 件	42,230円	
(オ) 4 0 戸を超え 5 0 戸以下のもの	1 件	46,250円	
(カ) 5 0 戸を超え 7 0 戸以下のもの	1 件	54,290円	
(キ) 7 0 戸を超え 1 0 0 戸以下のもの	1 件	66,350円	
(ク) 1 0 0 戸を超えるもの	1 件	78,410円	

3 2 土壌汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 汚染土壌処理業許可申請手数料	1 件	240,000円	土壌汚染対策法第 2 2 条第 1 項
(2) 汚染土壌処理業許可更新申請手数料	1 件	224,000円	土壌汚染対策法第 2 2 条第 4 項
(3) 汚染土壌処理業変更許可申請手数料	1 件	222,000円	土壌汚染対策法第 2 3 条第 1 項
(4) 譲渡及び譲受の場合における汚染土壌処理業者の地位の承継の承認申請手数料	1 件	70,000円	土壌汚染対策法第 2 7 条の 2 第 1 項
(5) 合併及び分割の場合における汚染土壌処理業者の地位の承継の承認申請手数料	1 件	70,000円	土壌汚染対策法第 2 7 条の 3 第 1 項
(6) 相続の場合における汚染土壌処理業の承認申請手数料	1 件	70,000円	土壌汚染対策法第 2 7 条の 4 第 1 項

3 3 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) マンションの容積率又は各部分の高さに関する特例許可申請手数料	1 件	157,660円	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項

3 4 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下この項において「自動車リサイクル法」という。）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 使用済自動車の引取業者登録申請手数料	1 件	3,000円	自動車リサイクル法第42条第1項
(2) 使用済自動車の引取業者登録更新申請手数料	1 件	3,000円	自動車リサイクル法第42条第2項
(3) 使用済自動車のフロン類回収業者登録申請手数料	1 件	5,000円	自動車リサイクル法第53条第1項
(4) 使用済自動車のフロン類回収業者登録更新申請手数料	1 件	5,000円	自動車リサイクル法第53条第2項

3 5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4
年法律第 8 8 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 鳥獣飼養登録申請手数料若しくは更新申請手数料又は登録票の再交付申請手数料	1 件	4,420円	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 1 9 条第 2 項、第 5 項又は第 6 項

3 6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「長期優良住宅普及促進法」という。）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料			長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第7項まで
ア 新築であって建築基準関係規定適合審査の申出がない場合			
(7) 確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合			
a 一戸建て住宅の場合	1 件	12,760円	
b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
(a) 500平方メートル以内のもの	1 件	22,810円	
(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件	35,880円	
(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1 件	63,010円	
(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 件	97,180円	
(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1 件	151,450円	
(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1 件	251,950円	
(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	1 件	322,300円	
(h) 3万平方メートルを超えるもの	1 件	365,850円	
(i) (7)以外の場合			
a 一戸建て住宅の場合	1 件	45,930円	
b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
(a) 500平方メートル以内のもの	1 件	107,230円	
(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件	171,220円	

(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1 件	337,710円
(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 件	604,370円
(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1 件	1,038,530円
(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1 件	1,920,920円
(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	1 件	2,744,350円
(h) 3万平方メートルを超えるもの	1 件	3,361,760円
イ 新築であって建築基準関係規定適合審査の申出があった場合		
(7) 確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合		
a 一戸建て住宅の場合	1 件	建築物確認区分による金額 (建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に12,760円を加算した金額
b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、ア(7)bに掲げる区分	1 件	建築物確認区分による金額 (建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額)にア(7)bに掲げる区分による金額を加算した金額
(4) (7)以外の場合		
a 一戸建て住宅の場合	1 件	建築物確認区分による金額

		(建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に45,930円を加算した金額	
b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、ア(イ)bに掲げる区分	1 件	建築物確認区分による金額 (建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額)にア(イ)bに掲げる区分による金額を加算した金額	
ウ 増築又は改築であって建築基準関係規定適合審査の申出がない場合(ただし、ア又はイにより認定を受けた場合にあっては、次号ウ又はエの規定による。)			
(7) 確認書又はその写しの添付がある場合			
a 一戸建て住宅の場合	1 件	18,790円	
b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
(a) 500平方メートル以内のもの	1 件	33,870円	
(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件	55,480円	
(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1 件	92,160円	
(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 件	147,430円	
(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1 件	224,820円	

の			
(f) 1 万平方メートルを超え 2 万平方メートル以内のもの	1 件	381,600円	
(g) 2 万平方メートルを超え 3 万平方メートル以内のもの	1 件	483,100円	
(h) 3 万平方メートルを超えるもの	1 件	548,430円	
(イ) (7)以外の場合			
a 一戸建て住宅の場合	1 件	68,540円	
b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
(a) 5 0 0 平方メートル以内のもの	1 件	160,500円	
(b) 5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件	256,480円	
(c) 1, 0 0 0 平方メートルを超え 3, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件	506,220円	
(d) 3, 0 0 0 平方メートルを超え 5, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件	906,210円	
(e) 5, 0 0 0 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	1 件	1,557,450円	
(f) 1 万平方メートルを超え 2 万平方メートル以内のもの	1 件	2,881,030円	
(g) 2 万平方メートルを超え 3 万平方メートル以内のもの	1 件	4,116,180円	
(h) 3 万平方メートルを超えるもの	1 件	5,042,290円	
エ 増築又は改築であって建築基準関係規定適合審査の申出があった場合（ただし、ア又はイにより認定を受けた場合にあっては、次号ウ又はエの規定による。）			
(7) 確認書又はその写しの添付がある場合			
a 一戸建て住宅の場合	1 件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認	

b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、ウ(7) b に掲げる区分	1 件	区分による金額を加算した額)に18,790円を加算した金額 建築物確認区分による金額 (建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額)にウ(7) b に掲げる区分による金額を加算した金額	
(4) (7)以外の場合 a 一戸建て住宅の場合	1 件	建築物確認区分による金額 (建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に68,540円を加算した金額	
b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、ウ(4) b に掲げる区分	1 件	建築物確認区分による金額 (建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額)にウ(4) b に掲げる区分による金額を加算した金額	
オ 建築行為を伴わない既存住宅であって建築基準関係規定適合審査の申出がない場合 (7) 確認書若しくは性能評価書又は			

これらの写しの添付がある場合			
a 一戸建て住宅の場合	1 件	18,790円	
b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
(a) 500平方メートル以内のもの	1 件	33,870円	
(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件	55,480円	
(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1 件	92,160円	
(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 件	147,430円	
(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1 件	224,820円	
(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1 件	381,600円	
(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	1 件	483,100円	
(h) 3万平方メートルを超えるもの	1 件	548,430円	
(i) (7)以外の場合			
a 一戸建て住宅の場合	1 件	68,540円	
b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
(a) 500平方メートル以内のもの	1 件	160,500円	
(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件	256,480円	
(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1 件	506,220円	
(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 件	906,210円	
(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1 件	1,557,450円	
(f) 1万平方メートルを超え2	1 件	2,881,030円	

万平方メートル以内のもの			
(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	1 件	4,116,180円	
(h) 3万平方メートルを超えるもの	1 件	5,042,290円	
カ 建築行為を伴わない既存住宅であって建築基準関係規定適合審査の申出があった場合			
(7) 確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合			
a 一戸建て住宅の場合	1 件	建築物確認区分による金額 (建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に18,790円を加算した金額	
b 共同住等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、オ(7)bに掲げる区分	1 件	建築物確認区分による金額 (建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額)にオ(7)bに掲げる区分による金額を加算した金額	
(イ) (7)以外の場合			
a 一戸建て住宅の場合	1 件	建築物確認区分による金額 (建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に68,540円を加算した金額	

		合にあっては、 建築設備確認 区分による金 額を加算した 額)に6,400 円を加算し た金額	
b 共同住宅等の場合は、認定建 築等計画の変更に係る部分の床 面積に2分の1を乗じて得た面 積(床面積の増加する部分にあ っては、当該増加する部分の床 面積)の合計に応じ、前号イ(7) bに掲げる区分	1 件	建築物確認区 分による金額 (建築設備の 設置がある場 合にあっては、 建築設備確認 区分による金 額を加算した 額)に前号イ (7)bに掲げる 区分による金 額を加算した 金額	
(イ) (7)以外の場合			
a 一戸建て住宅の場合	1 件	建築物確認区 分による金額 (建築設備の 設置がある場 合にあっては、 建築設備確認 区分による金 額を加算した 額)に22,9 80円を加算 した金額	
b 共同住宅等の場合は、認定建 築等計画の変更に係る部分の床 面積に2分の1を乗じて得た面 積(床面積の増加する部分にあ っては、当該増加する部分の床 面積)の合計に応じ、前号イ(イ) bに掲げる区分	1 件	建築物確認区 分による金額 (建築設備の 設置がある場 合にあっては、 建築設備確認 区分による金 額を加算した 額)に前号イ (イ)bに掲げる 区分による金 額を加算した 金額	

ウ 前号ウ又はエにより認定を受けた住宅で建築基準関係規定適合審査の申出がない場合			
(ア) 確認書又はその写しの添付がある場合			
a 一戸建て住宅の場合	1 件	9,410円	
b 共同住宅等の場合は、認定建築等計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前号ウ(ア)bに掲げる区分	1 件	前号ウ(ア)bに掲げる区分による金額	
(イ) (ア)以外の場合			
a 一戸建て住宅の場合	1 件	34,290円	
b 共同住宅等の場合は、認定建築等計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前号ウ(イ)bに掲げる区分	1 件	前号ウ(イ)bに掲げる区分による金額	
エ 前号ウ又はエにより認定を受けた住宅で建築基準関係規定適合審査の申出があった場合			
(ア) 確認書又はその写しの添付がある場合			
a 一戸建て住宅の場合	1 件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に9,410円を加算した金額	
b 共同住宅等の場合は、認定建築等計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前号ウ(ア)bに掲げる区分	1 件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金	

			額を加算した額)に前号ウ(7) bに掲げる区分による金額を加算した金額	
(イ) (7)以外の場合				
a 一戸建て住宅の場合	1 件		建築物確認区分による金額 (建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に34,290円を加算した金額	
b 共同住宅等の場合は、認定建築等計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)の合計に応じ、前号ウ(イ) bに掲げる区分	1 件		建築物確認区分による金額 (建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に前号ウ(イ) bに掲げる区分による金額を加算した金額	
オ 前号オ又はカにより認定を受けた住宅で建築基準関係規定適合審査の申出がない場合				
(7) 確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合				
a 一戸建て住宅の場合	1 件	9,410円		
b 共同住宅等の場合は、認定維持保全計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)の合計に応じ、前号オ(7) bに掲げる区分	1 件		前号オ(7) bに掲げる区分による金額	
(イ) (7)以外の場合				

a 一戸建て住宅の場合	1 件	34,290円	
b 共同住宅等の場合は、認定維持保全計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前号オ(イ)bに掲げる区分	1 件	前号オ(イ)bに掲げる区分による金額	
カ 前号オ又はカにより認定を受けた住宅で建築基準関係規定適合審査の申出があった場合			
(7) 確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合			
a 一戸建て住宅の場合	1 件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に9,410円を加算した金額	
b 共同住宅等の場合は、認定維持保全計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前号オ(7)bに掲げる区分	1 件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に前号オ(7)bに掲げる区分による金額を加算した金額	
(イ) (7)以外の場合			
a 一戸建て住宅の場合	1 件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金	

b 共同住宅等の場合は、認定維持保全計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前号オ(イ)bに掲げる区分	1 件	額を加算した額)に34,290円を加算した金額 建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に前号オ(イ)bに掲げる区分による金額を加算した金額	
(3) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画等の認定変更申請手数料	1 件	3,050円	長期優良住宅普及促進法第9条第1項
(4) 区分所有住宅の管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画等の認定変更申請手数料	1 件	3,050円	長期優良住宅普及促進法第9条第3項
(5) 長期優良住宅建築等計画等の認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料	1 件	3,050円	長期優良住宅普及促進法第10条
(6) 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	1 件	157,660円	長期優良住宅普及促進法第18条

備考

- 1 「建築基準関係規定適合審査の申出」とは、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出をいう。
- 2 「確認書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書をいう。
- 3 「性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。

- 4 「建築物確認区分」とは、別表第3第12項第1号に掲げる区分をいう。
- 5 「建築設備確認区分」とは、別表第3第12項第53号に掲げる区分をいう。
- 6 「認定建築等計画」とは、認定を受けた長期優良住宅建築等計画をいう。
- 7 「認定維持保全計画」とは、認定を受けた長期優良住宅維持保全計画をいう。

3 7 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号。

以下この項において「低炭素化促進法」という。）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料			低炭素化促進法第 5 3 条第 1 項
ア 建築基準関係規定適合審査の申出がない場合			
(ア) 一戸建て住宅（住宅以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下この項において同じ。）の住宅のみの場合（ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合にあっては、(イ)の規定による。）			
a 低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が標準計算法のとき	1 件	34,200円	
b 低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様・計算併用法のとき	1 件	25,490円	
c 低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様基準のとき	1 件	17,450円	
d 低炭素建築物適合証の提出があるとき	1 件	4,720円	
(イ) 共同住宅等の住棟全体の場合			
a 低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が標準計算法のとき			
(a) 共用部分床面積が 3 0 0 平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分			
I 1 戸のもの	1 件	143,510円	
II 1 戸を超え 5 戸以下のもの	1 件	178,280円	
III 5 戸を超え 1 0 戸以下のもの	1 件	206,490円	
IV 1 0 戸を超え 2 5 戸以下のもの	1 件	245,950円	
V 2 5 戸を超え 5 0 戸以下のもの	1 件	305,580円	

VI 50戸を超え100戸以下のもの	1件	390,670円
VII 100戸を超え200戸以下のもの	1件	490,440円
VIII 200戸を超え300戸以下のもの	1件	609,090円
IX 300戸を超えるもの	1件	696,190円
(b) 共用部分床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分による金額に70,960円を加算した金額
(c) 共用部分床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分による金額に171,460円を加算した金額
(d) 共用部分床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分による金額に251,320円を加算した金額
(e) 共用部分床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分による金額に321,600円を加算した金額
(f) 共用部分床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分による金額に392,560円を加算した金額
b 低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様・計算併用法のとき		

(a) 共用部分床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分			
I 1戸のもの	1件	134,800円	
II 1戸を超え5戸以下のもの	1件	160,190円	
III 5戸を超え10戸以下のもの	1件	180,960円	
IV 10戸を超え25戸以下のもの	1件	211,780円	
V 25戸を超え50戸以下のもの	1件	258,680円	
VI 50戸を超え100戸以下のもの	1件	327,690円	
VII 100戸を超え200戸以下のもの	1件	410,770円	
VIII 200戸を超え300戸以下のもの	1件	502,560円	
IX 300戸を超えるもの	1件	565,610円	
(b) 共用部分床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a)に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a)に掲げる区分による金額に70,960円を加算した金額	
(c) 共用部分床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a)に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a)に掲げる区分による金額に171,460円を加算した金額	
(d) 共用部分床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a)に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a)に掲げる区分による金額に251,320円を加算した金額	
(e) 共用部分床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a)に掲げる区分による	

b (a)に掲げる区分		金額に 3 2 1, 6 0 0 円を加算した金額
(f) 共用部分床面積が 2 万 5, 0 0 0 平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(i) b (a)に掲げる区分	1 件	共同住宅等住戸数に応じ、(i) b (a)に掲げる区分による金額に 3 9 2, 5 6 0 円を加算した金額
c 低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様基準のとき		
(a) 共用部分床面積が 3 0 0 平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分		
I 1 戸のもの	1 件	126, 690 円
II 1 戸を超え 5 戸以下のもの	1 件	142, 040 円
III 5 戸を超え 1 0 戸以下のもの	1 件	156, 910 円
IV 1 0 戸を超え 2 5 戸以下のもの	1 件	177, 550 円
V 2 5 戸を超え 5 0 戸以下のもの	1 件	212, 450 円
VI 5 0 戸を超え 1 0 0 戸以下のもの	1 件	265, 380 円
VII 1 0 0 戸を超え 2 0 0 戸以下のもの	1 件	331, 650 円
VIII 2 0 0 戸を超え 3 0 0 戸以下のもの	1 件	396, 640 円
IX 3 0 0 戸を超えるもの	1 件	436, 300 円
(b) 共用部分床面積が 3 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(i) c (a)に掲げる区分	1 件	共同住宅等住戸数に応じ、(i) c (a)に掲げる区分による金額に 7 0, 9 6 0 円を加算した金額
(c) 共用部分床面積が 2, 0 0 0 平方メートルを超え 5, 0 0 0 平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(i) c (a)に掲げる区分	1 件	共同住宅等住戸数に応じ、(i) c (a)に掲げる区分による金額に 1 7 1,

(d) 共用部分床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) に掲げる区分	1 件	460円を加算した金額 共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) に掲げる区分による金額に251,320円を加算した金額
(e) 共用部分床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) に掲げる区分	1 件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) に掲げる区分による金額に321,600円を加算した金額
(f) 共用部分床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) に掲げる区分	1 件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) に掲げる区分による金額に392,560円を加算した金額
d 低炭素建築物適合証の提出がある場合		
(a) 共用部分床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分		
I 1戸のもの	1 件	14,130円
II 1戸を超え5戸以下のもの	1 件	18,820円
III 5戸を超え10戸以下のもの	1 件	25,520円
IV 10戸を超え25戸以下のもの	1 件	36,240円
V 25戸を超え50戸以下のもの	1 件	54,330円
VI 50戸を超え100戸以下のもの	1 件	89,840円
VII 100戸を超え200戸以下のもの	1 件	136,740円
VIII 200戸を超え300戸以下のもの	1 件	170,240円
IX 300戸を超えるもの	1 件	180,960円

(b) 共用部分床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) d (a)に掲げる区分	1 件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) d (a)に掲げる区分による金額に17,420円を加算した金額
(c) 共用部分床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) d (a)に掲げる区分	1 件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) d (a)に掲げる区分による金額に71,020円を加算した金額
(d) 共用部分床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) d (a)に掲げる区分	1 件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) d (a)に掲げる区分による金額に117,920円を加算した金額
(e) 共用部分床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) d (a)に掲げる区分	1 件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) d (a)に掲げる区分による金額に151,420円を加算した金額
(f) 共用部分床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) d (a)に掲げる区分	1 件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) d (a)に掲げる区分による金額に191,620円を加算した金額
(㊦) 複合建築物又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の場合	1 件	複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する(イ)に掲げる区分による金額 (住宅以外の

		用途に供する部分 を有する一戸建て住宅の場合 にあっては、(ア)に掲げる区分による金額に、複合建築物又は一戸建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を1棟の建築物とみなして適用する(イ)に掲げる区分による金額を加算した金額	
(エ) 非住宅建築物の全体の場合			
a 低炭素建築物適合証の提出がない場合			
(a) 1棟の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
I 300平方メートル以内のもの	1件	241,230円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、109,240円）	
II 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件	384,610円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、180,200円）	
III 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件	547,420円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、280,700円）	
IV 5,000平方メートルを	1件	671,370	

超え1万平方メートル以内のもの		円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、360,560円）	
V 1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	1件	791,300円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、430,840円）	
VI 2万5,000平方メートルを超えるもの	1件	903,190円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、501,800円）	
b 低炭素建築物適合証の提出がある場合			
(a) 1棟の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
I 300平方メートル以内のもの	1件	9,410円	
II 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件	26,830円	
III 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件	80,430円	
IV 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件	127,330円	
V 1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	1件	160,830円	
VI 2万5,000平方メートルを超えるもの	1件	201,030円	
イ 建築基準関係規定適合審査の申出があった場合			
(7) 一戸建て住宅の住宅のみの場合（ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建	1件	建築物確認区分による金額（建築設備の	

建築物の全体の申請を併せて行う場合にあっては、(ウ)の規定による。)		設置がある場合にあっては、建築物確認区分による金額を加算した額) にア(ア)に掲げる区分による金額を加算した金額	
(イ) 共同住宅等の住棟全体の場合	1 件	建築物確認区分による金額 (建築物の設置がある場合にあっては、建築物確認区分による金額を加算した額) にア(イ)に掲げる区分による金額を加算した金額	
(ウ) 複合建築物又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の場合	1 件	建築物確認区分による金額 (建築物の設置がある場合にあっては、建築物確認区分による金額を加算した額) にア(ウ)に掲げる区分による金額を加算した金額	
(エ) 非住宅建築物の全体の場合	1 件	建築物確認区分による金額 (建築物の設置がある場合にあっては、建築物確認区分による金額を加算した額) にア(エ)に掲げる区分による金額を加算した金額	

(2) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料			低炭素化促進法第55条第1項
ア 建築基準関係規定適合審査の申出がない場合			
(7) 一戸建て住宅の住宅のみの場合 (ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合にあっては、(ウ)の規定による。)			
a 低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が標準計算法のとき	1 件	17,120円	
b 低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様・計算併用法のとき	1 件	12,760円	
c 低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様基準のとき	1 件	8,740円	
d 低炭素建築物適合証の提出があるとき	1 件	2,380円	
(イ) 共同住宅等の住棟全体の場合			
a 低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が標準計算法のとき			
(a) 共用部分変更床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分			
I 1戸のもの	1 件	126,370円	
II 1戸を超え5戸以下のもの	1 件	143,760円	
III 5戸を超え10戸以下のもの	1 件	157,860円	
IV 10戸を超え25戸以下のもの	1 件	177,590円	
V 25戸を超え50戸以下のもの	1 件	207,410円	
VI 50戸を超え100戸以下のもの	1 件	249,950円	
VII 100戸を超え200戸以下のもの	1 件	299,840円	
VIII 200戸を超え300戸以下のもの	1 件	359,160円	
IX 300戸を超えるもの	1 件	402,710円	

(b) 共用部分変更床面積が3 0 0 0平方メートルを超え2, 0 0 0平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分	1 件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分による金額に70, 9 6 0円を加算した金額
(c) 共用部分変更床面積が2, 0 0 0平方メートルを超え5, 0 0 0平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分	1 件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分による金額に1 7 1, 4 6 0円を加算した金額
(d) 共用部分変更床面積が5, 0 0 0平方メートルを超え1 万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分	1 件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分による金額に2 5 1, 3 2 0円を加算した金額
(e) 共用部分変更床面積が1 万平方メートルを超え2 万5, 0 0 0平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分	1 件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分による金額に3 2 1, 6 0 0円を加算した金額
(f) 共用部分変更床面積が2 万5, 0 0 0平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分	1 件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分による金額に3 9 2, 5 6 0円を加算した金額
b 低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様・計算併用法のとき		
(a) 共用部分変更床面積が3 0 0平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分		
I 1戸のもの	1 件	122, 020円
II 1戸を超え5戸以下のもの	1 件	134, 710円

Ⅲ 5戸を超え10戸以下のもの	1件	145,100円
Ⅳ 10戸を超え25戸以下のもの	1件	160,510円
Ⅴ 25戸を超え50戸以下のもの	1件	183,960円
Ⅵ 50戸を超え100戸以下のもの	1件	218,460円
Ⅶ 100戸を超え200戸以下のもの	1件	260,000円
Ⅷ 200戸を超え300戸以下のもの	1件	305,900円
Ⅸ 300戸を超えるもの	1件	337,420円
(b) 共用部分変更床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b(a)に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b(a)に掲げる区分による金額に70,960円を加算した金額
(c) 共用部分変更床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b(a)に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b(a)に掲げる区分による金額に171,460円を加算した金額
(d) 共用部分変更床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b(a)に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b(a)に掲げる区分による金額に251,320円を加算した金額
(e) 共用部分変更床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b(a)に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b(a)に掲げる区分による金額に321,600円を加算した金額
(f) 共用部分変更床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b(a)に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b(a)に掲げる区分による

		金額に 3 9 2, 5 6 0 円を加算した金額	
c 低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様基準のとき			
(a) 共用部分変更床面積が 3 0 0 平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分			
I 1 戸のもの	1 件	117, 960 円	
II 1 戸を超え 5 戸以下のもの	1 件	125, 640 円	
III 5 戸を超え 1 0 戸以下のもの	1 件	133, 070 円	
IV 1 0 戸を超え 2 5 戸以下のもの	1 件	143, 390 円	
V 2 5 戸を超え 5 0 戸以下のもの	1 件	160, 840 円	
VI 5 0 戸を超え 1 0 0 戸以下のもの	1 件	187, 310 円	
VII 1 0 0 戸を超え 2 0 0 戸以下のもの	1 件	220, 440 円	
VIII 2 0 0 戸を超え 3 0 0 戸以下のもの	1 件	252, 940 円	
IX 3 0 0 戸を超えるもの	1 件	272, 770 円	
(b) 共用部分変更床面積が 3 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) に掲げる区分	1 件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) に掲げる区分による金額に 7 0, 9 6 0 円を加算した金額	
(c) 共用部分変更床面積が 2, 0 0 0 平方メートルを超え 5, 0 0 0 平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) に掲げる区分	1 件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) に掲げる区分による金額に 1 7 1, 4 6 0 円を加算した金額	
(d) 共用部分変更床面積が 5, 0 0 0 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) に掲げる区分	1 件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) に掲げる区分による金額に 2 5 1,	

(e) 共用部分変更床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a)に掲げる区分	1 件	3 2 0 円を加算した金額 共同住宅等住戸数に応じ、 (イ) c (a)に掲げる区分による金額に3 2 1, 6 0 0 円を加算した金額
(f) 共用部分変更床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a)に掲げる区分	1 件	共同住宅等住戸数に応じ、 (イ) c (a)に掲げる区分による金額に3 9 2, 5 6 0 円を加算した金額
d 低炭素建築物適合証の提出がある場合		
(a) 共用部分変更床面積が3 0 0 平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分		
I 1 戸のもの	1 件	11,770円
II 1 戸を超え5 戸以下のもの	1 件	14,110円
III 5 戸を超え1 0 戸以下のもの	1 件	17,460円
IV 1 0 戸を超え2 5 戸以下のもの	1 件	22,820円
V 2 5 戸を超え5 0 戸以下のもの	1 件	31,870円
VI 5 0 戸を超え1 0 0 戸以下のもの	1 件	49,620円
VII 1 0 0 戸を超え2 0 0 戸以下のもの	1 件	73,070円
VIII 2 0 0 戸を超え3 0 0 戸以下のもの	1 件	89,820円
IX 3 0 0 戸を超えるもの	1 件	95,180円
(b) 共用部分変更床面積が3 0 0 平方メートルを超え2, 0 0 0 平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) d (a)に掲げる区分	1 件	共同住宅等住戸数に応じ、 (イ) d (a)に掲げる区分による金額に1 7, 4 2 0 円を加算した金額

(c) 共用部分変更床面積が2, 0 0 0 平方メートルを超え5, 0 0 0 平方メートル以内の場合 は、共同住宅等住戸数に応じ、 (イ) d (a) に掲げる区分	1 件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) d (a) に掲げ る区分による 金額に 7 1, 0 2 0 円を加算 した金額
(d) 共用部分変更床面積が5, 0 0 0 平方メートルを超え 1 万 平方メートル以内の場合は、 共同住宅等住戸数に応じ、(イ) d (a) に掲げる区分	1 件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) d (a) に掲げ る区分による 金額に 1 1 7, 9 2 0 円を加 算した金額
(e) 共用部分変更床面積が 1 万 平方メートルを超え 2 万5, 0 0 0 平方メートル以内の場合 は、共同住宅等住戸数に応じ、 (イ) d (a) に掲げる区分	1 件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) d (a) に掲げ る区分による 金額に 1 5 1, 4 2 0 円を加 算した金額
(f) 共用部分変更床面積が 2 万 5, 0 0 0 平方メートルを超え る場合は、共同住宅等住戸数 に応じ、(イ) d (a) に掲げる区分	1 件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) d (a) に掲げ る区分による 金額に 1 9 1, 6 2 0 円を加 算した金額
(g) 複合建築物又は住宅以外の用途 に供する部分を有する一戸建て住 宅の建築物の全体の場合	1 件	複合建築物に おける共同住 宅等の部分の 共用部分を共 同住宅等の共 用部分とみな して適用する (イ) に掲げる区 分による金額 (住宅以外の 用途に供する 部分を有する 一戸建て住宅 の場合にあっ ては、(ア) に掲 げる区分によ る金額) に、

(エ) 非住宅建築物の全体の場合	1 件	複合建築物又は一戸建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を1棟の建築物とみなして適用する(エ)に掲げる区分による金額を加算した金額 1 棟の建築物（複合建築物の場合は共用部分を除く非住宅建築物部分）の計画変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積）について、前号ア(エ)に掲げる区分に応じた金額
イ 建築基準関係規定適合審査の申出があった場合 (ア) 一戸建て住宅の住宅のみの場合（ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合にあっては、(ウ)の規定による。）	1 件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）にア(ア)に掲げる区分による金額を加算した金額

(イ) 共同住宅等の住棟全体の場合	1 件	建築物確認区分による金額 (建築設備の設置がある場合にあっては、 建築設備確認区分による金額を加算した額) にア(イ)に掲げる区分による金額を加算した金額
(ウ) 複合建築物又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の場合	1 件	建築物確認区分による金額 (建築設備の設置がある場合にあっては、 建築設備確認区分による金額を加算した額) にア(ウ)に掲げる区分による金額を加算した金額
(エ) 非住宅建築物の全体の場合	1 件	建築物確認区分による金額 (建築設備の設置がある場合にあっては、 建築設備確認区分による金額を加算した額) にア(エ)に掲げる区分による金額を加算した金額

備考

- 1 「建築基準関係規定適合審査の申出」とは、低炭素化促進法第 5 条第 2 項の規定による申出をいう。
- 2 「低炭素建築物適合証」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー

消費性能判定機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関が低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。

3 「共用部分床面積」とは、共同住宅等の共用部分の床面積の合計をいう。

4 「共同住宅等住戸数」とは、共同住宅等の住戸の数の合計をいう。

5 「複合建築物」とは、共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。

6 「非住宅建築物」とは、住宅の部分を有しない建築物をいう。

7 「外皮性能の基準を適用しないもの」とは、低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する国土交通大臣が定める基準により、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準が適用されない非住宅建築物をいう。

8 「建築物確認区分」とは、別表第3第12項第1号に掲げる区分をいう。

9 「建築設備確認区分」とは、別表第3第12項第53号に掲げる区分をいう。

10 「共用部分変更床面積」とは、共同住宅等の共用部分の計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する床面積を加算した面積）をいう。

3 8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「建築物省エネ法」という。）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料			建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項
ア 一戸建て住宅（住宅以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下この項において同じ。）の場合			
(ア) 評価手法が標準計算法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
a 200平方メートル未満のもの	1件	34,200円	
b 200平方メートル以上のもの	1件	38,220円	
(イ) 評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
a 200平方メートル未満のもの	1件	25,490円	
b 200平方メートル以上のもの	1件	28,170円	
(ウ) 評価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
a 200平方メートル未満のもの	1件	17,450円	
b 200平方メートル以上のもの	1件	18,790円	
イ 共同住宅等の場合			
(ア) 評価手法が標準計算法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
a 300平方メートル未満のもの	1件	69,040円	
b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	115,270円	
c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	196,340円	
d 5,000平方メートル以上のもの	1件	281,430円	
(イ) 評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積			

の合計に応じ、次に掲げる区分		
a 300平方メートル未満のもの	1件	50,950円
b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	85,790円
c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	149,440円
d 5,000平方メートル以上のもの	1件	218,450円
(ウ) 評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
a 300平方メートル未満のもの	1件	32,860円
b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	57,050円
c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	103,210円
d 5,000平方メートル以上のもの	1件	156,140円
ウ 建築物エネルギー消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量のみの場合又は当該評価対象がない場合		
(イ) 非住宅建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
a 300平方メートル未満のもの	1件	18,790円
b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	37,550円
c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	95,170円
d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件	143,410円
e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1件	178,250円
f 2万5,000平方メートル以上のもの	1件	221,130円
(イ) 非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		

a	3 0 0 平方メートル未満のもの	1 件	22,810円
b	3 0 0 平方メートル以上2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件	42,910円
c	2, 0 0 0 平方メートル以上5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件	101,870円
d	5, 0 0 0 平方メートル以上1 万平方メートル未満のもの	1 件	150,850円
e	1 万平方メートル以上2 万5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件	186,290円
f	2 万5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	1 件	230,510円
エ アからウまで以外の場合			
(7) 非住宅建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
a	3 0 0 平方メートル未満のもの	1 件	87,130円
b	3 0 0 平方メートル以上2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件	146,090円
c	2, 0 0 0 平方メートル以上5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件	236,540円
d	5, 0 0 0 平方メートル以上1 万平方メートル未満のもの	1 件	308,970円
e	1 万平方メートル以上2 万5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件	371,210円
f	2 万5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	1 件	435,530円
(イ) 非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
a	3 0 0 平方メートル未満のもの	1 件	227,830円
b	3 0 0 平方メートル以上2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件	368,530円
c	2, 0 0 0 平方メートル以上5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件	525,980円
d	5, 0 0 0 平方メートル以上1 万平方メートル未満のもの	1 件	647,920円
e	1 万平方メートル以上2 万5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件	765,840円
f	2 万5, 0 0 0 平方メートル以	1 件	873,710円

(イ) 評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
a	300平方メートル未満のもの	1件	25,490円
b	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	42,910円
c	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	74,740円
d	5,000平方メートル以上のもの	1件	109,240円
(ロ) 評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
a	300平方メートル未満のもの	1件	16,450円
b	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	28,570円
c	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	51,620円
d	5,000平方メートル以上のもの	1件	78,090円
ウ 建築物エネルギー消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量のみの場合又は当該評価対象がない場合			
(ア) 非住宅建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
a	300平方メートル未満のもの	1件	9,410円
b	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	18,790円
c	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	47,600円
d	5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件	71,720円
e	1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1件	89,140円
f	2万5,000平方メートル以上のもの	1件	110,580円
(イ) 非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、			

当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
a 300平方メートル未満のもの	1件	11,420円
b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	21,410円
c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	50,950円
d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件	75,410円
e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1件	93,160円
f 2万5,000平方メートル以上のもの	1件	115,270円
エ アからウまで以外の場合		
(7) 非住宅建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
a 300平方メートル未満のもの	1件	43,580円
b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	73,060円
c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	118,290円
d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件	154,470円
e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1件	185,620円
f 2万5,000平方メートル以上のもの	1件	217,780円
(4) 非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
a 300平方メートル未満のもの	1件	113,930円
b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	184,280円
c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	263,010円
d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件	323,910円
e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル以上のもの	1件	382,940円

(a) 200平方メートル未満のもの	1件	34,190円
(b) 200平方メートル以上のもの	1件	38,210円
b 共同住宅等で評価手法が標準計算法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
(a) 300平方メートル未満のもの	1件	69,030円
(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	115,260円
(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	196,330円
(d) 5,000平方メートル以上のもの	1件	281,420円
(7) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)		
a 一戸建て住宅で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
(a) 200平方メートル未満のもの	1件	25,480円
(b) 200平方メートル以上のもの	1件	28,160円
b 共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
(a) 300平方メートル未満のもの	1件	50,940円
(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	85,780円
(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	149,430円
(d) 5,000平方メートル以上のもの	1件	218,440円
(エ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)、(ウ)、		

(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)		
a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
(a) 200平方メートル未満のもの	1 件	17,440円
(b) 200平方メートル以上のもの	1 件	18,780円
b 共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
(a) 300平方メートル未満のもの	1 件	32,850円
(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件	56,970円
(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件	103,200円
(d) 5,000平方メートル以上のもの	1 件	156,130円
(オ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの ((ア)又は(イ)に掲げる場合を除く。)		
a 非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
(a) 300平方メートル未満のもの	1 件	9,400円
(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件	26,820円
(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件	80,420円
(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1 件	127,320円
(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1 件	160,820円
(f) 2万5,000平方メートル	1 件	201,020円

以上のもの			
(カ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（(イ)から(エ)まで又は(ク)に掲げる場合を除く。）			
a 非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
(a) 300平方メートル未満のもの	1 件	87,120円	
(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件	146,080円	
(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件	236,530円	
(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1 件	308,890円	
(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1 件	371,200円	
(f) 2万5,000平方メートル以上のもの	1 件	435,520円	
(キ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの（(ア)又は(ウ)に掲げる場合を除く。）			
a 非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
(a) 300平方メートル未満のもの	1 件	9,400円	
(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件	26,820円	
(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件	80,420円	
(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1 件	127,320円	
(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1 件	160,820円	

もの			
(f) 2万5,000平方メートル以上のもの	1 件	201,020円	
(g) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（(i)から(e)まで又は(h)に掲げる場合を除く。）			
a 非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
(a) 300平方メートル未満のもの	1 件	227,820円	
(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件	368,520円	
(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件	525,970円	
(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1 件	647,910円	
(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1 件	765,830円	
(f) 2万5,000平方メートル以上のもの	1 件	873,700円	
(h) 住宅及び非住宅建築物の複合建築物	1 件	住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとに(ア)から(イ)までに該当する金額を合計した金額	
イ 建築基準関係規定適合審査の申出がある場合			
(ア) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの（(イ)又は(ロ)に掲げる場合を除く。）			
a 一戸建て住宅の場合	1 件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額	

		(建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	
b 共同住宅等の場合	1 件	(建築物設備の設置がある場合にあつては、建築物設備確認区分による金額を加算した額)に、ア(ア) aに掲げる区分による金額を加算した金額 当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築物設備の設置がある場合にあつては、建築物設備確認区分による金額を加算した額)に、ア(ア) bに掲げる区分による金額を加算した金額	
(イ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの(ウ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)			
a 一戸建て住宅で評価手法が標準計算法の場合	1 件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築物設備の設置がある場合にあつては、建築物設備確認区分による金額を加算した額)に、ア(イ) aに掲げる区分による金額を加算した金	

b 共同住宅等で評価手法が標準 計算法の場合	1 件	額 当該共同住宅 等の床面積の 合計に応じ、 建築物確認区 分による金額 （建築設備の 設置がある場 合にあっては、 建築設備確認 区分による金 額を加算した 額）に、ア(イ) bに掲げる区 分による金額 を加算した金 額	
(ウ) 建築物省エネ適合証又は性能評 価書の添付がないもの（(イ)、(エ)、 (カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。） a 一戸建て住宅で評価手法が仕 様・計算併用法の場合	1 件	当該一戸建て 住宅の床面積 の合計に応じ、 建築物確認区 分による金額 （建築設備の 設置がある場 合にあっては、 建築設備確認 区分による金 額を加算した 額）に、ア(ウ) aに掲げる区 分による金額 を加算した金 額	
b 共同住宅等で評価手法が仕様 ・計算併用法の場合	1 件	当該共同住宅 等の床面積の 合計に応じ、 建築物確認区 分による金額 （建築設備の 設置がある場 合にあっては、 建築設備確認	

a 非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	1 件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア(イ)に掲げる区分による金額を加算した金額
(カ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（(イ)から(エ)まで又は(ク)に掲げる場合を除く。）		
a 非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	1 件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア(カ)に掲げる区分による金額を加算した金額
(キ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの（(ア)又は(ウ)に掲げる場合を除く。）		
a 非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	1 件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、

(ク) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（(イ)から(エ)まで又は(カ)に掲げる場合を除く。） a 非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合 (ケ) 住宅及び非住宅建築物の複合建築物	1 件 1 件	建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア(キ)に掲げる区分による金額を加算した金額 当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア(ク)に掲げる区分による金額を加算した金額 住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとに(ア)から(ク)までに該当する金額を合計した金額	
(4) 複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	1 件	計画に係る一の建築物ごとの前号に掲げる区分に応じた金額を合計した金額	建築物省エネ法第 29 条第 3 項
(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料 ア 建築基準関係規定適合審査の申出がない場合 (ア) 建築物省エネ適合証又は性能評			建築物省エネ法第 31 条第 1 項

価書の添付があるもの（(ハ)又は(キ)に掲げる場合を除く。）		
a 一戸建て住宅の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
(a) 200平方メートル未満のもの	1 件	2,370円
(b) 200平方メートル以上のもの	1 件	2,370円
b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
(a) 300平方メートル未満のもの	1 件	4,710円
(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件	10,070円
(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件	22,470円
(d) 5,000平方メートル以上のもの	1 件	40,220円
(イ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（(ウ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。）		
a 一戸建て住宅で評価手法が標準計算法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
(a) 200平方メートル未満のもの	1 件	17,110円
(b) 200平方メートル以上のもの	1 件	19,120円
b 共同住宅等で評価手法が標準計算法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
(a) 300平方メートル未満のもの	1 件	34,530円
(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件	57,640円
(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件	98,180円

(d) 5,000平方メートル以上のもの	1件	140,720円
(ウ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（(イ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。）		
a 一戸建て住宅で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
(a) 200平方メートル未満のもの	1件	12,750円
(b) 200平方メートル以上のもの	1件	14,090円
b 共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
(a) 300平方メートル未満のもの	1件	25,480円
(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	42,900円
(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	74,730円
(d) 5,000平方メートル以上のもの	1件	109,230円
(エ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（(イ)、(ウ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。）		
a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
(a) 200平方メートル未満のもの	1件	8,730円
(b) 200平方メートル以上のもの	1件	9,400円
b 共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
(a) 300平方メートル未満のもの	1件	16,440円
(b) 300平方メートル以上2,	1件	28,500円

0 0 0 平方メートル未満のもの			
(c) 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件	51, 610円	
(d) 5, 0 0 0 平方メートル以上 のもの	1 件	78, 080円	
(オ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの（(7)又は(8)に掲げる場合を除く。）			
a 非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
(a) 3 0 0 平方メートル未満のもの	1 件	4, 710円	
(b) 3 0 0 平方メートル以上2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件	13, 420円	
(c) 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件	40, 220円	
(d) 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	1 件	63, 670円	
(e) 1 万平方メートル以上2 万 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件	80, 420円	
(f) 2 万5, 0 0 0 平方メートル 以上のもの	1 件	100, 520円	
(カ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（(1)から(エ)まで又は(7)に掲げる場合を除く。）			
a 非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
(a) 3 0 0 平方メートル未満のもの	1 件	43, 570円	
(b) 3 0 0 平方メートル以上2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件	73, 050円	
(c) 2, 0 0 0 平方メートル以上	1 件	118, 280円	

5,000平方メートル未満のもの			
(d) 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	1件	154,460円	
(e) 1万平方メートル以上2万 5,000平方メートル未満のもの	1件	185,610円	
(f) 2万5,000平方メートル 以上のもの	1件	217,770円	
(※) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの（(ア)又は(カ)に掲げる場合を除く。）			
a 非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
(a) 300平方メートル未満のもの	1件	4,710円	
(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	13,420円	
(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	40,220円	
(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件	63,670円	
(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1件	80,420円	
(f) 2万5,000平方メートル以上のもの	1件	100,520円	
(ク) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（(イ)から(エ)まで又は(カ)に掲げる場合を除く。）			
a 非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			
(a) 300平方メートル未満のもの	1件	113,920円	
(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	184,270円	

の			
(c) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	1 件	263,000円	
(d) 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	1 件	323,970円	
(e) 1万平方メートル以上2万 5,000平方メートル未満の もの	1 件	382,930円	
(f) 2万5,000平方メートル 以上のもの	1 件	436,860円	
(g) 住宅及び非住宅建築物の複合建 築物	1 件	住宅及び非住 宅建築物に該 当する部分の 床面積ごとに (ア)から(イ)まで に該当する金 額を合計した 金額	
イ 建築基準関係規定適合審査の申出 がある場合			
(ア) 建築物省エネ適合証又は性能評 価書の添付があるもの（(イ)又は(ロ) に掲げる場合を除く。）			
a 一戸建て住宅の場合	1 件	当該一戸建て 住宅の床面積 の合計に応じ、 建築物確認区 分による金額 （建築設備の 設置がある場 合にあっては、 建築設備確認 区分による金 額を加算した 額）に、ア(ア) aに掲げる区 分による金額 を加算した金 額	
b 共同住宅等の場合	1 件	当該共同住宅 等の床面積の 合計に応じ、 建築物確認区 分による金額	

		(建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの(ウ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)		(建築設備の設置がある場合にあっては、建築物確認区分による金額を加算した額)に、ア(ア)に掲げる区分による金額を加算した金額	
(イ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの(ウ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)					
a 一戸建て住宅で評価手法が標準計算法の場合	1 件			当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合にあっては、建築物確認区分による金額を加算した額)に、ア(イ)aに掲げる区分による金額を加算した金額	
b 共同住宅等で評価手法が標準計算法の場合	1 件			当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合にあっては、建築物確認区分による金額を加算した額)に、ア(イ)bに掲げる区分による金額を加算した金額	

b 共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合	1 件	設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に、ア(エ) aに掲げる区分による金額を加算した金額 当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に、ア(エ) bに掲げる区分による金額を加算した金額	
(オ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの(ア)又は(キ)に掲げる場合を除く。) a 非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	1 件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に、ア(オ)に掲げる区分による金額を加算した金額	
(カ) 建築物省エネ適合証又は性能評			

価書の添付がないもの（(イ)から(エ)まで又は(ク)に掲げる場合を除く。）			
a 非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	1 件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア(カ)に掲げる区分による金額を加算した金額	
(キ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの（(ア)又は(ウ)に掲げる場合を除く。）			
a 非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	1 件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、ア(キ)に掲げる区分による金額を加算した金額	
(ク) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（(イ)から(エ)まで又は(カ)に掲げる場合を除く。）			
a 非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	1 件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額	

		(建築設備の設置がある場合にあっては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に、ア(ク)に掲げる区分による金額を加算した金額	
(ケ) 住宅及び非住宅建築物の複合建築物	1 件	住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとに(ア)から(ク)までに該当する金額を合計した金額	
ウ 複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の場合	1 件	計画の変更に係る一の建築物ごとのア及びイに掲げる区分に応じた金額を合計した金額	

備考

- 1 「非住宅建築物」とは、住宅の部分を有しない建築物をいう。
- 2 「複合建築物」とは、共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。
- 3 「建築基準関係規定適合審査の申出」とは、建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をいう。
- 4 「建築物省エネ適合証」とは、建築物省エネ法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。

- 5 「性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。
- 6 「建築物確認区分」とは、別表第3第12項第1号に掲げる区分をいう。
- 7 「建築設備確認区分」とは、別表第3第12項第53号に掲げる区分をいう。

3 9 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第
5 7 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 輸出証明書の発行手数料	1 件	400円	農林水産物 及び食品の 輸出の促進 に関する法 律第15条 第2項

別表第 4（第 2 条関係）

1 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は 戸籍証明書の交付手数料 ア 窓口又は郵送で交付するもの イ 多機能端末機で交付するもの	1 通 1 通	450円 350円	戸籍法第 10 条第 1 項、 第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで、第 120 条第 1 項、 第 120 条の 2 第 1 項 又は第 126 条
(2) 戸籍に記載した事項に関する証明書の 交付手数料	証明事項 1 件	350円	戸籍法第 10 条第 1 項、 第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 126 条
(3) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 手数料（電子情報処理組織を使用する 方法により戸籍電子証明書提供用識別 符号の発行を行う場合（当該発行に係 る戸籍電子証明書の請求が電子情報 処理組織を使用する方法により行われ た場合に限る。）における当該発行及 び戸籍電子証明書提供用識別符号の 発行に係る戸籍電子証明書の請求を行 う者が同時に当該戸籍電子証明書が 証明する事項と同一の事項を証明する 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明 書の請求を行う場合における当該発行 に係るものを除く。）	戸籍電子 証明書提 供用識別 符号 1 件	400円	戸籍法第 120 条の 3 第 2 項
(4) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の 交付又は除籍証明書の交付手数料	1 通	750円	戸籍法第 12 条の 2 において準用 する同法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1

			項から第5項まで、第120条第1項、第120条の2第1項又は第126条
(5) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項 1件	450円	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条
(6) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行に係るものを除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件	700円	戸籍法第120条の3第2項
(7) 届出若しくは申請の受理の証明書の交付、届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料	1通	350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合は、1,400円）	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）、第120条の

			6 第 1 項又は第 1 2 6 条
(8) 届書その他市長の受理した書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件	350円	戸籍法第 4 8 条第 2 項（同法第 1 1 7 条において準用する場合を含む。）又は第 1 2 0 条の 6 第 1 項

備考

- 1 「多機能端末機」とは、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。
- 2 「電子情報処理組織を使用する方法」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成 1 2 年自治省令第 5 号）第 1 条の 2 に規定するものに限る。）をいう。

2 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請手数料	1 件	5,400円	消防法第 10 条第 1 項 ただし書
(2) 製造所等設置許可申請手数料			消防法第 11 条第 1 項 前段
ア 製造所			
(ア) 指定数量の倍数が 10 以下のもの	1 件	39,000円	
(イ) 指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下のもの	1 件	52,000円	
(ウ) 指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下のもの	1 件	66,000円	
(エ) 指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下のもの	1 件	77,000円	
(オ) 指定数量の倍数が 200 を超えるもの	1 件	92,000円	
イ 屋内貯蔵所			
(ア) 指定数量の倍数が 10 以下のもの	1 件	20,000円	
(イ) 指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下のもの	1 件	26,000円	
(ウ) 指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下のもの	1 件	39,000円	
(エ) 指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下のもの	1 件	52,000円	
(オ) 指定数量の倍数が 200 を超えるもの	1 件	66,000円	
ウ 屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）			
(ア) 指定数量の倍数が 100 以下のもの	1 件	20,000円	
(イ) 指定数量の倍数が 100 を超え 1 万以下のもの	1 件	26,000円	
(ウ) 指定数量の倍数が 1 万を超えるもの	1 件	39,000円	
エ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	1 件	570,000円	
オ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付			

特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)			
(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1 件	880,000円	
(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1 件	1,070,000円	
(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1 件	1,200,000円	
(エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1 件	1,520,000円	
(オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1 件	1,780,000円	
(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	1 件	4,070,000円	
(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	1 件	5,340,000円	
(ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	1 件	6,490,000円	
カ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所			
(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1 件	1,450,000円	
(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1 件	1,720,000円	
(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1 件	1,920,000円	
(エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1 件	2,360,000円	
(オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1 件	2,740,000円	
(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリッ	1 件	5,640,000円	

	トル未満のもの			
(4)	危険物の貯蔵最大数量が30万 キロリットル以上40万キロリッ トル未満のもの	1 件	7,240,000円	
(7)	危険物の貯蔵最大数量が40万 キロリットル以上のもの	1 件	8,790,000円	
キ	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵 所			
(7)	危険物の貯蔵最大数量が40万 キロリットル未満のもの	1 件	5,930,000円	
(4)	危険物の貯蔵最大数量が40万 キロリットル以上50万キロリッ トル未満のもの	1 件	7,470,000円	
(7)	危険物の貯蔵最大数量が50万 キロリットル以上のもの	1 件	10,900,000円	
ク	屋内タンク貯蔵所	1 件	26,000円	
ケ	地下タンク貯蔵所			
(7)	指定数量の倍数が100以下の もの	1 件	26,000円	
(4)	指定数量の倍数が100を超え るもの	1 件	39,000円	
コ	簡易タンク貯蔵所	1 件	13,000円	
サ	移動タンク貯蔵所（シに規定する 移動タンク貯蔵所を除く。）	1 件	26,000円	
シ	積載式移動タンク貯蔵所又は航空 機若しくは船舶の燃料タンクに直接 給油するための給油設備を備えた移 動タンク貯蔵所	1 件	39,000円	
ス	屋外貯蔵所	1 件	13,000円	
セ	給油取扱所（屋内給油取扱所を除 く。）	1 件	52,000円	
ソ	屋内給油取扱所	1 件	66,000円	
タ	第1種販売取扱所	1 件	26,000円	
チ	第2種販売取扱所	1 件	33,000円	
ツ	移送取扱所			
(7)	危険物を移送するための配管の 延長（当該配管の起点又は終点が 2以上ある場合には、任意の起点 から任意の終点までの当該配管の 延長のうち最大のもの。以下この 項において同じ。）が15キロメ ートル以下のもの（危険物を移送 するための配管に係る最大常用圧 力が0.95メガパスカル以上のも のであって、かつ、危険物を移送	1 件	21,000円	

するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。)			
(イ) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	1 件	87,000円	
(ウ) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	1 件	87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた金額	
テ 一般取扱所			
(ア) 指定数量の倍数が10以下のもの	1 件	39,000円	
(イ) 指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1 件	52,000円	
(ウ) 指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1 件	66,000円	
(エ) 指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1 件	77,000円	
(オ) 指定数量の倍数が200を超えるもの	1 件	92,000円	
(3) 製造所等の位置、構造又は設備の変更許可申請手数料 ア 製造所		1 件	消防法第11条第1項後段
イ 貯蔵所		1 件	
		前号アに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 前号イからスまでに掲げる貯蔵所の区分（変更許可申請に係る審査の場合には、	

ウ 取扱所	1 件	前号ウに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分) に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額 前号セからテまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額	
(4) 製造所等設置許可完成検査手数料 ア 製造所	1 件	第 2 号アに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額	消防法第 11 条第 5 項及び危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 8 条第 3 項
イ 屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を含む。）	1 件	第 2 号ウに掲げる屋外タンク貯蔵所の指定数量の倍数の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額	
ウ その他の貯蔵所	1 件	第 2 号イ及びクからスまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額	
エ 取扱所	1 件	第 2 号セからテまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額	

		の 2 分の 1 に 相当する金額	
(5) 製造所等の位置、構造又は設備の変更許可完成検査手数料			
ア 製造所	1 件	第 2 号アに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 4 分の 1 に相当する金額	
イ 屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を含む。）	1 件	第 2 号ウに掲げる屋外タンク貯蔵所の指定数量の倍数の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 4 分の 1 に相当する金額	
ウ その他の貯蔵所	1 件	第 2 号イ及びクからスまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 4 分の 1 に相当する金額	
エ 取扱所	1 件	第 2 号セからテまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 4 分の 1 に相当する金額	
(6) 製造所等仮使用承認申請手数料	1 件	5,400円	消防法第 1 1 条第 5 項 ただし書
(7) 製造所等設置許可完成検査前検査手数料			消防法第 1 1 条の 2 第 1 項
ア 水張検査			
（ア） 容量 1 万リットル以下のタンク	1 件	6,000円	
（イ） 容量 1 万リットルを超え 1 0 0 万リットル以下のタンク	1 件	11,000円	
（ウ） 容量 1 0 0 万リットルを超え 2	1 件	15,000円	

0 0 万リットル以下のタンク			
(エ) 容量 2 0 0 万リットルを超えるタンク	1 件	15,000円 に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額	
イ 水圧検査			
(ア) 容量 6 0 0 リットル以下のタンク	1 件	6,000円	
(イ) 容量 6 0 0 リットルを超え 1 万リットル以下のタンク	1 件	11,000円	
(ロ) 容量 1 万リットルを超え 2 万リットル以下のタンク	1 件	15,000円	
(エ) 容量 2 万リットルを超えるタンク	1 件	15,000円 に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額	
ウ 基礎・地盤検査			
(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	420,000円	
(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	560,000円	
(ロ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	730,000円	
(エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	960,000円	
(オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	1,090,000円	
(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	1,660,000円	

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万 キロリットル以上40万キロリッ トル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	1,900,000円
(ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万 キロリットル以上の特定屋外タン ク貯蔵所	1 件	2,120,000円
エ 溶接部検査		
(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,00 0キロリットル以上5,000キロ リットル未満の特定屋外タンク貯 蔵所	1 件	530,000円
(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,00 0キロリットル以上1万キロリッ トル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	680,000円
(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キ ロリットル以上5万キロリットル 未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	1,030,000円
(エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キ ロリットル以上10万キロリット ル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	1,410,000円
(オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万 キロリットル以上20万キロリッ トル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	1,780,000円
(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万 キロリットル以上30万キロリッ トル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	3,430,000円
(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万 キロリットル以上40万キロリッ トル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	4,190,000円
(ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万 キロリットル以上の特定屋外タン ク貯蔵所	1 件	4,800,000円
オ 岩盤タンク検査		
(ア) 危険物の貯蔵最大数量が40万 キロリットル未満の屋外タンク貯 蔵所	1 件	9,320,000円
(イ) 危険物の貯蔵最大数量が40万 キロリットル以上50万キロリッ トル未満の屋外タンク貯蔵所	1 件	12,600,000円
(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が50万 キロリットル以上の屋外タンク貯 蔵所	1 件	17,300,000円
(8) 製造所等の位置、構造又は設備の変 更許可完成検査前検査手数料		
ア 水張検査	1 件	前号アに掲げ

イ 水圧検査	1 件	る区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額 前号イに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額	
ウ 基礎・地盤検査	1 件	る区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額 前号ウに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	
エ 溶接部検査	1 件	前号エに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	
オ 岩盤タンク検査	1 件	前号オに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	
(9) 貯蔵所等保安検査手数料			消防法第14条の3第1項又は第2項
ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）			
（ア） 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1 件	320,000円	
（イ） 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1 件	460,000円	
（ウ） 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1 件	750,000円	
（エ） 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1 件	1,020,000円	
（オ） 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリッ	1 件	1,300,000円	

トル未満のもの			
(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万 キロリットル以上30万キロリッ トル未満のもの	1 件	3,150,000円	
(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万 キロリットル以上40万キロリッ トル未満のもの	1 件	3,870,000円	
(ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万 キロリットル以上のもの	1 件	4,460,000円	
イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク 貯蔵所			
(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,00 0キロリットル以上40万キロリ ットル未満のもの	1 件	2,690,000円	
(イ) 危険物の貯蔵最大数量が40万 キロリットル以上50万キロリッ トル未満のもの	1 件	3,230,000円	
(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が50万 キロリットル以上のもの	1 件	4,830,000円	
ウ 移送取扱所			
(ア) 危険物を移送するための配管に 係る最大常用圧力が0.95メガパ スカル以上であって、かつ、危険 物を移送するための配管の延長が 7キロメートル以上15キロメー トル以下のもの	1 件	70,000円	
(イ) 危険物を移送するための配管の 延長が15キロメートルを超える もの	1 件	70,000円 に危険物を移 送するための 配管の延長が 15キロメー トル又は15 キロメートル に満たない端 数を増すごと に17,000 円を加えた金 額	

備考

- 「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」とは、浮き屋根を有する特
定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総

理府令第55号。以下この項において「規則」という。)第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所をいう。

2 「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」とは、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所をいう。

3 「変更許可申請に係る審査の場合」とは、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）にあっては、屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤（地中タンク（規則第4条第3項第4号に規定する地中タンクをいう。）に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所）にあってはタンク本体及び地盤、海上タンク（規則第3条第2項第1号に規定する海上タンクをいう。）に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあってはタンク本体及び定置設備（規則第4条第3項第6号の2に規定する定置設備をいう。）（定置設備の地盤を含む。））の変更以外の変更に係る消防法第11条第1項後段の規定に基づく変更の許可の申請（以下この項において「変更許可申請」という。）に係る審査の場合、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあっては、岩盤タンクのタンク本体の変更以外の変更に係る変更許可申請に係る審査の場合、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成6年政令第214号。以下この項において「6年政令」という。）附則第7項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所（同項第2号に掲げるものに限る。）にあっては、平成25年12月31日（同号括弧書に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所にあっては、当該旧基準の特定屋外タンク貯

蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日。これらの日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が6年政令附則第2項第1号に規定する新基準（以下この項において「6年新基準」という。）に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日）までに行われた変更許可申請（当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を6年新基準に適合させるためのもの、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根に係るもの並びに浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の浮き蓋に係るものを除く。）に係る審査の場合又は危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成11年政令第3号）附則第2項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所（同項第1号に掲げるものに限る。）にあっては、平成29年3月31日（同号括弧書に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所にあっては、当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日。これらの日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が同項に規定する新基準（以下この項において「11年新基準」という。）に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日）までに行われた変更許可申請（当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を11年新基準に適合させるためのものを除く。）に係る審査の場合をいう。

3 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号。以下この項において「火取法」という。）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 火薬類製造許可申請手数料	1 件	220,000円	火取法第 3 条及び火薬類取締法施行令（昭和 25 年政令第 323 号。以下この項において「火取法施行令」という。）第 16 条第 1 項第 1 号
(2) 火薬類販売営業許可申請手数料			火取法第 5 条
ア 競技用紙雷管のみの販売営業に係るもの	1 件	25,000円	
イ その他の販売営業に係るもの	1 件	110,000円	
(3) 火薬庫設置等許可申請手数料	1 件	73,000円	火取法第 1
(4) 火薬庫変更許可申請手数料	1 件	8,300円	2 条第 1 項
(5) 火薬類製造施設完成検査手数料	1 件	41,000円	火取法第 1 5 条第 1 項又は第 2 項及び火取法施行令第 16 条第 1 項第 1 号
(6) 火薬庫完成検査手数料			火取法第 1 5 条第 1 項又は第 2 項
ア 設置又は移転の工事に係るもの	1 件	41,000円	
イ 構造又は設備の変更の工事に係るもの	1 件	23,000円	
(7) 火薬類譲渡し許可申請手数料	1 件	1,200円	火取法第 1 7 条第 1 項
(8) 火薬類譲受け許可申請手数料			
ア 火工品のみの譲受けに係るもの	1 件	2,400円	
イ ア以外のもの			
(ア) 申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が 25 キログラム以下の場合	1 件	3,500円	
(イ) その他の場合	1 件	6,900円	
(9) 火薬類輸入許可申請手数料			火取法第 2

ア 申請に係る火薬及び爆薬の数量が 25キログラム以下の場合	1件	12,000円	4条第1項
イ その他の場合	1件	25,000円	
(10) 煙火消費許可申請手数料	1件	7,900円	火取法第2 5条第1項
(11) 火薬類製造特定施設又は火薬庫保安 検査手数料	1件	41,000円	火取法第3 5条第1項 及び火取法 施行令第1 6条第1項 第1号

4 道路運送車両法関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 臨時運行許可申請手数料	1 両	750円	道路運送車両法第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）

5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下この項において「廃棄物
処理法」という。）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 2以上の事業者による産業廃棄物の 処理に係る特例認定申請手数料	1件	147,000円	廃棄物処理 法第12条 の7第1項
(2) 2以上の事業者による産業廃棄物の 処理に係る特例認定変更申請手数料	1件	134,000円	廃棄物処理 法第12条 の7第7項
(3) 産業廃棄物収集運搬業許可申請手 数料	1件	81,000円	廃棄物処理 法第14条 第1項
(4) 産業廃棄物収集運搬業許可更新申 請手数料	1件	73,000円	廃棄物処理 法第14条 第2項
(5) 産業廃棄物処分業許可申請手 数料	1件	100,000円	廃棄物処理 法第14条 第6項
(6) 産業廃棄物処分業許可更新申 請手数料	1件	94,000円	廃棄物処理 法第14条 第7項
(7) 産業廃棄物収集運搬業変更許可申 請手数料	1件	71,000円	廃棄物処理 法第14条 の2第1項
(8) 産業廃棄物処分業変更許可申 請手数料	1件	92,000円	
(9) 特別管理産業廃棄物収集運搬業 許可申請手数料	1件	81,000円	廃棄物処理 法第14条 の4第1項
(10) 特別管理産業廃棄物収集運搬業 許可更新申請手数料	1件	74,000円	廃棄物処理 法第14条 の4第2項
(11) 特別管理産業廃棄物処分業許可 申請手数料	1件	100,000円	廃棄物処理 法第14条 の4第6項
(12) 特別管理産業廃棄物処分業許可 更新申請手数料	1件	95,000円	廃棄物処理 法第14条 の4第7項
(13) 特別管理産業廃棄物収集運搬業 変更許可申請手数料	1件	72,000円	廃棄物処理 法第14条 の5第1項
(14) 特別管理産業廃棄物処分業変 更許可申請手数料	1件	95,000円	
(15) 産業廃棄物処理施設設置許可申 請手			廃棄物処理

数料			
ア 廃棄物処理法第 15 条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件	140,000円	法第 15 条第 1 項
イ ア以外のもの	1 件	120,000円	
(16) 産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料			廃棄物処理法第 15 条の 2 の 6 第 1 項
ア 廃棄物処理法第 15 条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件	130,000円	
イ ア以外のもの	1 件	110,000円	

6 使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下この項において「自動車リサイクル法」という。）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 使用済自動車の解体業許可申請手数料	1 件	78,000円	自動車リサイクル法第60条第1項
(2) 使用済自動車の解体業許可更新申請手数料	1 件	70,000円	自動車リサイクル法第60条第2項
(3) 使用済自動車の破砕業許可申請手数料	1 件	84,000円	自動車リサイクル法第67条第1項
(4) 使用済自動車の破砕業許可更新申請手数料	1 件	77,000円	自動車リサイクル法第67条第2項
(5) 使用済自動車の破砕業変更許可申請手数料	1 件	67,000円	自動車リサイクル法第70条第1項

7 船員法第104条第1項の規定により市町村が処理する事務に関する政令（昭和28年政令第260号）関係

区分	単位	金額	根拠法令
(1) 船員手帳の交付、再交付又は書換え手数料	1件	1,950円	船員法第104条第1項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第1項第3号
(2) 船員手帳訂正手数料	1件	430円	

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、本市が徴収する手数料を改定したいのと、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

第 9 4 号議案

長崎市議会議員及び長崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

長崎市議会議員及び長崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 6 年長崎市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 1 0 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 3 条中「2 8 円 3 5 銭」を「3 0 円 7 3 銭」に、「5 8 6, 9 0 5 円」を「6 0 9, 6 9 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市議会議員及び長崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される長崎市議会議員又は長崎市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された長崎市議会議員又は長崎市長の選挙については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、長崎市議会議員及び長崎市長の選

挙における選挙運動用ビラの作成の公費の支払に係る限度額等を引き上げたいので、この条例案を提出する。

第 9 5 号議案

長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

長崎市附属機関に関する条例（昭和 2 8 年長崎市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

平和公園の再整備に係る基本計画の策定に関する重要事項の調査審議が終了したことに伴い、長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会を廃止したいので、この条例案を提出する。

第 9 6 号議案

長崎市チトセピアホール条例の一部を改正する条例

長崎市チトセピアホール条例（平成 3 年長崎市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 2 項中「4 割に相当する額」を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

区分		利用時間	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
入場料等の徴収 をしない場合	平日		円 21,190	円 31,930	円 36,250
	土曜日、 日曜日又 は休日		24,640	36,250	41,640
入場料 等の徴 収をす る場合	最高の入 場料等が 3,142 円以下の とき	平日	31,590	45,950	51,110
		土曜日、 日曜日又 は休日	36,830	53,700	60,820
	最高の入 場料等が 3,142 円を超え るとき	平日	36,080	53,020	59,070
		土曜日、 日曜日又 は休日	42,100	62,090	71,190

別表備考 2 中「を徴収」を「の徴収」に改め、同表備考 4 中「4 割」を「5 割」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市チトセピアホール条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市チトセピアホールの利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 9 7 号議案

長崎ブリックホール条例の一部を改正する条例

長崎ブリックホール条例（平成 9 年長崎市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

1 大ホールの使用料

区分		利用時間	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
入場料等の徴収 をしない場合		平日	円 56,020	円 101,410	円 115,340
		土曜日、 日曜日又 は休日	64,010	116,710	133,360
入場料 等の徴 収をす る場合	最高の入 場料等が 3,142 円以下の とき	平日	83,170	133,630	155,260
		土曜日、 日曜日又 は休日	95,410	154,090	178,830
	最高の入 場料等が 3,142 円を超え 5,238 円以下の とき	平日	90,490	144,700	169,040
		土曜日、 日曜日又 は休日	103,790	166,720	194,580
	最高の入 場料等が 5,238 円を超え るとき	平日	110,910	186,180	219,670
		土曜日、 日曜日又 は休日	128,330	216,310	255,290

2 国際会議場の使用料

区分		利用時間	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
入場料等の徴収 をしない場合		平日	円 21,900	円 29,130	円 31,650
		土曜日、 日曜日又 は休日	25,250	33,740	36,550
入場料 等の徴 収をす る場合	最高の入 場料等が 3,142 円以下の とき	平日	25,250	39,740	46,360
		土曜日、 日曜日又 は休日	29,440	46,350	53,710

収をする場合	最高の入 場料等が 3,142 円を超え るとき	平日	32,260	55,120	65,140
		土曜日、 日曜日又 は休日	37,460	64,600	76,000

3 その他の施設の使用料

利用時間 区分		午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 10 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 10 時まで	午前 9 時 から午後 10 時まで
楽屋	1	円 1,400	円 1,850	円 1,970	円 3,250	円 3,820	円 5,600
	2	1,400	1,850	1,970	3,250	3,820	5,600
	3	1,400	1,850	1,970	3,250	3,820	5,600
	4	950	1,230	1,340	2,180	2,570	3,710
	5	950	1,230	1,340	2,180	2,570	3,710
	6	950	1,230	1,340	2,180	2,570	3,710
	7	1,400	1,850	1,970	3,250	3,820	5,600
	8	1,400	1,850	1,970	3,250	3,820	5,600
	9	1,680	2,200	2,200	3,880	4,400	6,080
リハーサル室		7,960	10,580	10,580	18,540	21,160	30,380
練習室	1	3,510	4,890	4,920	8,400	9,810	14,920
	2	3,510	4,890	4,920	8,400	9,810	14,920
	3	2,580	3,670	3,630	6,250	7,300	11,110
会 議 室 (1室につき)		3,460	4,610	4,610	8,070	9,220	12,880
和室	1	2,800	3,670	3,840	6,470	7,510	10,900
	2	1,990	2,590	2,760	4,580	5,350	7,630
茶室		3,010	3,970	4,310	6,980	8,280	11,780
特別室	1	6,920	9,220	9,220	16,140	18,440	25,770
	2	3,460	4,610	4,610	8,070	9,220	12,880
	3	3,460	4,610	4,610	8,070	9,220	12,880

別表備考２中「を徴収」を「の徴収」に改め、同表備考３中「を徴収」を「の徴収を」に改め、同表備考４中「４割」を「５割」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎ブリックホール条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和７年９月５日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎ブリックホールの使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 9 8 号議案

長崎市市民活動センター条例の一部を改正する条例

長崎市市民活動センター条例（平成 2 0 年長崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中「10, 3 7 1」を「12, 4 4 0」に、「12, 2 5 7」を「14, 5 7 0」に、「13, 2 0 0」を「15, 8 4 0」に、「14, 1 4 2」を「16, 8 2 0」に、「15, 0 8 5」を「18, 1 0 0」に、「1 0 4」を「2 8 0」に、「5 2 3」を「4 7 0」に、「3 1 4」を「3 4 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市市民活動センター条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市市民活動センターの利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 9 9 号議案

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年長崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 1 7 3 条第 1 項第 1 号」を「第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号」に改める。

第 2 条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を次のように改正する。

本則中「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に、「第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号」を「第 1 7 3 条の 5 第 1 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出

する。

第 1 0 0 号議案

長崎市庁舎の会議室等の市民利用に関する条例の一部を改正する条例

長崎市庁舎の会議室等の市民利用に関する条例（令和４年長崎市条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「２２６」を「４５０」に、「６８６」を「９６０」に、「１, ７８６」を「２, ５００」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の長崎市庁舎の会議室等の市民利用に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和７年９月５日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市魚の町の市庁舎の市民利用会議室等の使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 0 1 号議案

長崎市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

長崎市行政財産使用料条例（昭和 3 9 年長崎市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項中「土地のみを 1 月未満使用する場合」を「消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについて」に改め、同表第 2 項中「占用面積」を「使用面積」に改め、同項の表電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱その他これらに類する工作物の項に次のように加える。

	無線基地局	1 基につき 1 年	3 5 1
--	-------	------------	-------

別表第 2 項の表に次のように加える。

広告物	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	4, 8 8 7
自動販売機	使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1 2, 0 0 0

別表第 2 項備考 8 を同項備考 1 0 とし、同項備考 7 中「使用期間が 1 月未満のとき」を「消費税法第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額」に改め、同備考に次のただし書を加え、同備考を同項備考 9 とする。

ただし、自動販売機を設置する場合は、この限りでない。

別表第 2 項備考 6 を同項備考 8 とし、同項備考 5 を同項備考 7 とし、同

項備考 4 後段に次のただし書を加え、同備考を同項備考 6 とする。

ただし、自動販売機を設置する場合において、1 月未満の端数があるときは、1 月を 30 日とした日割計算とする。

別表第 2 項備考 3 の次に次の 2 備考を加える。

4 「無線基地局」とは、工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局又はこれに類する小型の無線基地局等（当該無線基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線を含む。）をいう。

5 「表示面積」とは、広告物の表示部分の面積をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 項の改正規定及び同表第 2 項の改正規定（「占用面積」を「使用面積」に改める部分及び同項備考 7 中「使用期間が 1 月未満のとき」を「消費税法第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の長崎市行政財産使用料条例第 2 条第 1 項ただし書の規定に基づく許可を受けて使用しているものに係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、無線基地局等を設置

する場合の行政財産の使用料を定めたいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 0 2 号議案

長崎市立学校施設使用料等条例の一部を改正する条例

長崎市立学校施設使用料等条例（平成 1 6 年長崎市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中「6 2」を「2 0 0」に、「7 8」を「2 6 0」に、「3 1 4」を「7 3 0」に、「5 2」を「1 0 0」に、「1 8 8」を「3 7 0」に、「2 0 9」を「3 5 0」に、「5 3 4」を「7 4 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市立学校施設使用料等条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、学校施設の使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 0 3 号議案

長崎市税条例の一部を改正する条例

長崎市税条例（昭和 2 5 年長崎市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 1 条第 2 項中「当該軽自動車等について減免を受けようとする年度、納期、税額及び」を削り、同項第 1 号中「名称及び」を「名称、連絡先及び」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

- (2) 軽自動車等の種別、用途、車両番号又は標識番号、型式、登録年月日、形状及び主たる定置場の位置

第 6 1 条第 2 項第 3 号を削り、同項第 4 号中「総排気量又は」を「型式及び総排気量又は」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号及び第 6 号を削る。

第 6 1 条の 2 第 2 項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 前年度において同一の軽自動車等に係る種別割の減免を受けていない場合 次のアからオまでに掲げる事項

ア 減免を受ける者の氏名、住所、連絡先及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

イ 軽自動車等の種別、用途、車両番号、主たる定置場の位置及び使用目的

ウ 身体障害者等の氏名、住所、生年月日及び障害の区分

エ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、種類、等級及び交付年月日

オ 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との

関係

- (2) 前年度において同一の軽自動車等に係る種別割の減免を受けた場合
次のアからウまでに掲げる事項

ア 身体障害者等の氏名、住所及び障害名並びに種別割の納税義務者との関係

イ 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限及び運転免許の種類

ウ 前号ア、エ及びオに掲げる事項

第61条の2中第6項を削り、第7項を第6項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月5日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市税条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる軽自動車税の種別割の減免に係る申請について適用し、同日前にされた軽自動車税の種別割の減免に係る申請については、なお従前の例による。

令和7年9月5日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与するため、統一的な基準に適合した地方公共団体情報システムを利用することに

伴い、軽自動車税の種別割の減免に係る申請書の記載事項を見直したいので、この条例案を提出する。

第 1 0 4 号議案

長崎市手数料条例の一部を改正する条例

長崎市手数料条例（平成 1 2 年長崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 1 0 号中「第 5 条の 4 各号」を「第 5 条の 1 4 各号」に、「第 5 条の 3 第 1 項又は第 5 条の 6 第 1 項」を「第 5 条の 1 3 第 1 項又は第 5 条の 1 6 第 1 項」に改め、同表第 2 1 1 号中「第 5 条の 4」を「第 5 条の 1 4」に、「第 5 条の 7 第 1 項」を「第 5 条の 1 7 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 1 月 2 8 日から施行する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

第 1 0 5 号議案

長崎市科学館条例の一部を改正する条例

長崎市科学館条例（平成 9 年長崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条第 2 項中「利用料」を「金額」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 9 条関係）

区 分		観 覧 料 (1 人 1 回につき)	年間観覧料 (1 人 1 年間につき)
常設展示	一般	円 6 1 0	
	小学校の児童又は 中学校若しくは 高等学校の生徒	3 1 0	
特別展示		2, 0 9 0 円以内で教育委員会が定める額	
スペースシアター	一般	円 7 2 0	
	小学校の児童又は 中学校若しくは 高等学校の生徒	3 6 0	
常設展示 及びスペースシアター	一般		円 3, 3 3 0
	小学校の児童又は 中学校若しくは 高等学校の生徒		1, 6 8 0

備考 「一般」とは、15 歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2（第 9 条関係）

区 分	金額（1 時間につき）
学習室（1 室につき）	1, 1 8 0 円

別表第 2 備考 2 中「利用料」を「金額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市科学館条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市科学館の利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 0 6 号議案

長崎市恐竜博物館条例の一部を改正する条例

長崎市恐竜博物館条例（令和 2 年長崎市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

区 分		観 覧 料 （ 1 人 1 回につき）	年間観覧料 （ 1 人 1 年間につき）
常設展示	一般	円 5 0 0	円 1, 2 5 0
	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	2 5 0	6 3 0
企画展示		企画展示に要する費用を勘案し、教育委員会が定める額	

別表備考 2 中「及び中学校」を「並びに中学校及び高等学校」に改め、同表備考 3 を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市恐竜博物館の利用料金の基準と

する額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 0 7 号議案

長崎市公民館条例の一部を改正する条例

長崎市公民館条例（昭和 2 6 年長崎市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 2 項中「、同表備考 3 中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と」を削る。

別表第 1 第 1 項中「1, 9 9 0」を「5, 0 2 0」に、「2 6 1」を「6 4 0」に、「5 9 7」を「1, 2 3 0」に、「1 0 4」を「3 5 0」に、「2 0 9」を「5 0 0」に、「1 2 5」及び「1 7 8」を「3 9 0」に、「3 3 5」及び「2 8 2」を「7 0 0」に改め、同表第 2 項から第 7 項までを次のように改める。

2 長崎市西公民館使用料

種 別		1 時間につき
講堂		円 1, 1 9 0
研修室	1	5 5 0
	2	5 5 0
	3	5 5 0
	4	3 9 0
	5	5 5 0
	6	3 9 0
和室		4 5 0
調理実習室		7 2 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		

3 長崎市南公民館使用料

種 別		1 時間につき
講堂		円 1, 4 3 0
研修室	1	5 5 0
	2	3 9 0
	3	3 9 0
会議室		3 9 0
和室		4 5 0

調理実習室	7 2 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。	

4 長崎市滑石公民館使用料

種 別		1 時間につき
講堂		9 3 0 円
研修室	1	5 5 0
	2	5 5 0
	3	3 9 0
小研修室		3 9 0
和室	1	4 5 0
	2	4 5 0
調理実習室		7 2 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		

5 長崎市戸石地区公民館使用料

種 別		1 時間につき
研修室	1	5 5 0 円
	2	5 3 0

	3	4 5 0
調理実習室		4 5 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		

6 長崎市三重地区公民館使用料

種 別		1 時間につき
講堂		円 1, 4 3 0
会議室	1	3 9 0
	2	4 0 0
	3	4 0 0
	4	4 0 0
和室		4 0 0
調理実習室		7 2 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		

7 長崎市香焼公民館使用料

種 別		1 時間につき
ホール		円 6, 5 9 0
	1	7 0 0

会議室	2	7 0 0
	3	4 9 0
和室		4 9 0
調理実習室		6 8 0
備考		
1 ホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、教育委員会規則で定める。 2 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		

別表第1に次の7項を加える。

8 長崎市高浜地区公民館使用料

種 別	1 時間につき
講堂	6 6 0 円
研修室	4 1 0
会議室	4 1 0
和室	4 1 0
調理実習室	6 4 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。	

9 長崎市野母地区公民館使用料

種 別	1 時間につき
講堂	1, 1 9 0 円
会議室	3 9 0
和室	4 5 0
調理実習室	7 2 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。	

10 長崎市外海公民館使用料

種 別	1 時間につき
-----	---------

講堂	7 0 0	円
研修室	3 1 0	
会議室	4 0 0	
視聴覚室	4 2 0	
和室	4 2 0	
調理実習室	4 8 0	
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		

1 1 長崎市黒崎地区公民館使用料

種 別	1 時間につき	
講堂	1, 1 9 0	円
会議室	3 9 0	
和室	4 5 0	
調理実習室	4 5 0	
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		

1 2 長崎市三和公民館使用料

種 別	1 時間につき	
ホール	1 2, 3 1 0	円

会議室	1	7 0 0
	2	4 9 0
	3	4 9 0
	4	4 9 0
視聴覚室		7 0 0
和室		7 0 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		

1 3 長崎市川原地区公民館使用料

種 別		1 時間につき
講堂		円 1, 1 5 0
会議室	1	4 9 0
	2	7 0 0
和室		4 9 0
調理実習室		6 8 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		

1 4 長崎市為石地区公民館使用料

種 別	1 時間につき
-----	---------

講堂		円 1, 2 3 0
会議室	1	4 9 0
	2	4 9 0
	3	7 0 0
和室	1	7 0 0
	2	4 9 0
調理実習室		6 8 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		

別表第1 備考3を削り、同表備考4を同表備考3とする。

別表第2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2（第 1 3 条関係）

北公民館の利用に係る基準額

種 別		1 時間につき
講堂		円 1, 4 6 0
研修室	1	5 9 0
	2	5 9 0
	3	5 9 0
会議室	1	4 1 0
	2	4 1 0
	3	4 1 0
視聴覚室		1, 2 3 0
和室	1	4 7 0
	2	4 7 0
調理実習室		7 2 0

別表第 2 備考 3 を削り、同表備考 4 を同表備考 3 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市公民館条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、公民館の使用料及び利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 0 8 号議案

日吉自然の家条例の一部を改正する条例

日吉自然の家条例（平成 2 7 年長崎市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「（附属設備の利用に係るものを除く。）」を削り、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

第 1 3 条中「附属設備」を「設備」に改める。

第 2 1 条第 2 項中「及び第 3 項」を削り、「並びに別表」を「及び別表」に改め、「、同条第 3 項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別にと」を削り、「第 4 項」を「第 3 項」に改める。

別表第 1 項の表を次のように改める。

区 分		金額（1 人 1 日につき）
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	宿泊する場合	7 5 0 円
	宿泊しない場合	2 5 0
一般	宿泊する場合	1, 5 0 0
	宿泊しない場合	4 9 0

別表第 1 項備考 1 を次のように改める。

- 1 「一般」とは、1 5 歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

別表第 1 項備考 2 を削り、同項備考 3 を同項備考 2 とし、同項備考 4 を同項備考 3 とし、同表第 2 項の表を次のように改める。

区 分	金額（１時間につき）
体育館	7 3 0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の日吉自然の家条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和７年９月５日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、日吉自然の家の利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 0 9 号議案

長崎市図書館条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎市図書館条例（平成 1 9 年長崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「、編集室」を削る。

別表第 1 編集室の項を削る。

第 2 条 長崎市図書館条例の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 2 項中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が別に定める」と、同表備考 3 中」を削る。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1 （第 8 条関係）

区 分		金額（1 時間につき）
多目的ホール		2, 1 9 0 円
新興 善メ モリ アル	ホール	1, 7 9 0
	会議室 1	5 0 0
	会議室 2	7 5 0
研修室 1		2 4 0
研修室 2		2 4 0
研修室 3		2 4 0
研修室 4		2 4 0

スタジオ	9 3 0
パソコン室	6 7 0

別表第 1 備考 2 を削り、同表備考 3 を同表備考 2 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条及び次項の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定による改正後の長崎市図書館条例別表第 1 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

利用状況等を総合的に勘案し、長崎市立図書館の編集室を廃止したいのと、受益者負担の適正化を図るため、同図書館の利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 1 0 号議案

長崎市民会館条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎市民会館条例（平成 2 7 年長崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 2 項中「使用料」と、同表備考 5 」を「使用料」と、同表第 1 号備考 5 」に改める。

第 2 条 長崎市民会館条例の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 2 項中「4 割に相当する額」を削り、「同表第 1 号備考 5 」を「同表第 1 号備考 4 」に改め、「、同表備考 3 中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と」及び「、同表備考 2 中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と」を削る。

別表第 1 第 1 号の表を次のように改める。

区 分	金額（1 時間につき）		
	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
平日	円 1 1, 1 2 0	円 1 2, 4 1 0	円 1 5, 0 8 0
土曜日、日曜 日又は休日	1 2, 0 8 0	1 3, 5 2 0	1 5, 9 3 0

別表第 1 第 2 号の表を次のように改める。

区 分	金 額（１時間につき）
展示ホール	2, 6 9 0 円
リハーサル室	4 9 0
音楽室	1, 2 3 0
大会議室	1, 1 5 0
第 1 会議室	7 0 0
第 2 会議室	7 0 0
第 3 会議室	7 0 0
第 4 会議室	7 0 0
第 5 会議室	7 0 0
第 6 会議室	7 0 0
第 7 会議室	7 0 0
第 8 会議室	1, 1 5 0
小会議室	4 2 0
和室（１室につき）	7 0 0

別表第1備考4中「4割」を「5割」に改め、同備考後段を削り、同表備考5中「利用時間」を「ホールを利用する場合において、利用時間」に、「場合」を「とき」に改める。

別表第2第1号を次のように改める。

(1) 専用利用する場合

ア 競技場

区 分			金額（１時間につき）	
			午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
アマチュア スポーツに 利用する場合	入場料等 の徴収を しない場 合	平日	円 1, 6 3 0	円 2, 8 7 0
		土曜日、日曜 日又は休日	2, 2 9 0	3, 4 8 0
	入場料等 の徴収を する場合	平日	1 1, 1 5 0	1 8, 0 2 0
		土曜日、日曜 日又は休日	1 2, 7 3 0	1 9, 1 7 0
アマチュア スポーツ以 外に利用す る場合	入場料等 の徴収を しない場 合	平日	1 1, 1 5 0	1 8, 0 2 0
		土曜日、日曜 日又は休日	1 2, 7 3 0	1 9, 1 7 0
	入場料等 の徴収を する場合	平日	1 2, 7 3 0	2 1, 8 3 0
		土曜日、日曜 日又は休日	1 5, 5 0 0	2 5, 6 9 0

イ 軽スポーツ室

区 分	金額（１時間につき）
軽スポーツ室（１室につき）	9 5 0 円

備考

- 「入場料等の徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、市民体育館に入館する者から金銭を受領することをいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- アマチュアスポーツ以外に利用する場合で入場料等の徴収をする場合は、この表に掲げる金額に、入場料等の１人当たり最高額

の 100 人分を加算した額とする。

- 4 競技場を利用する場合において、利用時間を超過して利用するとき及び競技場又は軽スポーツ室を部分的に利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。
- 5 競技場を利用する場合において、この表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用するときの金額は、この表に掲げる金額（備考 3 の適用があるときは、当該適用後の金額）の 5 割に相当する額とする。
- 6 軽スポーツ室を利用する場合で営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 7 利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1 時間として計算する。

別表第 2 第 2 号の表を次のように改める。

区 分	金額（1 時間につき）
バドミントン（1 面につき）	3 8 0 円
バレーボール（1 面につき）	9 0 0
バスケットボール（1 面につき）	9 0 0
その他（競技場半面につき）	9 0 0

別表第 2 第 3 号の表を次のように改める。

区 分		金 額
当日券（1 人 2 時間につき）	高等学校の生徒	2 1 0 円
	一般	4 1 0
会員券（1 人 1 月につき）	高等学校の生徒	1, 9 2 0
	一般	3, 7 4 0

別表第 2 第 4 号の表を次のように改める。

区 分	金額（1 時間につき）
卓球台（1 台につき）	3 1 0 円

別表第 3 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 3 （第 8 条関係）

中央公民館の利用に係る基準額

区 分	金額（１時間につき）
第 1 研修室	7 0 0 円
第 2 研修室	7 0 0
第 3 研修室	7 0 0
第 4 研修室	7 0 0
第 5 研修室	7 0 0
第 6 研修室	7 0 0
視聴覚室	1, 2 3 0
調理実習室	7 6 0
室内楽室	7 0 0
和室	7 0 0
体育室	1, 2 5 0
工作室	7 0 0

別表第 3 備考 3 を削り、同表備考 4 を同表備考 3 とする。

別表第 4 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 4 （第 8 条関係）

男女共同参画推進センターの利用に係る基準額

区 分		金額（1 時間につき）
会議室	1	7 3 0 円
	2	4 8 0
	3	6 6 0
	4	4 7 0
研修室	1	1, 4 0 0
	2	8 4 0
和室		5 6 0

別表第 4 備考 2 を削り、同表備考 3 を同表備考 2 とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条の規定による改正後の長崎市民会館条例別表第 1 から別表第 4 までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る利用料金について適用し、施行日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に発行された第 2 条の規定による改正前の長崎市民会館条例

別表第2第3号に規定する会員券は、施行日後においても、なお従前の例により使用することができる。

令和7年9月5日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市民会館の利用料金の基準とする額を改定したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 1 1 号議案

長崎市文化センター条例の一部を改正する条例

長崎市文化センター条例（平成 1 6 年長崎市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項の表多目的ホールの項中「1, 4 2 4」を「4, 7 1 0」に改め、同表会議室 1 の項中「2 2 0」を「4 9 0」に改め、同表会議室 2 の項及び会議室 3 の項中「2 2 0」を「7 0 0」に改め、同表和室の項中「2 2 0」を「7 0 0」に改め、別表第 1 第 2 項の表会議室の項中「2 2 0」を「7 0 0」に改め、同表和室の項中「2 2 0」を「4 9 0」に改め、同表調理実習室の項中「2 2 0」を「7 3 0」に改め、別表第 1 備考 3 中「4 割」を「5 割」に改め、同備考後段を削る。

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2（第 8 条関係）

区 分	金額（1 時間につき）
多目的ホール	5, 2 1 0 円
会議室	5 6 0
視聴覚室	5 6 0

別表第 2 備考 3 中「4 割」を「5 割」に改め、同備考後段を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市文化センター条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、文化センターの使用料及び利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 1 2 号議案

長崎市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

長崎市ふれあいセンター条例（昭和 6 2 年長崎市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表研修室の項中「4 2 9」を「1, 0 4 0」に、「3 1 4」を「7 3 0」に、「2 0 9」を「4 6 0」に、「1 0 4」を「3 1 0」に改め、同表軽スポーツ室の項中「4 2 9」を「1, 0 4 0」に改め、同表調理室の項中「2 0 9」を「5 8 0」に、「1 0 4」を「5 0 0」に改め、同表ホールの項中「9 6 3」を「3, 0 6 0」に、「4 8 1」を「1, 6 4 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市ふれあいセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、ふれあいセンターの利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 1 3 号議案

長崎市障害福祉センター条例の一部を改正する条例

長崎市障害福祉センター条例（平成 3 年長崎市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項第 1 号中「3, 1 4 2 円」を「3, 4 6 0 円」に、「7, 3 3 3 円」を「8, 2 9 0 円」に改め、同項第 2 号中「1, 0 4 7 円」を「1, 4 6 0 円」に、「2, 0 9 5 円」を「2, 5 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市障害福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市障害福祉センターの手数料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 1 4 号議案

長崎市市民センター条例の一部を改正する条例

長崎市市民センター条例（平成 1 4 年長崎市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項中「2, 0 1 1」を「5, 6 6 0」に、「2 9 3」を「9 0 0」に、「1 8 8」を「6 1 0」に、「2 5 1」を「7 6 0」に、「3 1 4」を「8 4 0」に改め、同表第 2 項中「1 0 4」を「7 2 0」に、「2 5 7」を「6 4 0」に改め、同表第 3 項の表研修室 1 の項中「1 0 4」を「5 2 0」に改め、同表研修室 2 の項中「1 0 4」を「7 2 0」に改め、同表研修室 3 の項中「1 0 4」を「5 2 0」に改め、同表研修室 4 の項中「1 0 4」を「6 5 0」に改め、同表多目的室の項中「2 2 0」を「8 3 0」に、「1 0 4」を「7 2 0」に改め、同表工芸室の項中「1 0 4」を「7 2 0」に改め、別表第 1 第 4 項中「2, 0 4 2」を「5, 0 2 0」に、「1 5 7」を「3 9 0」に、「1 7 8」を「4 2 0」に、「1 8 8」を「4 3 0」に改め、同表第 5 項中「3 3 5」を「7 2 0」に、「1 1 5」を「2 7 0」に、「2 3 0」を「4 3 0」に、「3 1 4」を「6 7 0」に、「6 3 9」を「8 9 0」に改め、同表備考 4 中「4 割」を「5 割」に改め、同備考後段を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市市民センター条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係

る利用料金については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、市民センターの利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 1 5 号議案

長崎市銭座地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

長崎市銭座地区コミュニティセンター条例（平成 1 7 年長崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

区 分		金額（1 時間につき）
研修室	1 A	3 1 0 円
	1 B	4 6 0
	1 A 及び 1 B	7 3 0
	2	3 1 0
	3	3 1 0
	4	4 6 0
調理室		5 0 0

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市銭座地区コミュニティセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市銭座地区コミュニティセンターの利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 1 6 号議案

長崎市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

長崎市国民健康保険診療所条例（平成 1 6 年長崎市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「3, 1 4 2 円」を「3, 4 6 0 円」に、「7, 3 3 3 円」を「8, 2 9 0 円」に改め、同条第 2 号中「1, 0 4 7 円」を「1, 4 6 0 円」に、「2, 0 9 5 円」を「2, 5 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市国民健康保険診療所条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、国民健康保険診療所の手数料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 1 7 号議案

長崎市外海ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例

長崎市外海ふるさと交流センター条例（平成 1 6 年長崎市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「附属設備」を「設備」に改める。

第 8 条第 2 項中「（附属設備の利用に係るものを除く。）」を削り、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

第 1 0 条第 2 項中「及び第 3 項、前条並びに」を「、前条及び」に改め、「、同条第 3 項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と」を削り、「第 4 項」を「第 3 項」に改める。

別表第 1 項中「4, 4 0 0」を「5, 7 2 0」に、「8 8 0」を「1, 1 4 0」に、「1, 1 0 0」を「1, 4 3 0」に、「3, 3 0 0」を「4, 2 9 0」に、「6 6 0」を「8 5 0」に、「7 7 0」を「1, 0 0 0」に、「1, 6 4 4」を「2, 1 3 0」に改め、同表第 2 項の表を次のように改める。

区 分		金額（1 時間につき）
会議室	1	2, 6 5 0 円
	2	1, 0 1 0

別表第 3 項中「1 0, 4 7 6 円」を「1 2, 5 7 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市外海ふるさと交流センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申込みに係る利用料金について適用し、同日前にされた申込みに係る利用料金については、なお従前の例による。

令和7年9月5日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市外海ふるさと交流センターの利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 1 8 号議案

長崎市池島中央会館条例の一部を改正する条例

長崎市池島中央会館条例（平成 1 6 年長崎市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「附属設備」を「設備」に改める。

別表第 1 項の表を次のように改める。

区 分		金額（1 時間につき）
会議室	1	2, 1 1 0 円
	2	1, 0 1 0
	3	6 1 0
	4	4 9 0
控室	1	4 9 0
	2	4 9 0
	3	4 9 0
研修室		9 1 0
調理室		6 1 0

別表第 1 項備考 1 を次のように改める。

- 1 利用時間が 1 時間未満であるとき、又はその利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1 時間として計算する。

別表第 1 項備考 3 を削り、同表第 2 項中「3, 4 4 6」を「4, 4 7 0」に、「2, 7 9 7」を「3, 6 2 0」に、「2, 1 5 8」を「2, 7 9 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市池島中央会館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市池島中央会館の使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 1 9 号議案

長崎市離島振興センター条例の一部を改正する条例

長崎市離島振興センター条例（平成 1 6 年長崎市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「附属設備」を「設備」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第４条関係）

１ 長崎市伊王島開発総合センターの使用料

区 分		金額（１時間につき）
会議室	1	2,250 円
	2	960
研修室	1	960
	2	560
和室		960
調理実習室		960

２ 長崎市高島ふれあいセンターの使用料

区 分		金額（１時間につき）
多目的ホール		7,150 円
講座室		560
視聴覚室		560

３ 長崎市池島開発総合センターの使用料

区 分		金額（１時間につき）
会議室	1	2,250 円
	2	960
	3	560
研修室		960

和室	5 6 0
調理実習室	4 2 0

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。
- 3 長崎市高島ふれあいセンターの多目的ホールの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の5割に相当する額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市離島振興センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、離島振興センターの使用料を改定したので、この条例案を提出する。

第 1 2 0 号議案

長崎市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例

長崎市健康づくりセンター条例（平成 1 6 年長崎市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表を次のように改める。

区 分		金 額	
		当日券	回数券 (1 1 回分)
健康増進室	一般	円 4 0 0	円 4, 0 0 0
	中学校又は高等学校の生徒	2 0 0	2, 0 0 0
浴場	一般	4 6 0	4, 6 0 0
	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	2 3 0	2, 3 0 0
健康増進室及び浴場の両方を利用する場合	一般	6 1 0	6, 1 0 0
	中学校又は高等学校の生徒	3 0 0	3, 0 0 0
備考 「一般」とは、1 2 歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。			

別表第 2 項の表多目的室（占用して利用する場合に限る。）の項中「5 4 0」を「1, 0 6 0」に改め、同表研修室の項中「8 8 0」を「1, 6 8 0」に改め、同表調理実習室の項中「8 8 0」を「1, 5 4 0」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市健康づくりセンター条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る利用料金について適用し、施行日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 施行日前に発行された改正前の長崎市健康づくりセンター条例別表第 1 項に規定する回数券は、施行日以後においても、なお従前の例により使用することができる。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市健康づくりセンターの利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 2 1 号議案

長崎市公衆浴場条例の一部を改正する条例

長崎市公衆浴場条例（平成 1 6 年長崎市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「附属設備」を「設備」に改める。

別表第 1 中「1 2 回分」を「1 1 回分」に、「1 0 0」を「2 0 0」に、「1, 0 0 0」を「2, 0 0 0」に、

「小 学 校 の 児 童」を「小学校の児童又は
中学校若しくは高
等学校の生徒」に、「5 0 |」を

「1 0 0 |」に、「5 0 0」を「1, 0 0 0」に改め、同表備考中「児童」の次に「並びに中学校及び高等学校の生徒」を加える。

別表第 2 中「1 0 0」を「1 6 0」に、「1, 0 0 0」を「1, 6 0 0」に改め、「又は中学校」の次に「若しくは高等学校」を加え、「5 0 |」を「8 0 |」に、「5 0 0」を「8 0 0」に改め、同表備考中「及び中学校」を「並びに中学校及び高等学校」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に発行された改正前の長崎市公衆浴場条例別表第 1 及び別表第 2 に規定する回数券は、同日以後においても、なお従前の例により使用することができる。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、公衆浴場の使用料を改定したいので、
この条例案を提出する。

第 1 2 2 号議案

長崎のもぎき恐竜パーク条例の一部を改正する条例

長崎のもぎき恐竜パーク条例（令和 2 年長崎市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「附属設備」を「設備」に改める。

第 1 0 条第 2 項中「（附属設備の利用に係るものを除く。）」を削り、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

第 1 9 条中「附属設備」を「設備」に改める。

第 2 0 条第 2 項中「及び第 3 項」を削り、「並びに別表第 2」を「及び別表第 2」に改め、「、同条第 3 項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と」を削り、「第 4 項」を「第 3 項」に改める。

別表第 1 行商、募金その他これらに類するものの項中「2 6 1」を「3 9 0」に改め、同表業として行う写真又は映画の撮影の項中「1 0 4」を「2 0 0」に、「1, 6 1 3」を「3, 1 0 0」に改め、同表興行の項中「1 8」を「3 6」に改め、同表広告物の掲出の項中「1, 6 1 3」を「2, 2 5 0」に改め、同表集会、展示会その他これらに類するものの項中「1 2」を「2 4」に改め、同表備考 2 ただし書中「1 月を 3 0 日として日割計算を」を「その日数に 2 0 0 円を乗じて得た額と」に改め、同表備考 4 を削る。

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2（第 1 0 条関係）

区	分	金額（1 時間につき）
---	---	-------------

アリーナ	卓球（１台につき）	3 1 0 円
	バドミントン（１面につき）	3 8 0
	バレーボール（１面につき）	9 0 0
	バスケットボール（１面につき）	9 0 0
	その他（全面）	4, 2 0 0
トレーニング室		1, 6 8 0
ステージ		9 9 0

別表第２備考３中「４割」を「５割」に改め、同備考後段を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の長崎のもぎき恐竜パーク条例別表第１及び別表第２の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和７年９月５日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎のもぎき恐竜パークの利用料金の基準とする額を改定したいのと、アリーナにおける卓球に係る利用料金の基準とする額を定めたいので、この条例案を提出する。

第 1 2 3 号議案

長崎市あぐりの丘条例の一部を改正する条例

長崎市あぐりの丘条例（令和 3 年長崎市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（第 8 条関係）

区 分	入館料（1 人 1 回につき）
子ども（1 歳未満の者を除く。）	2 5 0 円
子どもの保護者等	1 0 0

別表第 2 行商、募金その他これらに類するものの項中「2 6 1」を「3 9 0」に改め、同表業として行う写真又は映画の撮影の項中「1 0 4」を「2 0 0」に、「1, 6 1 3」を「3, 1 0 0」に改め、同表興行の項中「1 8」を「3 6」に改め、同表広告物の掲出の項中「1, 6 1 3」を「2, 2 5 0」に改め、同表集会、展示会その他これらに類するものの項中「1 2」を「2 4」に改め、同表備考 2 ただし書中「1 月を 3 0 日として日割計算を」を「その日数に 2 0 0 円を乗じて得た額と」に改め、同表備考 4 を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市あぐりの丘条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の

日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、全天候型子ども遊戯施設の入館料に係る区分を見直したいのと、長崎市あぐりの丘の使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 2 4 号議案

長崎市体育館条例の一部を改正する条例

長崎市体育館条例（昭和 4 8 年長崎市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 8 条関係）

区 分	金額（1 時間につき）
卓球（1 台につき）	3 1 0 円
バドミントン（1 面につき）	3 8 0
バレーボール	9 0 0
その他	9 0 0

備考

- 1 利用時間が 1 時間未満であるとき、又はその時間に 1 時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1 時間として計算する。
- 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。
- 3 体育館を部分的に利用するときの使用料は、市長が別に定める。
- 4 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額（備考 2 又は 3 の適用があるときは、当該適用後の額）の 5 割に相当する額とする。
- 5 附属設備の使用料は、市長が別に定める。

別表第2第1項中「1, 1 0 0」を「1, 5 4 0」に、「1, 3 2 0」を「1, 8 4 0」に、「2 2 0」を「4 4 0」に、「2 6 1」を「3 9 0」に改め、同項備考5中「4割」を「5割」に改め、同表第2項の表卓球（1台につき）の項中「1 0 4」を「3 1 0」に改め、同表バドミントン（1面につき）の項中「1 0 4」を「3 8 0」に改め、同表バレーボール（1面につき）の項中「1 5 7」を「9 0 0」に改め、同表バスケットボール（1面につき）の項中「2 2 0」を「9 0 0」に改める。

別表第3体育館の項中「1, 4 2 4」を「1, 9 9 0」に、「2 2 0」を「4 4 0」に改め、同表会議室の項中「2 2 0」を「3 9 0」に改め、同表備考4中「4割」を「5割」に改め、同表備考5を削る。

別表第4第1項の表を次のように改める。

区 分	金額（1時間につき）
卓球（1台につき）	円 3 1 0
バドミントン（1面につき）	3 8 0
バレーボール（1面につき）	9 0 0
バスケットボール（1面につき）	9 0 0
その他	9 0 0
備考	
1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。	
2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる額の倍額とする。	

- 3 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の5割に相当する額とする。

別表第4第2項中「104」を「200」に改め、同表備考を削る。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第10条関係）

区 分	金額（1時間につき）
柔道場又は剣道場	6 2 0 円
相撲場、ボクシング場又は弓道場	4 1 0

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 3 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の5割に相当する額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、体育館の使用料及び利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 2 5 号議案

長崎市民水泳プール条例の一部を改正する条例

長崎市民水泳プール条例（昭和 4 8 年長崎市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 2 項中「基準額」の次に「及び「金額」」を加え、「、「掲げる料金」とあるのは「掲げる使用料」と」を削る。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 8 条関係）

区 分	金 額 (1 回につき)	回 数 券 (1 1 回分)
一般	円 1 4 0	円 1, 4 0 0
小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒	7 0	7 0 0

備考

- 1 「一般」とは、15 歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。
- 2 「1 回」とは、午前 9 時から正午まで、午後 0 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで又は午後 4 時から午後 6 時までのそれぞれの時間帯をいう。

別表第 2（第 8 条関係）

区 分	金 額 (1 回につき)	回 数 券 (1 1 回分)
一般	円 4 6 0	円 4, 6 0 0
小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒	2 3 0	2, 3 0 0

備考

- 1 「一般」とは、15 歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。
- 2 附属設備の使用料の額は、市長が別に定める。

別表第 3（第 10 条関係）

1 総合プール及び神の島プールの利用に係る基準額

(1) 個人の利用の場合

区 分		基本料金 (2時間につき)	超過料金 (1時間につき)	回数券 (11回分)
総合 プー ル	一般	円 7 0 0	円 3 0 0	円 7, 0 0 0
	小学校の児童 又は中学校若 しくは高等学 校の生徒	3 5 0	1 5 0	3, 5 0 0
神 の 島 プ ー ル	一般	5 7 0	2 4 0	5, 7 0 0
	小学校の児童 又は中学校若 しくは高等学 校の生徒	2 9 0	1 2 0	2, 9 0 0
備考 本市が主催する水泳教室の受講生の料金は、この表に掲げる基本料金に実施日数を乗じた額とする。この場合において、その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。				

(2) 専用利用の場合

ア 全面利用

区 分		金額（1時間につき）		
		午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	超過時間
5 0 メートルプール	平日	円 1 1, 5 7 0	円 2 3, 1 4 0	円 1 2, 8 2 0
	土曜日、 日曜日又 は休日	1 4, 3 5 0	2 8, 7 0 0	1 5, 9 0 0
	平日	5, 7 8 0	1 1, 5 6 0	6, 9 4 0

25メートルプール	土曜日、日曜日又は休日	7,460	14,920	8,960
50メートルプール及び25メートルプール	平日	17,350	34,700	19,760
	土曜日、日曜日又は休日	21,810	43,620	24,860
備考				
1 入場料等の徴収をする場合は、この表に掲げる金額の倍額とする。 2 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる金額（備考1の適用があるときは、当該適用後の額）の5割に相当する額とする。 3 プールの水替えを指定した場合は、その実費に相当する額とする。				

イ コース利用

区 分			金 額 （ 1 コース 1 時間につき）
総合プ ール	5 0 メートル プール	平日	2, 9 9 0 円
		土曜日、 日曜日又 は休日	3, 6 8 0
	2 5 メートル プール	平日	1, 9 0 0
		土曜日、 日曜日又 は休日	2, 3 4 0
神の 島プ ール	2 5 メートル プール	平日	1, 5 4 0
		土曜日、 日曜日又 は休日	1, 9 3 0
備考			

- 1 入場料等の徴収をする場合は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 2 プールの水替えを指定した場合は、その実費に相当する額とする。

2 神の島プールの浴室及び和室の利用に係る基準額

(1) 浴室

区 分	金 額 (1 回につき)	回 数 券 (1 1 回分)
一般	円 2 4 0	円 2, 4 0 0
小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒	1 2 0	1, 2 0 0

(2) 和室

区 分	金 額 (1 時間につき)
和室 (1 室につき)	1 6 0 円
備考 利用者が、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。	

備考

- 1 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。
- 2 利用のための準備及び原状回復の時間は、利用時間に含む。
- 3 「入場料等の徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、プールに入場する者から金銭を受領することをいう。

- 4 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。
- 5 超過時間を計算する場合において、その時間が 1 時間未満であるとき、又はその時間に 1 時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は 1 時間として計算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市民水泳プール条例別表第 1 から別表第 3 までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前にされた申請に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定にかかわらず、施行日前に発行された改正前の長崎市民水泳プール条例別表第 1 第 1 項第 2 号、別表第 2 第 1 項第 2 号及び別表第 3 第 1 項第 2 号に規定する回数券は、施行日以後においても、なおその券面額に限り使用することができる。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、水泳プールの使用料及び利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 2 6 号議案

長崎市民アーチェリー場条例の一部を改正する条例

長崎市民アーチェリー場条例（昭和 4 8 年長崎市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「附属設備」を「設備」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

1 個人使用料

区 分	金 額 (1 時間につき)	回 数 券 (1 1 枚つづり)
大人	円 2 0 0	円 2, 0 0 0
小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	1 0 0	1, 0 0 0
備考		
1 「大人」とは、1 5 歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。 2 本市が主催するアーチェリー教室の受講者の料金は、この表に掲げる金額に実施時間数を乗じて得た額の 1 0 0 分の 8 0 に相当する額とする。		

2 専用使用料

区 分	金 額 (1 時間につき)
平日	円 4, 9 0 0
土曜日、日曜日又は休日	7, 3 5 0
備考	
1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日をいう。 2 利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、アーチェリー場に入場する者から金銭を受領する場合は、この表に掲げる金額の倍額とする。	

- 3 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。
- 4 利用者の申出によりの紙を貼り替えたときは、その実費を徴収する。

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復の時間は、利用時間に含む。
- 2 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市民アーチェリー場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市民アーチェリー場の使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 2 7 号議案

長崎市市民生活プラザ条例の一部を改正する条例

長崎市市民生活プラザ条例（平成 1 0 年長崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 2 項中「4 割に相当する額」を削り、「同表備考 6」を「同表備考 7」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

1 ホールの利用に係る基準額

利用時間 区分		午前 9 時 3 0 分 から正午まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 6 時から午 後 1 0 時まで
入場料等 の徴収を しない場 合	平日	円 1 7, 6 0 0	円 3 6, 6 1 0	円 4 5, 0 6 0
	土曜日、 日曜日又 は休日	2 1, 1 2 0	4 3, 9 4 0	5 4, 0 8 0
入場料等 の徴収を する場合	平日	3 5, 2 0 0	7 3, 2 2 0	9 0, 1 2 0
	土曜日、 日曜日又 は休日	4 2, 2 4 0	8 7, 8 8 0	1 0 8, 1 6 0

2 会議室の利用に係る基準額

区 分	金 額（1 時間につき）
7 0 平方メートル以上	円 3, 8 9 0
4 0 平方メートル以上 7 0 平方 メートル未満	2, 1 4 0
4 0 平方メートル未満	1, 1 1 0

別表備考 2 中「を徴収」を「の徴収」に改め、同備考後段を削り、同表備考 3 中「を徴収」を「の徴収を」に改め、同表備考 4 中「4 割」を「5 割」に改め、同表備考 6 を同表備考 7 とし、同備考の前に次の 1 備考を加える。

6 会議室の利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1 時間として計算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市市民生活プラザ条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市市民生活プラザの利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 2 8 号議案

長崎市漁港管理条例の一部を改正する条例

長崎市漁港管理条例（昭和 4 5 年長崎市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中「1, 0 4 0」を「1, 4 5 0」に、「5 2 0」を「7 2 0」に、「2 0 0」を「2 6 0」に、「1 0 0」を「2 0 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市漁港管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、同日前の入庫に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、たちばな漁港の有料駐車場の利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 2 9 号議案

長崎市高島ふれあい海岸条例の一部を改正する条例

長崎市高島ふれあい海岸条例（平成 1 6 年長崎市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項の表業として行う写真又は映画の撮影の項中「1 0 4」を「2 0 0」に、「1, 6 1 3」を「3, 1 0 0」に改め、同表行商その他これに類するものの項中「その他これ」を「、募金その他これら」に、「2 6 1」を「3 9 0」に改め、同表興行の項中「1 8」を「3 6」に改め、同表広告物の掲出の項中「1, 6 1 3」を「2, 2 5 0」に改め、同表集会、展示会その他これらに類するものの項中「1 2」を「2 4」に改め、同表備考 2 ただし書中「1 月を 3 0 日として日割計算を」を「その日数に 2 0 0 円を乗じて得た額と」に改め、同表備考 4 を削り、別表第 1 第 2 項中「1 0 0」を「2 0 0」に、「中学校」を「中学校若しくは高等学校」に、「5 0」を「1 0 0」に改め、同表第 3 項中「5 2 0」を「7 2 0」に、「中学校」を「中学校若しくは高等学校」に、「2 6 0」を「3 6 0」に、「1 0 0」を「2 0 0」に、「5 0」を「1 0 0」に改め、同表備考中「及び中学校」を「並びに中学校及び高等学校」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市高島ふれあい海岸条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市高島ふれあい海岸の利用料金の
基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 3 0 号議案

長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例の一部を改正する条例

長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例（平成 2 5 年長崎市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「自動車を」の次に「夏期に」を加える。

別表第 1 項中「2, 6 1 9 円」を「3, 4 0 0 円」に改め、同表第 2 項中「又は中学校」の次に「若しくは高等学校」を加え、同項備考中「及び中学校」を「並びに中学校及び高等学校」に改め、同表第 3 項中「駐車場の利用に係る」を「夏期に駐車する場合の」に、「2 6 0」を「2 0 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項の改正規定及び別表第 1 第 3 項の改正規定（「2 6 0」を「2 0 0」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例（次項において「新条例」という。）別表第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る利用料金について適用し、施行日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第 3 項の規定は、施行日以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、施行日前の入庫に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市野母崎高浜海岸交流施設の利用料金の基準とする額を改定したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 3 1 号議案

長崎市さくらの里条例の一部を改正する条例

長崎市さくらの里条例（平成 2 年長崎市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「附属設備」を「設備」に改める。

別表第 1 項の表業として行う写真撮影の項中「写真撮影」を「写真又は映画の撮影」に、「1 0 4」を「2 0 0」に、「1, 6 1 3」を「3, 1 0 0」に改め、同表行商その他これに類するものの項中「その他これ」を「、募金その他これら」に、「2 6 1」を「3 9 0」に改め、同表興行の項中「1 8」を「3 6」に改め、同表広告物の掲出の項中「1, 6 1 3」を「2, 2 5 0」に改め、同表集会、展示会その他これらに類するものの項中「1 2」を「2 4」に改め、同表備考 2 ただし書中「1 月を 3 0 日として日割計算を」を「その日数に 2 0 0 円を乗じて得た額と」に改め、同表備考 4 を削り、別表第 2 項を次のように改める。

2 大芝生広場をスポーツ競技を行うために専用して利用する場合又は
庭球場を利用する場合の使用料

区 分		金額（１時間につき）
大芝生広場	入場料等の徴収をしない場合	円 9 0 0
	入場料等の徴収をする場合	1, 8 0 0
庭球場（１コートにつき）	入場料等の徴収をしない場合	4 1 0
	入場料等の徴収をする場合	8 2 0

備考

- 1 「入場料等の徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、大芝生広場又は庭球場に入場する者から金銭を受領することをいう。
- 2 利用時間が１時間未満であるとき、又はその利用時間に１時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は１時間として計算する。
- 3 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額の５割に相当する額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市さくらの里条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市さくらの里の使用料を改定したので、この条例案を提出する。

第 1 3 2 号議案

長崎市体験の森条例の一部を改正する条例

長崎市体験の森条例（平成 6 年長崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

第 1 2 条第 1 項中「、前条第 1 項」を「又は前条第 1 項」に改め、「又はシャワー施設を利用しようとする者」を削る。

別表第 1 項の表業として行う写真撮影の項中「写真撮影」を「写真又は映画の撮影」に、「1 0 4」を「2 0 0」に、「1, 6 1 3」を「3, 1 0 0」に改め、同表行商その他これに類するものの項中「その他これ」を「、募金その他これら」に、「2 6 1」を「3 9 0」に改め、同表興行の項中「1 8」を「3 6」に改め、同表広告物の掲出の項中「1, 6 1 3」を「2, 2 5 0」に改め、同表集会、展示会その他これらに類するものの項中「1 2」を「2 4」に改め、同表備考 2 ただし書中「1 月を 3 0 日とした日割計算を」を「その日数に 2 0 0 円を乗じて得た額と」に改め、同表備考 4 を削り、別表第 2 項中「8, 9 0 4」を「1 2, 2 5 0」に、「5 2 3」を「8 0 0」に改め、同項備考を次のように改める。

備考 休憩の場合において、その利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は、1 時間として計算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする改正規定、第 1 2 条第 1 項の改正規定

及び別表第2項備考の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市体験の森条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和7年9月5日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市体験の森の利用料金の基準とする額を改定したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 3 3 号議案

長崎市植木センター条例の一部を改正する条例

長崎市植木センター条例（平成 1 6 年長崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「（附属設備の利用に係るものを除く。）」を削り、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

第 1 4 条第 2 項中「及び第 3 項」を削り、「並びに別表」を「及び別表」に改め、「、同条第 3 項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別にと」を削り、「第 4 項」を「第 3 項」に改める。

別表中「2 7 2」を「6 5 0」に、「1 8 8」を「3 9 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市植木センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市植木センターの利用料金の基準

とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 3 4 号議案

長崎市農業活性化センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎市農業活性化センター条例（平成 1 6 年長崎市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表長崎市野母崎農村活性化センターの項を削る。

別表中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とする。

第 2 条 長崎市農業活性化センター条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第４条関係）

１ 長崎市琴海北部研修センターの使用料

区 分		金額（１時間につき）
体育館		円 9 6 0
研修室	1	6 1 0
	2	6 1 0
和室	1	6 1 0
	2	6 1 0
調理実習室		3 5 0

２ 長崎市琴海活性化センターの使用料

区 分		金額（１時間につき）
ふれあいルーム		円 6 1 0
多目的ホール		6 1 0
会議室		6 1 0
和室		4 4 0
調理実習室		5 9 0

備考

- 利用時間が１時間未満であるとき、又はその利用時間に１時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、１時間として計算する。
- 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収

するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる額の倍額とする。

3 附属設備の使用料は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条の規定は令和 8 年 2 月 1 日から、第 2 条及び次項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条の規定による改正後の長崎市農業活性化センター条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

利用状況等を総合的に勘案し、長崎市野母崎農村活性化センターを廃止したいのと、受益者負担の適正化を図るため、活性化センターの使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 3 5 号議案

長崎原爆資料館条例の一部を改正する条例

長崎原爆資料館条例（平成 7 年長崎市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（第 9 条関係）

区 分	観 覧 料
一般	2 0 0 円

別表第 1 備考中「者（」の次に「小学校の児童並びに」を加える。

別表第 2 中「8, 8 5 2」を「2 0, 1 3 0」に、「1 1, 7 9 6」を「2 6, 8 4 0」に、「1 4, 1 6 3」を「2 9, 9 1 0」に、「1 0, 6 2 2」を「2 2, 4 3 0」に、「1 4, 1 5 3」を「2 9, 9 1 0」に、「1 6, 9 9 2」を「3 3, 5 9 0」に改め、同表備考 3 中「4 割」を「5 割」に改め、同備考後段を削る。

別表第 3 バスの項中「5 2 0」を「7 1 0」に改め、同表マイクロバスの項を削り、同表普通自動車小型自動車軽自動車の項中「1 0 0」を「2 0 0」に改め、同表備考 1 中「3 0 人」を「1 1 人」に改め、同表備考 2 を削り、同表備考 3 を同表備考 2 とし、同表備考 4 を同表備考 3 とし、同表備考 5 を同表備考 4 とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎原爆資料館条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る利用料金について適用し、施行日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第3の規定は、施行日以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、施行日前の入庫に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。

令和7年9月5日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎原爆資料館の利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 3 6 号議案

出島メッセ長崎条例の一部を改正する条例

出島メッセ長崎条例（令和元年長崎市条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

平	日	休 日 又 は 特 定 日	を
---	---	---------------	---

」

「

平 日 又 は 休 日	特 定 日	に改める。
-------------	-------	-------

」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 4 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の出島メッセ長崎条例の規定は、この条例の施行の日以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、同日前の入庫に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

利用者の利便性の向上を図るため、出島メッセ長崎の駐車場の休日にお

ける駐車料金の上限を定めたいので、この条例案を提出する。

第 1 3 7 号議案

長崎市永井隆記念館条例の一部を改正する条例

長崎市永井隆記念館条例（平成 1 1 年長崎市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「別表に掲げる額」を「2 0 0 円」に改める。

第 1 7 条第 2 項中「別表に掲げる観覧料」を「観覧料 2 0 0 円」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市永井隆記念館の利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 3 8 号議案

グラバー園条例の一部を改正する条例

グラバー園条例（昭和 3 3 年長崎市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表を次のように改める。

区 分	入 場 料	年間入場料 （ 1 人 1 年間につき）
一般	円 1, 3 0 0	円 3, 2 5 0
小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	6 5 0	1, 6 2 0

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に購入された改正前のグラバー園条例別表第 1 項に規定する前売券は、同日以後においても、なおその券面額に限り使用することができる。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、グラバー園の利用料金の基準とする額

を改定したいのと、利用者の利便性の向上等を図るため、利用料金の基準に年間入場料を定めたいので、この条例案を提出する。

第 1 3 9 号議案

長崎市索道施設条例の一部を改正する条例

長崎市索道施設条例（平成 1 0 年長崎市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項中「基準額」を「金額」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

区 分	金 額	
	片 道	往 復
一般	1, 0 4 0 円	1, 9 0 0 円
小学校の児童	5 2 0	9 5 0

備考 「一般」とは、1 2 歳以上の者（小学校の児童を除く。）をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に購入された改正前の長崎市索道施設条例別表第 1 項に規定する前売券は、同日以後においても、なおその券面額に限り使用することができる。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、索道施設の利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 4 0 号議案

長崎ペンギン水族館条例の一部を改正する条例

長崎ペンギン水族館条例（平成 1 2 年長崎市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 5 条関係）

区 分	観 覧 料 （ 1 人 1 回につき）	年間観覧料 （ 1 人 1 年間につき）
一般	8 0 0 円	2, 0 0 0 円
小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	4 0 0	1, 0 0 0

備考 「一般」とは、1 5 歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

別表第 2 中「1, 0 4 0」を「1, 4 5 0」に、「5 2 0」を「7 2 0」に、「2 0 0」を「2 6 0」に、「1 0 0」を「2 0 0」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎ペンギン水族館条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、同日前の入庫に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎ペンギン水族館の利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 4 1 号議案

長崎市亀山社中記念館条例の一部を改正する条例

長崎市亀山社中記念館条例（平成 2 1 年長崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「3, 2 3 7 円」を「4, 2 0 0 円」に改める。

第 1 3 条中「附属設備」を「設備」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

区 分	入 館 料
一般	6 5 0 円
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	3 2 0

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市亀山社中記念館条例第 5 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市亀山社中記念館の入館料及び模写等の許可に係る使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 4 2 号議案

長崎市博物館条例の一部を改正する条例

長崎市博物館条例（昭和 2 5 年長崎市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「3, 2 3 7 円」を「4, 2 0 0 円」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

区 分		入 館 料
常設展示	一般	2 1 0 円
	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	1 0 0
特別展示		その都度市長が定める額

別表備考 2 中「中学校の生徒及び」を削り、「児童」の次に「並びに中学校及び高等学校の生徒」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市博物館条例第 7 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、シーボルト記念館の入館料及び博物館の模写等の許可に係る使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 4 3 号議案

長崎市遠藤周作文学館条例の一部を改正する条例

長崎市遠藤周作文学館条例（平成 1 6 年長崎市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「3, 2 3 7 円」を「4, 2 0 0 円」に改める。

第 1 3 条中「附属設備」を「設備」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

区 分	観 覧 料
一般	円 5 4 0
小学校の児童又は中学校若しくは 高等学校の生徒	2 7 0

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市遠藤周作文学館条例第 5 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市遠藤周作文学館の観覧料及び模写等の許可に係る使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 4 4 号議案

長崎市ド・ロ神父記念館条例の一部を改正する条例

長崎市ド・ロ神父記念館条例（平成 1 6 年長崎市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「3, 2 3 7 円」を「4, 2 0 0 円」に改める。

第 1 3 条中「附属設備」を「設備」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

区 分	入 館 料
一般	6 5 0 円
小学校の児童又は中学校若しくは 高等学校の生徒	3 3 0

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市ド・ロ神父記念館条例第 5 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市ド・ロ神父記念館の入館料及び模写等の許可に係る使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 4 5 号議案

出島条例の一部を改正する条例

出島条例（平成 1 7 年長崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「3, 2 3 7 円」を「4, 2 0 0 円」に改める。

第 1 7 条中「市」の次に「及び指定管理者」を加える。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

区 分	入 場 料 （ 1 人 1 回につき）	年間入場料 （ 1 人 1 年間に付き）
一般	円 1, 1 0 0	円 2, 7 5 0
小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	5 5 0	1, 3 7 0

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 7 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の出島条例第 8 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、出島の利用料金の基準とする額及び模写等の許可に係る使用料を改定したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 4 6 号議案

長崎市旧居留地建造物条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎市旧居留地建造物条例（平成 6 年長崎市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表に次のように加える。

旧長崎英国領事館	(1) 「旧長崎英国領事館」として、旧長崎英国領事館及び旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。 (2) 「長崎市野口彌太郎記念美術館」として、野口彌太郎画伯の美術作品及び資料の寄贈を受けたことを記念し、その美術作品及び資料を市民の鑑賞に供する。	長崎市大浦町 1 番 3 7 号
----------	---	---------------------

第 7 条第 1 項中「とする」を「とし、旧長崎英国領事館及び長崎市野口彌太郎記念美術館の入館料は、別表第 3 のとおりとする」に改める。

第 8 条第 2 項中「別表第 3 」を「別表第 4 」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「別表第 4 」を「別表第 5 」に改める。

第 2 0 条を第 2 7 条とする。

第 1 9 条第 2 項中「別表第 3 の」を「別表第 4 の」に、「別表第 3 に」を「別表第 4 に」に、「別表第 3 第 1 項」を「別表第 4 第 1 項」に改め、同条を第 2 6 条とし、同条の前に次の 7 条を加える。

（野口彌太郎記念美術館運営委員会の設置）

第 1 9 条 長崎市野口彌太郎記念美術館（以下「野口美術館」という。）の適正な運営を図るため、長崎市野口彌太郎記念美術館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(運営委員会の所掌事務)

第 20 条 運営委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 美術作品等の保存及び展示に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、野口美術館の運営に関すること。

(運営委員会の組織)

第 21 条 運営委員会は、委員 8 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 芸術・文化関係団体を代表する者
- (3) 観光関係団体を代表する者

(任期)

第 22 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前 2 項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2 年を超えない期間とすることができる。

(運営委員会の会長)

第 23 条 運営委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その

職務を代理する。

（運営委員会の会議）

第 2 4 条 運営委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（運営委員会の庶務）

第 2 5 条 運営委員会の庶務は、文化観光部において処理する。

別表第 4 を別表第 5 とし、別表第 3 を別表第 4 とし、同表の前に次の 1 表を加える。

別表第 3 （第 7 条関係）

区 分	入 館 料
一般	円 7 0 0
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	3 5 0

備考

1 「一般」とは、1 5 歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

2 入館料は、旧長崎英国領事館及び野口美術館に入館することができる共通入館券の額とする。

第 2 条 長崎市旧居留地建造物条例の一部を次のように改正する。

第 3 条の表南山手乙 9 番館の項及び旧長崎税関^{さが}下り松派出所の項を削り、同表東山手洋風住宅群の項を次のように改める。

東山手洋風住宅群	「長崎市東山手地区町並み保存センター」として、伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を守り、育てるとともに、市民の認識と理解を深めるため、旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。	長崎市東山手町 6 番 2 5 号
----------	--	-------------------

第 7 条第 1 項を次のように改める。

旧長崎英国領事館及び長崎市野口彌太郎記念美術館の入館料は、別表第 1 のとおりとする。

第 8 条第 2 項中「別表第 4 」を「別表第 2 」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「3, 2 3 7 円」を「4, 2 0 0 円」に改め、同条第 2 項中「別表第 5 」を「別表第 3 」に改める。

第 2 6 条第 2 項中「別表第 4 の」を「別表第 2 の」に、「別表第 4 に」を「別表第 2 に」に、「別表第 4 第 1 項」を「別表第 2 第 1 項」に、「3, 2 3 7 円」を「4, 2 0 0 円」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

区 分	入 館 料
一般	7 0 0 円
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	3 5 0

備考

- 1 「一般」とは、15 歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。
- 2 入館料は、旧長崎英国領事館及び野口美術館に入館することができる共通入館券の額とする。

別表第 2（第 8 条関係）

1 旧香港上海銀行記念館の入館に係る基準額

区 分	入 館 料 (1 人 1 日 に つ き)
一般	円 2 1 0
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	1 0 0

備考 「一般」とは、15 歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

2 ホールの利用の許可に係る基準額

区 分	金 額 (1 時 間 に つ き)
利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金の徴収をしない場合	円 2, 1 8 0
利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金の徴収をする場合	4, 3 6 0

3 旧香港上海銀行記念館の美術作品等の模写等の利用の許可に係る
基準額 1 点につき 4, 2 0 0 円

別表第 3 及び別表第 4 を削り、別表第 5 中「104」を「310」に
改め、同表備考 3 を削り、同表を別表第 3 とする。

第 3 条 長崎市旧居留地建造物条例の一部を次のように改正する。

第 3 条の表南山手乙 27 番館の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定め
る日から施行する。

(1) 第 1 条及び次項から附則第 5 項までの規定 令和 8 年 1 月 30 日

(2) 第 2 条及び附則第 6 項の規定 令和 8 年 4 月 1 日

(3) 第 3 条の規定 令和 9 年 4 月 1 日

(長崎市野口彌太郎記念美術館条例の廃止)

2 長崎市野口彌太郎記念美術館条例（平成 18 年長崎市条例第 42 号）
は、廃止する。

(経過措置)

3 附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行（以下「1号施行」という。）
の際現に前項の規定による廃止前の長崎市野口彌太郎記念美術館条例第
13 条の規定により置かれている長崎市野口彌太郎記念美術館運営委員
会（以下「旧運営委員会」という。）は、第 1 条の規定による改正後の
長崎市旧居留地建造物条例（以下「新条例」という。）第 19 条の規定
により置かれた長崎市野口彌太郎記念美術館運営委員会（以下「新運営
委員会」という。）とみなす。

4 1号施行の際現に旧運営委員会の委員である者は、1号施行の日に、
新条例第 21 条第 2 項の規定により新運営委員会の委員として委嘱され
たものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる

者の任期は、同日における旧運営委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 5 1号施行の際現に旧運営委員会の会長である者又は会長の職務を代理する委員として指名されている者は、それぞれ1号施行の日に、新条例第23条第1項の規定により新運営委員会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により新運営委員会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。
- 6 第2条の規定による改正後の長崎市旧居留地建造物条例第11条第1項、別表第2第2項及び第3項並びに別表第3の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる申請に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

令和7年9月5日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 大浦町地内の旧長崎英国領事館における保存修理工事が完了し、展示物の整備が近く完了することに伴い、同領事館及び長崎市野口彌太郎記念美術館として活用を図りたいのと、その入館料等を定める必要がある。
- 2 受益者負担の適正化を図るため、長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館の利用料金の基準とする額及び旧居留地建造物の模写等の許可に係る使用料を改定したい。
- 3 南山手地区及び東山手地区の洋館について、民間活力を導入した活用

を図るため、長崎市須加五々道美術館、長崎市べっ甲工芸館、長崎市古写真資料館、長崎市埋蔵資料館及び長崎市南山手レストハウスを廃止したい。

第 1 4 7 号議案

長崎市中の茶屋条例の一部を改正する条例

長崎市中の茶屋条例（平成 1 3 年長崎市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「3, 2 3 7 円」を「4, 2 0 0 円」に改める。

第 1 2 条中「附属設備」を「設備」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 2 条関係）

区 分	入 館 料
一般	2 1 0 円
小学校の児童又は中学校若しくは 高等学校の生徒	1 0 0

備考 「一般」とは、1 5 歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

別表第 2 中「2 0 9」を「4 8 0」に改め、同表備考 3 を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市中の茶屋条例第 5 条第 1 項及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、清水崑展示館の入館料及び長崎市中の茶屋の使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 4 8 号議案

長崎市心田庵条例の一部を改正する条例

長崎市心田庵条例（平成 2 5 年長崎市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「3, 2 3 7 円」を「4, 2 0 0 円」に改める。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

区 分	入場料（1 人 1 回につき）
一般	6 5 0 円
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	3 3 0

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）

区 分	金額（1 時間につき）
利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金の徴収をしない場合	1, 5 3 0 円
利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金の徴収をする場合	3, 0 6 0

備考 附属設備の使用料は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市心田庵条例第5条第1項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和7年9月5日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市心田庵の入場料及び使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 4 9 号議案

長崎市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

長崎市歴史民俗資料館条例（平成 9 年長崎市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「3, 2 3 7 円」を「4, 2 0 0 円」に改める。

第 1 9 条中「市」の次に「及び指定管理者」を加える。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

区 分	入 館 料
一般	6 5 0 円
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	3 3 0

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 9 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市歴史民俗資料館条例第 1 1 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市外海歴史民俗資料館の入館料及び歴史民俗資料館の模写等の許可に係る使用料を改定したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 150 号議案

長崎市伊王島灯台記念館条例の一部を改正する条例

長崎市伊王島灯台記念館条例（平成 16 年長崎市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「3,237 円」を「4,200 円」に改める。

第 15 条中「附属設備」を「設備」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市伊王島灯台記念館条例第 7 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市伊王島灯台記念館の模写等の許可に係る使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 5 1 号議案

長崎市高島石炭資料館条例の一部を改正する条例

長崎市高島石炭資料館条例（平成 1 6 年長崎市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「3, 2 3 7 円」を「4, 2 0 0 円」に改める。

第 1 2 条中「附属設備」を「設備」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市高島石炭資料館条例第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市高島石炭資料館の模写等の許可に係る使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 5 2 号議案

長崎市端島見学施設条例の一部を改正する条例

長崎市端島見学施設条例（平成 2 0 年長崎市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 6 条関係）

区 分	金 額
一般	6 5 0 円
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	3 2 0

備考 「一般」とは、1 5 歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市端島見学施設の使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 5 3 号議案

長崎市軍艦島資料館条例の一部を改正する条例

長崎市軍艦島資料館条例（平成 2 8 年長崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「附属設備」を「設備」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

区 分	金 額
一般	円 4 2 0
小学校の児童又は中学校若しくは 高等学校の生徒	2 1 0

備考 「一般」とは、1 5 歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市軍艦島資料館の利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 5 4 号議案

長崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

長崎市動物の愛護及び管理に関する条例（令和 4 年長崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条の見出しを「（手数料）」に改め、同条第 1 号中「3, 7 7 1 円」を「4, 9 0 0 円」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 飼養管理手数料 1 頭 1 日につき 5 4 0 円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 9 条第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後に引き取られる飼い犬に係る返還手数料について適用する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、飼い犬の返還手数料等を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 5 5 号議案

長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 6 年長崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表ごみ、粗大ごみ等の項中「1 4 6 円」を「2 0 0 円」に、「5 2 3 円」を「7 3 0 円」に、「1, 0 4 7 円」を「1, 4 6 0 円」に、「6 2. 8」を「8 0」に改め、同表犬猫等の死体の項中「4 1 9」を「6 2 0」に改め、同表備考 4 を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に収集、運搬及び処分をする一般廃棄物に係る同日以後に徴収される一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前に徴収された一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、一般廃棄物処理手数料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 5 6 号議案

長崎市有墓地条例の一部を改正する条例

長崎市有墓地条例（昭和 3 3 年長崎市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

使用料は、その利用の許可を受ける区画の面積に 1 平方メートルにつき 7 2, 4 8 0 円を乗じて得た額（その額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市有墓地条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、市有墓地の使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 5 7 号議案

長崎市もみじ谷葬斎場条例の一部を改正する条例

長崎市もみじ谷葬斎場条例（昭和 3 9 年長崎市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「6, 0 0 0」を「7, 8 0 0」に、「3 0, 0 0 0」を「3 9, 0 0 0」に、「4, 0 0 0」を「5, 2 0 0」に、「2 0, 0 0 0」を「2 6, 0 0 0」に、「2, 0 0 0」を「2, 6 0 0」に、「1 0, 0 0 0」を「1 3, 0 0 0」に改め、同表備考 4 中「7, 2 6 0 円」を「9, 4 3 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市もみじ谷葬斎場条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申込みに係る使用料について適用し、同日前にされた申込みに係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市もみじ谷葬斎場の使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 5 8 号議案

長崎市夜間急患センター条例の一部を改正する条例

長崎市夜間急患センター条例（平成 1 3 年長崎市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「3, 1 4 2 円」を「3, 4 6 0 円」に、「7, 3 3 3 円」を「8, 2 9 0 円」に改め、同条第 2 号中「1, 0 4 7 円」を「1, 4 6 0 円」に、「2, 0 9 5 円」を「2, 5 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市夜間急患センター条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市夜間急患センターの手数料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 5 9 号議案

長崎市診療所条例の一部を改正する条例

長崎市診療所条例（平成 1 6 年長崎市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「3, 1 4 2 円」を「3, 4 6 0 円」に、「7, 3 3 3 円」を「8, 2 9 0 円」に改め、同条第 2 号中「1, 0 4 7 円」を「1, 4 6 0 円」に、「2, 0 9 5 円」を「2, 5 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市診療所条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、診療所の手数料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 6 0 号議案

長崎市都市公園条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎市都市公園条例（昭和 3 4 年長崎市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 2 項中「同表第 3 項」を「同表第 2 項」に改める。

第 2 条 長崎市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 4 項中「及び夜間照明設備」を削る。

第 2 6 条第 2 項及び第 3 項中「夜間照明設備及び」を削る。

第 2 9 条第 2 項中「、同表第 2 項中「1 0 0 円」とあるのは「1 0 0 円。ただし、駐車時間が 2 0 分以内の場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、無料とする。」と」を削り、「同表第 2 項第 1 号ア中「4 割に相当する額とする」とあるのは「4 割に相当する額とし、利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後 1 時まで又は午後 5 時から午後 6 時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、」を「同表第 2 項第 1 号中」に改め、「、同表第 4 項第 3 号中「4 割に相当する額とする」とあるのは「4 割に相当する額とし、利用者が午前及び午後の利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後 1 時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、同表備考 6 中「利用料金」とあるのは「使用料」と」及び「、同表備考 2 中「利用料金」とあるのは「使用料」と」を削る。

別表第 2 第 2 項備考 4 を次のように改める。

- 4 使用料の額を算出する基礎となる面積に 0. 0 1 平方メートル未満の端数があるとき、又は長さに 0. 0 1 メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

別表第 2 第 2 項備考に次のように加える。

- 5 使用料の額を算出する基礎となる期間で年を単位としているものは、その期間が 1 年に満たないもの又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、月割によって計算する。
- 6 使用料の額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が 1 月に満たないもの又はその期間に 1 月未満の端数があるときは、1 月として計算する。ただし、その期間が 15 日以内の場合は、1 月を 30 日とした日割計算をする。
- 7 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定して得た額（備考 5 又は備考 6 の適用があるときは、当該適用後の額）に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。
- 8 1 件の使用料の額が 100 円に満たないものは、100 円とする。
- 9 使用料の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててのものとする。

別表第 2 第 3 項の表業として行う写真撮影の項中「写真撮影」を「写真又は映画の撮影」に、「104」を「200」に、「1,613」を「3,100」に改め、同表行商その他これらに類するものの項中「行商」を「行商、募金」に、「261」を「390」に改め、同表興行の項中「18」を「36」に改め、同表広告物の掲出の項中「1,613」を「2,250」に改め、同表集会、展示会、博覧会その他これらに類するものの項中「、博覧会」を削り、「12」を「24」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 使用料の額を算出する基礎となる面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 2 使用料の額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないもの又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、その日数に200円を乗じて得た額とする。
- 3 1件の使用料の額が100円に満たないものは、100円とする。
- 4 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第2第4項を次のように改める。

4 立山公園、平和公園、東望山公園、小江原台近隣公園、田中町公園、えがわ運動公園、香焼総合公園及び元宮公園の有料公園施設（三和少年交流センターを除く。）を利用する場合の使用料

(1) 立山市民運動場、長崎市営ソフトボール場、東望山運動場、田中町ソフトボール場、香焼総合公園運動場及び元宮公園運動場

区 分	金額（１時間につき）
運動場又はソフトボール場	円 3 5 0
照明設備	1, 2 4 0
備考	
1 香焼総合公園運動場（照明設備の利用を除く。）及び元宮公園運動場については、半面を利用する場合の使用料とする。	
2 利用時間が１時間未満であるとき、又はその利用時間に１時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は１時間として計算する。	
3 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料（照明設備に係る使用料を除く。）は、この表に掲げる額の５割に相当する額とする。	

(2) 長崎市営庭球場

区 分	金額（１時間につき）
テニスコート（１コートにつき）	円 7 0 0
照明設備（１コートにつき）	5 0 0
備考	

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。
- 2 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料（照明設備に係る使用料を除く。）は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。

(3) 元宮公園庭球場

区 分	金額（1時間につき）
テニスコート（1コートにつき）	円 4 1 0
照明設備（1コートにつき）	5 0 0
備考	
1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。 2 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料（照明設備に係る使用料を除く。）は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。	

(4) 小江原台近隣公園庭球場、えがわ運動公園庭球場及び香焼総合公園庭球場

区 分	金額（1時間につき）
テニスコート（1コートにつき）	4 1 0 円
備考	

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。
- 2 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。

(5) 長崎市宮弓道場

区 分		金 額
専用の利用の場合		1時間につき 8 2 0 円
個人の利用の場合	一般	1回につき 2 4 0
	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	1回につき 1 2 0
備考		
1 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。		
2 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。		
3 利用者がその利用（専用の利用の場合に限る。）に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。		

(6) 長崎市宮陸上競技場

区 分	金額（１時間につき）
競技場	9 0 0 円
備考	
1 利用時間が１時間未満であるとき、又はその利用時間に１時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は１時間として計算する。 2 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額の５割に相当する額とする。	

(7) 長崎市営ラグビー・サッカー場

区 分	金額（１時間につき）
ラグビー・サッカー場	入場料等の徴収をしない場合 1, 6 5 0 円
	入場料等の徴収をする場合 3, 3 0 0
	片面使用の場合 上記使用料の２分の１に相当する額
照明設備	全基使用の場合 6, 4 7 0 円
	４基使用の場合 3, 7 0 0
備考	
1 「入場料等の徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、入場する者から金銭を受領することをいう。 2 利用時間が１時間未満であるとき、又はその利用時間に１時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は１時間として計算する。	

間として計算する。

- 3 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料（照明設備に係る使用料を除く。）は、この表に掲げる額の 5 割に相当する額とする。
- 4 使用料の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第 2 備考を削る。

別表第 3 中「8 8 0」を「1, 8 4 0」に、「5, 5 0 0 円」を「1 0, 0 7 0 円」に、「6 6 0」を「1, 2 3 0」に、「3 2 4」を「6 4 0」に改め、同表備考を同表備考 2 とし、同備考の前に次の 1 備考を加える。

- 1 利用時間が 1 時間未満であるとき、又はその利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は 1 時間として計算する。

別表第 4 第 1 項中「を徴収」を「の徴収を」に、「9, 7 1 1」を「1 3, 5 8 5」に、「1 2, 9 4 8」を「1 6, 8 0 0」に、「2 0, 5 0 1」を「2 8, 6 3 5」に、「1 2, 4 0 3」を「1 7, 3 5 5」に、「1 6, 7 2 0」を「2 1, 7 2 0」に、「2 6, 4 3 1」を「3 4, 2 7 0」に、「2 9, 1 3 4」を「3 7, 8 3 0」に、「3 8, 8 4 5」を「5 0, 4 8 0」に、「6 1, 5 0 5」を「7 9, 9 2 5」に、「3 7, 2 2 1」を「4 8, 3 6 0」に、「5 0, 1 7 0」を「6 0, 2 0 0」に、「7 9, 3 0 4」を「1 0 3, 0 4 0」に、「7 7, 6 9 1」を「9 3, 2 1 0」に、「1 0 3, 5 8 8」を「1 2 4, 2 8 0」に、「1 6 4, 0 1 5」を「1 9 6, 7 6 5」に、「9 9, 2 7 2」を「1 1 9, 0 8 0」に、「1 3 3, 8 0 1」を「1 6 0, 5 6 0」に、「2 1 1, 4 9 3」を「2 5 3, 6 9 0」に、「3 7 7 円」を「5 6 0 円」に、「5 3 4 円」を「7 4 0 円」に改め、同項備考第 1 号中「4 割」を「5 割」に改め、同項備考第 2 号中「6 割」を「5 割」に改め、同表第 2 項中「3 0 分までごと 1 0 0 円」を「1 回につき 1, 0 0 0 円」に改め、同表第 3 項の表を次のように改める。

区 分	金 額	
	片 道	往 復

一般	6 0 0 円	1, 0 0 0 円
小児	3 0 0	5 0 0
備考		
1 「一般」とは、12歳以上の者（小児を除く。）をいう。 2 「小児」とは、就学前の者（1歳未満の者を除く。）及び小学校の児童をいう。 3 保護者（一般に限る。以下この項において同じ。）が同伴する1歳以上6歳未満の者の金額は、保護者1人につき1人を無料とする。		

別表第4備考2中「を徴収」を「の徴収」に改める。

別表第5第1項を次のように改める。

1 長崎東公園運動場の利用に係る基準額

区 分	金額（1時間につき）
運動場	3 5 0 円
照明設備	1, 2 4 0
備考	
1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。 2 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額（照明設備に係る金額を除く。）は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。	

別表第 5 第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 競技場

区 分		金額（１時間につき）
専用の利用の場合		2, 2 1 0 円
練習の利用の場合	卓球（１台につき）	3 1 0
	バドミントン（１面につき）	3 8 0
	バレーボール（１面につき）	9 0 0
	バスケットボール（１面につき）	9 0 0
備考		
1 利用時間が１時間未満であるとき、又はその利用時間に１時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は１時間として計算する。 2 利用者がその利用（専用の利用の場合に限る。）に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる額の５割に相当する額とする。 3 利用者が特別の設備をする場合に、備付けの器具以外の器具を使用して電気又は水道を使用するときは、実費に相当する額とする。 4 利用時間を超過して利用する場合及び部分的に利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。		

別表第 5 第 2 項第 2 号中「1 8 8」を「1 9 0」に、「3 5 6」を「3 8 0」に、「会員券（1 人 1 月につき）」を「回数券（1 1 枚つづり）」に、「1, 2 1 5」を「1, 9 0 0」に、「2, 4 4 0」を「3, 8 0 0」に改め、同項第 3 号の表を次のように改める。

区 分		金 額
当日券（1 人につき）	一般	円 4 0 0
	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	2 0 0
回数券（1 1 枚つづり）	一般	4, 0 0 0
	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	2, 0 0 0

別表第 5 第 3 項を次のように改める。

3 長崎東公園庭球場の利用に係る基準額

区 分	金 額（1 時間につき）
テニスコート（1 コートにつき）	円 4 1 0
照明設備（1 コートにつき）	5 0 0
備考	
1 利用時間が 1 時間未満であるとき、又はその利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は 1 時間として計算する。	
2 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額（照明設備に係る金額を除く。）は、この表に掲げる額の 5 割に相当する額とする。	

別表第 5 第 4 項第 1 号アの表を次のように改める。

区 分	金 額	
	2 時間	超過時間 (1 時間につき)
一般	円 5 7 0	円 2 4 0
小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	2 9 0	1 2 0
備考 超過時間を計算する場合において、その時間が 1 時間未満で あるとき、又はその時間に 1 時間未満の端数があるときは、その 時間又は端数時間は 1 時間として計算する。		

別表第 5 第 4 項第 1 号イの表一般の項中「4, 7 0 0」を「5, 7 0 0」に改め、同表高等学校の生徒の項を削り、同表小学校の児童、中学校の生徒又は幼児の項中「、中学校の生徒又は幼児」を「又は中学校若しくは高等学校の生徒」に、「1, 5 0 0」を「2, 9 0 0」に改め、別表第 5 第 4 項第 2 号を次のように改める。

(2) 専用の利用に係る基準額

区 分	金額 (1 時間につき)
入場料等の徴収をしない場合	円 1 3, 5 1 0
入場料等の徴収をする場合	2 7, 0 2 0
備考	
1 「入場料等の徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、 又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、入 場する者から金銭を受領することをいう。	

- 2 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。
- 3 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。

別表第5第4項第3号を削り、同表備考を次のように改める。

- 1 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童並びに中学校若しくは高等学校の生徒を除く。）をいう。
- 2 使用のための準備及び原状回復の時間は、利用時間に含む。

別表第6第1項を次のように改める。

- 1 長崎市総合運動公園かきどまり庭球場の利用に係る基準額

区 分	金額（1時間につき）
テニスコート（1コートにつき）	円 7 0 0
照明設備（1コートにつき）	5 0 0
備考	
1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。 2 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額（照明設備に係る金額を除く。）は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。	

別表第6第2項の表を次のように改める。

区	分	金額（１時間につき）
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料等の徴収をしない場合	円 2, 3 4 0
	入場料等の徴収をする場合	4, 6 8 0
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料等の徴収をしない場合	4, 6 8 0
	入場料等の徴収をする場合	1 8, 7 2 0
備考		
1 「入場料等の徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、入場する者から金銭を受領することをいう。 2 利用時間が１時間未満であるとき、又はその利用時間に１時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は１時間として計算する。 3 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる額の５割に相当する額とする。		

別表第６第３項第１号の表を次のように改める。

区	分	金額（１時間につき）
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料等の徴収をしない場合	円 4, 9 0 0
	入場料等の徴収をする場合	9, 8 0 0
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料等の徴収をしない場合	9, 8 0 0
	入場料等の徴収をする場合	3 9, 2 0 0
備考		
1 「入場料等の徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、		

又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、入場する者から金銭を受領することをいう。

2 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。

3 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。

別表第6第3項第2号中「251」を「300」に、「125」を「150」に改め、同項第3号中「18,857円」を「10,430円」に、「10,476円」を「5,220円」に、「5,238円」を「2,090円」に、「2,095円」を「1,050円」に改め、同表第4項第1号の表を次のように改める。

区 分		金額（1時間につき）
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料等の徴収をしない場合	2,190 円
	入場料等の徴収をする場合	4,380
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料等の徴収をしない場合	4,380
	入場料等の徴収をする場合	17,520
備考		
1 「入場料等の徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、入場する者から金銭を受領することをいう。		
2 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時		

間として計算する。

- 3 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。

別表第6第4項第2号中「125」を「160」に、「62」を「80」に改め、同表第5項中「523」を「630」に、「261」を「320」に改め、同項備考中「時間」を「場合」に、「4割」を「5割」に改め、同備考を同項備考2とし、同備考の前に次の1備考を加える。

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。

別表第6備考を削る。

別表第7中「932」を「~~13,590~~^{1,380}」に、「1,278」を「~~18,170~~^{1,900}」に、「1,508」を「~~18,460~~^{2,230}」に、「1,162」を「~~13,890~~^{1,730}」に、「1,854」を「~~18,910~~^{2,750}」に、「6,987」を「~~21,450~~^{9,060}」に、「12,812」を「~~33,200~~^{16,680}」に、「15,148」を「~~36,220~~^{19,700}」に、「8,150」を「~~23,000~~^{10,610}」に、「18,647」を「~~40,680~~^{24,160}」に改め、同表備考4中「4割」を「5割」に改め、同備考後段を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の長崎市都市公園条例別表第2から別表第

7 までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前にされた申請に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

3 施行日前に発行された第 2 条の規定による改正前の長崎市都市公園条例（次項において「旧条例」をいう。）別表第 5 第 2 項第 2 号に規定する会員券及び同項第 3 号に規定する回数券は、施行日以後においても、なお従前の例により使用することができる。

4 附則第 2 項の規定にかかわらず、施行日前に発行された旧条例別表第 5 第 4 項第 1 号イに規定する前売券は、同日以後においても、なおその券面額に限り使用することができる。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、都市公園の使用料及び利用料金の基準とする額を改定したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 6 1 号議案

長崎市公園条例の一部を改正する条例

長崎市公園条例（平成 1 6 年長崎市条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項を削る。

別表第 1 高島ふれあい多目的運動公園の項及び外海運動公園の項を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）

1 外海総合公園運動場、岳路運動公園運動場、琴海北部運動公園運動場、琴海中部運動公園運動場及び琴海南部運動公園運動場の使用料

区 分	金額（1 時間につき）
運動場	3 5 0 円
照明設備	1, 2 4 0
備考	
1 琴海中部運動公園運動場及び琴海南部運動公園運動場については半面、琴海北部運動公園運動場については 1 区画（1 面の 3 分の 1 に相当する市長が別に定める区画をいう。）を利用する場合の使用料とする。 2 利用時間が 1 時間未満であるとき、又はその利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は 1 時間として計算する。 3 利用者（第 4 条第 2 項の許可を受けた者をいう。次項において同じ。）がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料（照明設備に係る使用料を除く。）は、この表に掲げる額の 5 割に相当する額とする。	

2 琴海中部運動公園庭球場の使用料

区 分	金額（1 時間につき）
テニスコート（1 コートにつき）	4 1 0 円
備考	

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。
- 2 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市公園条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、公園の使用料を改定したいのと、利用状況等を総合的に勘案し、高島ふれあい多目的運動公園庭球場及び外海運動公園運動場を廃止したいので、この条例案を提出する。

第 1 6 2 号議案

長崎市黒崎海岸有料シャワー施設条例の一部を改正する条例

長崎市黒崎海岸有料シャワー施設条例（平成 1 6 年長崎市条例第 1 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「1 0 0 円」を「2 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市黒崎海岸有料シャワー施設の使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 6 3 号議案

長崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例

長崎市屋外広告物条例（平成 8 年長崎市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 9 条第 1 項中「第 4 8 条」を「前条」に改め、同条第 5 項中「第 4 8 条第 1 項第 2 号」を「前条第 1 項第 2 号」に改める。

別表第 1 中「1 2 0」を「1 4 0」に、「2 2 0」を「2 6 0」に、「4 6 0」を「5 5 0」に、「9 7 0」を「1, 1 6 0」に、「1, 9 0 0」を「2, 2 8 0」に、「3, 4 0 0」を「4, 0 8 0」に、「5, 6 0 0」を「6, 7 2 0」に、「7, 9 0 0」を「9, 4 8 0」に、「1 1, 0 0 0」を「1 3, 2 0 0」に、「1 1, 4 5 0 円」を「1 3, 7 4 0 円」に、「4 5 0 円を」を「5 4 0 円を」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 9 条第 1 項及び第 5 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市屋外広告物条例別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、屋外広告物の表示の許可等に係る手数料を改定したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 6 4 号議案

長崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

長崎市港湾施設条例（平成 1 6 年長崎市条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

別表長崎市茂木港船客待合所の項中「1, 0 7 9」を「1, 0 7 8」に、「1, 1 8 3」を「1, 3 0 2」に、「1, 6 1 3」を「2, 0 9 7」に改め、同表長崎市伊王島港ターミナル切符売場の項中「7 9 6」を「9 5 6」に改め、同表長崎市伊王島港ターミナル食堂又は売店の項中「7 9 6」を「1, 0 3 5」に改め、同表長崎市伊王島港ターミナルその他の施設の項中「7 9 6」を「9 5 6」に改め、同表長崎市高島港ターミナルの項中「1, 3 6 1」を「5 2 6」に、「8 1 7」を「9 8 1」に改め、同表長崎市池島港船客待合所の項中「5 4 4」を「7 0 8」に、「2 7 2」を「3 8 1」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市港湾施設条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、港湾施設の使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 6 5 号議案

長崎市駐車場条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎市駐車場条例（昭和 4 6 年長崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 5 項第 1 号の表を次のように改める。

種 別 車 種	入 出 庫 1 回 ご と の 駐 車 料 金			定 期 駐 車 料 金
	午前 8 時から午後10時まで		午後10時から午前 8 時まで	
	最初の 30 分 まで	その後30分 までごと		
普通自動車 小型自動車 軽 自 動 車	1 3 0 円	1 2 0 円	30分につき 4 0 円	1 1, 0 0 0 円

別表第 1 備考 8 中「場合（」の次に「長崎市茂里町駐車場及び」を加える。

第 2 条 長崎市駐車場条例の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 2 項中「同表備考 6 及び同表備考 1 1」を「同表備考 5 及び備考 1 0」に改める。

別表第 1 第 3 項第 1 号の表マイクロバスの項を削り、同表普通自動車小型自動車軽自動車の項中「1 4 0」を「1 5 0」に改め、別表第 1 第 3 項第 2 号の表 1 4 0 円券（2 2 枚つづり）の項中「1 4 0 円券」を「1 5 0 円券」に、「2, 8 0 0」を「3, 0 0 0」に改め、同表 3 7 0 円券（2 2 枚つづり）の項を削り、別表第 1 第 4 項第 1 号イ(ア)を次のように改める。

(ア) バス

種 別 車 種	昼 間 駐 車 料 金		夜 間 駐 車 料 金
	最初の 1 時間まで	その後30分まで ごと	
バ ス	1, 5 0 0 円	7 5 0 円	1, 0 4 0 円

別表第 1 第 4 項第 2 号中「1 3 0 円券」を「2 6 0 円券」に、「2, 6 0 0 」を「5, 2 0 0 」に改め、同表第 5 項第 1 号中「1 3 0 円」を「1 4 0 円」に、「1 2 0 円」を「1 3 0 円」に改め、同項第 2 号中「1 2 0 円券」を「1 3 0 円券」に、「2, 4 0 0 」を「2, 6 0 0 」に、「1 3 0 円券」を「1 4 0 円券」に、「2, 6 0 0 」を「2, 8 0 0 」に改め、同表第 6 項第 1 号アを次のように改める。

ア バス

種 別 車 種	入 出 庫 1 回 ご と の 駐 車 料 金	
	午前 7 時30分から午後10時 まで	午後10時から翌日の午前 7 時30分まで
バ ス	3 0 分につき 7 5 0 円	3 0 分につき 5 0 円

別表第 1 第 6 項第 2 号の表 3 7 0 円券（2 2 枚つづり）の項を削り、別表第 1 第 7 項第 1 号の表マイクロバスの項を削り、同表普通自動車小型自動車軽自動車の項中「1 4 0 」を「1 5 0 」に、「11, 0 0 0 円」を「12, 0 0 0 円」に改め、別表第 1 第 7 項第 2 号の表 1 4 0 円券（2 2 枚つづり）の項中「1 4 0 円券」を「1 5 0 円券」に、「2, 8 0 0 」を「3, 0 0 0 」に改め、同表 3 7 0 円券（2 2 枚つづり）の項を削り、別表第 1 備考 2 中「3 0 人」を「1 1 人」に改め、同表備考 3 を削り、同表備考 4 を同表備考 3 とし、同表備考 5 から備考 1 1 までを同表備考

4 から備考 10 までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の規定 令和 7 年 1 1 月 4 日

- (2) 第 2 条の規定及び次項から附則第 4 項までの規定 令和 8 年 4 月 1 日

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定による改正後の長崎市駐車場条例（以下「新条例」という。）別表第 1 の規定は、前項第 2 号に掲げる規定の施行の日（以下「2 号施行日」という。）以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、2 号施行日前の入庫に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新条例別表第 1 第 7 項第 1 号の規定は、2 号施行日以後に申込みを受ける長崎市松が枝町第 2 駐車場の定期駐車料金に係る駐車場の利用について適用し、2 号施行日前に申込みを受けた同駐車場の令和 8 年 4 月分の定期駐車料金に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。
- 4 2 号施行日前に発行された第 2 条の規定による改正前の長崎市駐車場条例別表第 1 第 3 項第 2 号、第 4 項第 2 号、第 5 項第 2 号、第 6 項第 2 号及び第 7 項第 2 号に規定する回数駐車券は、2 号施行日以後においても、なおその券面額に限り使用することができる。

令和 7 年 9 月 5 日提出

理 由

長崎市茂里町駐車場の有効活用を図るため、定期駐車制度を導入したいのと、近隣の駐車場の駐車料金との均衡を図るため、本市の駐車場の利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 6 6 号議案

長崎市二輪車等駐車場条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎市二輪車等駐車場条例（平成 1 0 年長崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 1 項の表を次のように改める。

区	分		入出庫 1 回 ごとの金額
長崎市築町二輪車等駐車場、 長崎市古川町二輪車等駐車場、 長崎市万才町二輪車等駐車場、 長崎市恵美須町二輪車等駐車場、 長崎市新地町二輪車等駐車場、 長崎市元船町第 2 二輪車等駐車場、 長崎市住吉町二輪車等駐車場、 長崎市興善町二輪車等駐車場、 長崎市新大工町二輪車等駐車場及び長崎市浦上駅二輪車等駐車場	2 4 時間 以内の場合	最初の 1 時間 まで	円 1 0 0
		1 時間 を超え るとき	2 0 0
	2 4 時間を超える 場合		2 4 時間につき 2 0 0
長崎市元船町二輪車等駐車場、 長崎市尾上町二輪車等駐車場 及び長崎駅二輪車等駐車場	8 時間以 内の場合	最初の 1 時間 まで	1 0 0
		1 時間 を超え るとき	2 0 0
	8 時間を超える場 合		8 時間につき 1 0 0

第 2 条 長崎市二輪車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 1 項中「及び長崎駅二輪車等駐車場」を「、長崎駅二輪車等駐車場及び長崎市元船町仮設二輪車等駐車場」に改める。

第 3 条 長崎市二輪車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 1 項中「、長崎駅二輪車等駐車場及び長崎市元船町仮設二輪車等駐車場」を「及び長崎駅二輪車等駐車場」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の規定及び次項の規定 令和 8 年 4 月 1 日
- (2) 第 2 条の規定 令和 8 年 1 0 月 1 日
- (3) 第 3 条の規定 令和 1 0 年 2 月 1 日

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の長崎市二輪車等駐車場条例の規定は、前項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後の入庫に係る二輪車等駐車場の利用について適用し、同日前の入庫に係る二輪車等駐車場の利用については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

近隣の駐車場の駐車料金との均衡を図るため、本市の二輪車等駐車場の利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

第 1 6 7 号議案

長崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例

長崎市水道事業給水条例（昭和 3 3 年長崎市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が都道府県、他の市町村等の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。）又は都道府県、他の市町村等の水道事業者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者に給水装置工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 3 2 条第 1 項第 1 号中「給水装置工事事業者指定申請手数料」を「指定給水装置工事事業者新規申請手数料」に、「1 0, 5 0 0 円」を「1 2, 6 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「6, 2 0 0 円」を「7, 5 0 0 円」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 水道事業に係る諸証明手数料 1 件につき 4 0 0 円

第 3 2 条第 2 項の表第 1 号中「3, 5 0 0」を「4, 5 5 0」に、「5, 0 0 0」を「6, 5 0 0」に、「6, 5 0 0」を「8, 4 5 0」に改め、同表第 2 号中「2, 4 0 0」を「3, 1 2 0」に改め、同表備考 2 中「2 0 0 円」を「3 5 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 9 条第 1 項にただし書を加える改正規定 公布の日

(2) 第 3 2 条第 1 項各号及び第 2 項の改正規定並びに次項の規定 令和
8 年 4 月 1 日

(経過措置)

2 改正後の長崎市水道事業給水条例第 3 2 条第 1 項及び第 2 項の規定は、
前項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後にされる申請又は申込みに係る
手数料について適用し、同日前にされた申請又は申込みに係る手数料に
ついては、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

災害その他非常の場合において他の地域の水道事業者等が給水装置に係
る工事を施行できることとしたいのと、受益者負担の適正化を図るため、
指定給水装置工事事業者の新規申請等に係る手数料を改定したいので、こ
の条例案を提出する。

第 1 6 8 号議案

長崎市下水道条例の一部を改正する条例

長崎市下水道条例（昭和 3 5 年長崎市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が都道府県、他の市町村等の公共下水道管理者（法第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定を受けた者に排水設備等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 7 条第 2 項中「前項の」を「前項本文の規定による」に改める。

第 2 9 条各号を次のように改める。

- (1) 指定工事店新規申請手数料 1 件につき 1 3, 0 0 0 円
- (2) 指定工事店更新申請手数料 1 件につき 6, 5 0 0 円
- (3) 下水道事業に係る諸証明手数料 1 件につき 4 0 0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 7 条第 1 項にただし書を加える改正規定及び同条第 2 項の改正規定 公布の日

- (2) 第 2 9 条各号の改正規定及び次項の規定 令和 8 年 4 月 1 日

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市下水道条例第 2 9 条の規定は、前項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前に

された申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

災害その他非常の場合において他の地域の公共下水道管理者の指定を受けた者が排水設備等に係る工事を施行できることとしたいのと、受益者負担の適正化を図るため、指定工事店の新規申請等に係る手数料を改定したので、この条例案を提出する。

第 1 6 9 号議案

長崎市池島炭鉱体験施設条例を廃止する条例

長崎市池島炭鉱体験施設条例（平成 2 7 年長崎市条例第 5 5 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

施設の老朽化の状況等を総合的に勘案し、長崎市池島炭鉱体験施設を廃止したいので、この条例案を提出する。

第 1 7 0 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
簡易トイレ	2 6 5 台

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

避難所の整備を図るため、簡易トイレを購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

簡易トイレの概要

1 寸 法

(1) 幅 3 9 0 ミリメートル

(2) 高さ 4 0 0 ミリメートル

(3) 奥行 4 6 0 ミリメートル

2 質 量 約 1 2 キログラム

3 耐荷重 1 5 0 キログラム

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2, 0 0 0 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5, 0 0 0 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

第 1 7 1 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
学習者用タッチパネル式ノート型パソコン	8, 7 0 0 台

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

G I G A スクール構想に則する中学校の I C T 環境を維持するため、学習者用タッチパネル式ノート型パソコンを購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

学習者用タッチパネル式ノート型パソコンの概要

- | | | | | |
|---|---|----|-------------|---------------------------------------|
| 1 | O | S | C h r o m e | O S |
| 2 | C | P | U | M e d i a T e k K o m p a n i o 5 2 0 |
| 3 | メ | イン | メモ | リ 4 G B |
| 4 | e | M | M | C 6 4 G B |
| 5 | 通 | 信 | 機 | 能 W i - F i |

第 1 7 2 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 公用車駐車場等建設電気工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1 6 2, 5 9 7, 6 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで
- 5 相 手 方 長崎市西泊町 2 2 番 3 8 号

長崎運送株式会社

代表取締役 早 石 朝 廣

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

公用車駐車場等建設電気工事の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

公用車駐車場等建設電気工事の概要

- | | | | |
|---|------|---------------|----|
| 1 | 工事場所 | 桜町 | |
| 2 | 工事内容 | 受 変 電 設 備 | 一式 |
| | | 幹 線 設 備 | 一式 |
| | | 動 力 設 備 | 一式 |
| | | 車 両 充 電 設 備 | 一式 |
| | | 電 灯 設 備 | 一式 |
| | | 監 視 カ メ ラ 設 備 | 一式 |
| | | 構 内 交 換 設 備 | 一式 |
| | | 自動火災報知設備 | 一式 |
| | | 駐 車 場 管 制 設 備 | 一式 |

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 1 7 3 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 端島炭坑跡護岸施設補強工事（その４）の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 4 1 5, 2 5 0, 0 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和８年９月３０日まで
- 5 相 手 方 F a c t o r y ・加藤産業特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市多以良町 1 5 5 1 番地 9 3

株式会社 F a c t o r y

代表取締役社長 山 本 清 和

長崎市竹の久保町 2 0 番 9 号

加藤産業株式会社

代 表 取 締 役 加 藤 博 文

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

端島炭坑跡護岸施設補強工事（その４）の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

端島炭坑跡護岸施設補強工事（その４）の概要

1	工事場所	高島町		
2	工事内容	延	長	73.1メートル
		海岸土工		1,400立方メートル
		基礎捨石工		375平方メートル
		撤去工		22個
		護岸本体工		1,644立方メートル
		護岸上部工		194立方メートル
		仮設工		97個

第 1 7 4 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 琴海中学校改築主体工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1, 8 1 2, 9 8 9, 2 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで
- 5 相 手 方 上 滝・谷川建設・丸栄組特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市新地町 5 番 1 7 号

株式会社上 滝

代表取締役 上 滝 満

長崎市岡町 9 番 1 号

株式会社谷川建設

代表取締役 谷 川 喜 一

長崎市小瀬戸町 1 0 1 1 番地 3

株式会社丸栄組

代表取締役 峰 栄 樹

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

琴海中学校改築主体工事の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万

円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

琴海中学校改築主体工事の概要

1 工事場所 琴海戸根町

2 工事内容

(1) 建築物の構造及び種別 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上 4

階建

職 員 室	1
校 長 室	1
事 務 室	1
昇 降 口	1
進 路 相 談 室	1
カウ ン セ リ ン グ 室	1
保 健 室	1
脱 衣 室	2
放 送 室	1
便 所	1 7
教 材 室	2
印 刷 室	1
配 膳 室	1
会 議 室	1
更 衣 室	1 0
庁 務 員 作 業 室	1
P T A 室	1
湯 沸 室	1

倉	庫	7
通 級 指 導 室	1	
図 書 室	1	
技 術 室	1	
技 術 準 備 室	1	
特 別 支 援 教 室	4	
普 通 教 室	8	
音 樂 室	1	
音 樂 準 備 室	1	
生 徒 会 室	1	
美 術 室	1	
美 術 準 備 室	1	
理 科 室	2	
理 科 準 備 室	1	
資 料 室	1	
多 目 的 室	1	
被 服 室	1	
被 服 準 備 室	1	
調 理 室	1	
調 理 準 備 室	1	
機 械 室	2	
前 室	1	
管 理 室	1	
武 道 場	1	
物 入	2	

屋 上 プ ー ル 1

(25メートル、7コース)

(2) 建 築 物 の 面 積 建築面積 2,931.51平方メートル

延べ面積 6,097.44平方メートル

(3) そ の 他 昇降機設備工事 一式

外 構 工 事 一式

第 1 7 5 号議案

工事の請負契約の一部変更について

令和 6 年 9 月 2 0 日に議会の議決を得て締結した小島小学校改築主体工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 1, 9 6 4, 8 8 9, 3 0 0 円

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

小島小学校改築主体工事の請負契約については、労務単価等が著しく上昇したこと等に伴い、契約の金額を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和6年9月20日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 小島小学校改築主体工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1,910,700,000円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和8年10月23日まで
- 5 相 手 方 上滝・谷川建設・日東建設特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市新地町5番17号

株式会社上滝

代表取締役 上 滝 満

長崎市岡町9番1号

株式会社谷川建設

代表取締役 谷 川 喜 一

長崎市飽の浦町9番4号

株式会社日東建設

代表取締役 大 田 光 敏

第 1 7 6 号議案

製造の請負契約の締結について

次のとおり製造の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 長崎原爆資料館展示更新実施設計・制作施工の請負
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 5 0 0, 9 5 5, 0 2 2 円
- 4 履行期間 議会の議決を得た日から令和 9 年 3 月 1 2 日まで
- 5 相手方 東京都港区台場二丁目 3 番 4 号

株式会社乃村工藝社

代表取締役社長執行役員 奥 本 清 孝

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

長崎原爆資料館展示更新実施設計・制作施工の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

長崎原爆資料館展示更新実施設計・制作施工の概要

- 1 展示実施設計業務 一式
- 2 展示制作施工業務 一式

第 1 7 7 号議案

地方独立行政法人長崎市立病院機構第 4 期中期計画の変更の認可について

地方独立行政法人長崎市立病院機構から地方独立行政法人長崎市立病院機構第 4 期中期計画の変更に係る認可申請があったので、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 6 条第 1 項の規定により同計画の一部を別紙のとおり変更することについて認可するものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

長崎みなとメディカルセンターにおいて外国人患者等の診療に係る料金を改定することに伴う地方独立行政法人長崎市立病院機構第 4 期中期計画の変更を認可したいが、この中期計画の変更を認可するに当たっては、地方独立行政法人法第 8 3 条第 3 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別 紙」

地方独立行政法人長崎市立病院機構第4期中期計画の一部を次のとおり変更する。

第10の1の(9)中「(8)」を「(10)」に改め、同(9)を同1の(11)とし、同1中(8)を(10)とし、(4)から(7)までを(6)から(9)までとし、(3)の次に次の(4)及び(5)を加える。

- (4) 外国人患者（日本の国籍を有しない者で、社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る患者以外のものに限る。）に係る療養の給付に関する費用 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の例により算定した額とする。この場合において、診療報酬の算定方法第2号中「10円」とあるのは「15円」とする。
- (5) 交通事故の患者（社会保険診療に係る患者以外の患者に限る。）に係る療養の給付に関する費用 診療報酬の算定方法の例により算定した額とする。この場合において、診療報酬の算定方法第2号中「10円」とあるのは「20円」とする。

「参 照」

地方独立行政法人法

第 2 6 条第 1 項 地方独立行政法人は、前条第 1 項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

第 8 3 条第 3 項 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第 2 6 条第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

第 1 7 8 号議案

仲裁について

新東工場整備運営事業 建設工事において発生した法面崩落に伴う費用負担に係る紛争に関し、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 5 条の 1 0 の規定に基づき、次のとおり中央建設工事紛争審査会に仲裁の申請をするものとする。

1 仲裁の相手方 三菱・フジタ・M H I T C 特定建設工事共同企業体

代表者 神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目 4 番
2 号

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会
社

代表取締役 野 口 能 弘

東京都新宿区西新宿四丁目 3 2 番 2 2 号
株式会社フジタ

代表取締役 奥 村 洋 治

東京都港区芝五丁目 3 3 番 1 1 号

三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会
社

代表取締役 中 島 滋

2 申 請 の 趣 旨

新東工場整備運営事業 建設工事において発生した法面崩落に係る費用について、本市は一切の負担をしないとするものの仲裁判断を求める。

3 仲 裁 判 断

当事者双方は、仲裁判断に服するものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

建設業法第 25 条の 10 の規定に基づき、中央建設工事紛争審査会に仲裁の申請をしたいが、この仲裁の申請については、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

事件の概要

新東工場整備運営事業 建設工事において発生した法面崩落の原因及び費用負担に関し、当該建設工事の受注者である相手方と協議を行ってきたが、双方の見解が対立しており、今後も当事者間での解決が見込めない状況である。

「参 照」

建設業法

第 2 5 条の 1 0 審査会に対する紛争処理の申請は、政令の定めるところにより、書面をもって、中央審査会に対するものにあつては国土交通大臣を、都道府県審査会に対するものにあつては当該都道府県知事を経由してこれをしなければならない。

地方自治法

第 9 6 条第 1 項（抜粋） 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 1 0 5 条の 2、第 1 9 2 条及び第 1 9 9 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 1 1 条第 1 項（同法第 3 8 条第 1 項（同法第 4 3 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 4 3 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第 1 0 5 条の 2、第 1 9 2 条及び第 1 9 9 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

第 1 7 9 号議案

あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第 2 6 0 条第 1 項の規定により町の区域を次のとおり変更する。

あ ら た に 生 じ た 土 地		編入する町
位 置	面 積	
長崎市京泊 3 丁目 1 5 8 9 番 3 地 先	平方メートル 4, 5 5 1. 5 3	京 泊 3 丁 目
	4, 4 7 1. 7 7	

令和 7 年 9 月 5 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

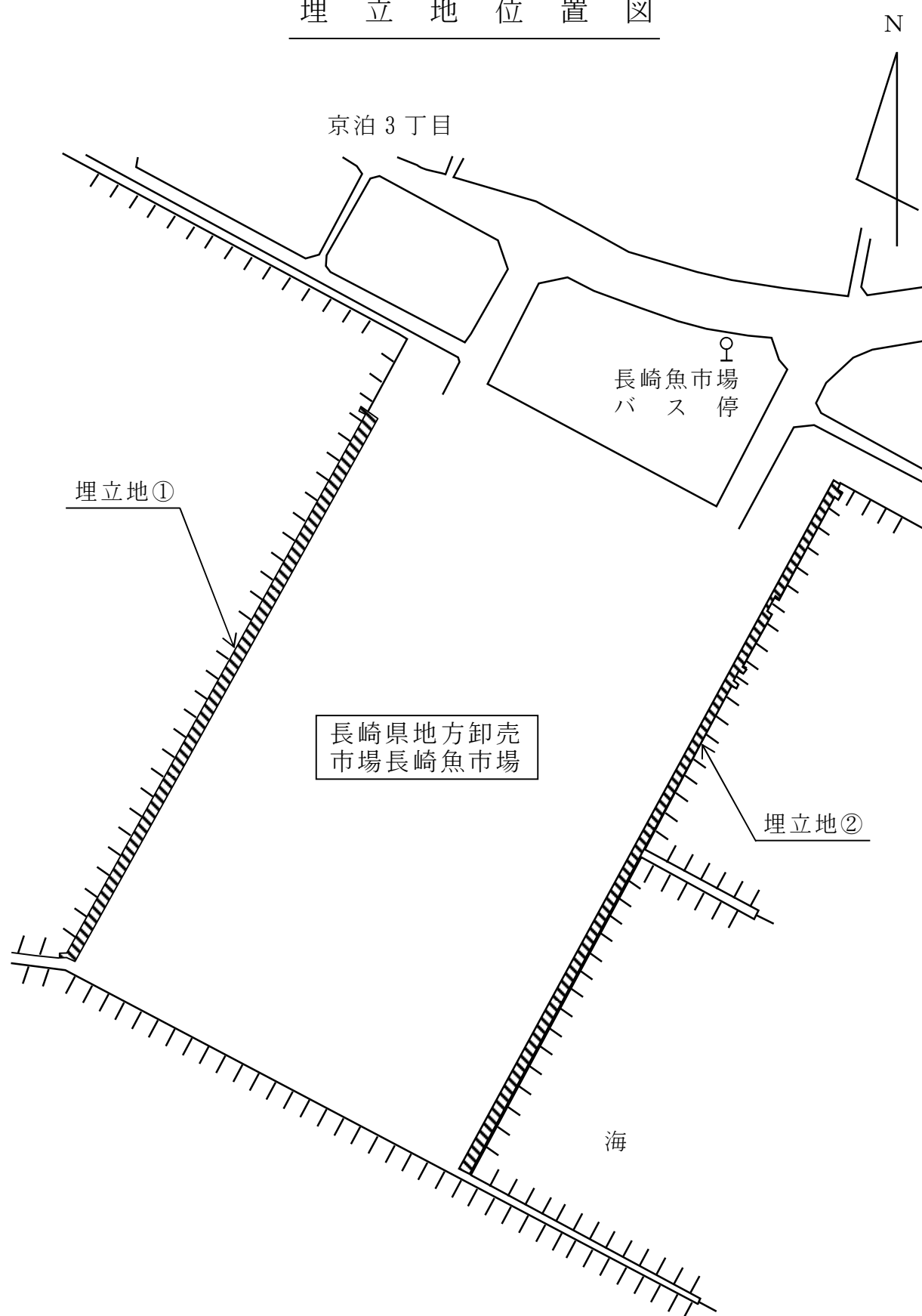
前記の公有水面埋立地は、本市の区域内にあらたに生じた土地として確認する必要があるのと、この確認に伴い町の区域を変更する必要があるため、議会の議決を経たいので、この議案を提出する。

「参 考」

埋立地	面積	埋立 出願人	用途	しゅん功 認可 年月日	埋立地 番号
京泊3丁目に編入 する土地	平方メートル 4,551.53	長崎県	漁港施設 用地	R7.4.15	①
	4,471.77				②

「参 考」

埋 立 地 位 置 図



「参 照」

地方自治法

第 9 条の 5 第 1 項 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

第 2 6 0 条第 1 項 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。